

第六次新居浜市長期総合計画

2021-2030



—豊かな心で幸せつむぐ—
人が輝く あかがねのまち
にいほま



令和3年(2021年)3月 新居浜市

第|六|次|新|居|浜|市|長|期|総|合|計|画

2021 - 2030

— 豊かな心で幸せつむぐ —

人が輝く
あかがねのまち
にいほま

niihama

ごあいさつ



この度、令和3年度(2021年度)を初年度とする「第六次新居浜市長期総合計画」を策定しました。

長期総合計画とは、これから目指す本市の将来像と、それを実現するための中長期的な方針を示すもので、本市のまちづくりの最上位に位置付けられる10年間の計画です。

新たな計画では、先人の偉業に支えられ、別子銅山の発展とともに栄えた本市の誇りとアイデンティティを忘れず、後世に引き継いでいきたいという思いを込め、「－豊かな心で幸せつむぐ－ ひとが輝く あかがねのまち にいはま」を目指す将来都市像として掲げました。

また、計画には、市が実施するすべての施策について、国際社会全体の開発目標であるSDGsとの関連を明記しており、本市における様々な施策を推進するうえで、持続可能なまちづくりを意識し、SDGsの達成に貢献していきたいと考えています。

現在、本市は、急激な人口減少への対応や頻発・大規模化する自然災害への備え、コロナ禍において加速したデジタル化・オンライン化の推進など、多くの喫緊の課題に直面しています。

今後、市民、団体、事業者の皆様とともに本計画に掲げる施策を着実に実施していくことで、これらの課題に対応し、市民の皆様一人ひとりが輝き、豊かさ、幸せを実感できる新居浜市を目指してまいります。

この計画の策定に当たり、ご尽力いただいた長期総合計画審議会、政策懇談会、市議会の皆様をはじめ、ご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和3(2021)年3月 新居浜市長

石川 勝行

新型コロナウイルス感染症について

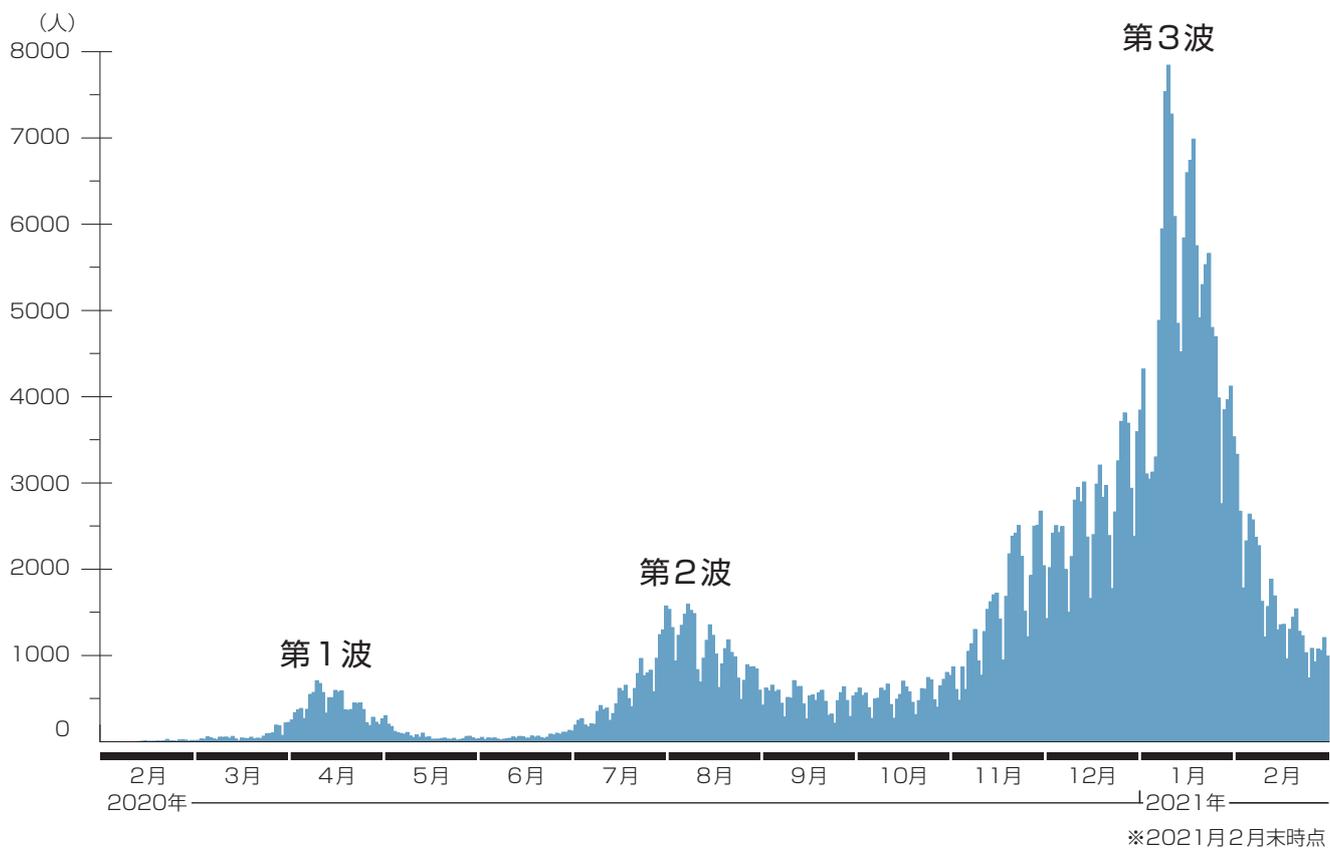
- ①本計画の策定作業は、新型コロナウイルス感染症*が世界中にまん延、拡大する状況下において行われました。
- ②今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、今後の自治体運営や、市民の生活様式も大きな影響を受けることとなります。日々刻々と変化する状況に対し、的確に対応していくことが行政における喫緊の課題として浮上しており、第六次新居浜市長期総合計画の計画期間においても重要な課題となります。
- ③新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延という新たな脅威に対し、国や県を含む行政と市民・企業などが情報を共有し協力しながら、長期的な視点で継続的な対策を講じていく必要があります。

(新型コロナウイルス感染症をめぐる主な動き)

2019年12月	中国の湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者確認
2020年 1 月16日	初の感染者を発表
2020年 2 月13日	初の死者確認、感染経路不明の事例相次ぐ
2020年 2 月25日	政府が対策基本方針を発表
2020年 2 月26日	政府が大規模イベントの自粛を要請
2020年 2 月27日	首相が全国の学校に臨時休校を要請
2020年 2 月28日	新居浜市・新型コロナウイルス対策本部を設置
2020年 3 月12日	WHOが世界の流行状況を「パンデミック」と認定
2020年 3 月24日	東京五輪の1年程度の延期を決定
2020年 4 月 3 日	世界の感染者が100万人を超える
2020年 4 月 7 日	政府が緊急事態宣言を発出(7都府県対象)
2020年 4 月11日	世界の死者が10万人を超える
2020年 4 月16日	政府が緊急事態宣言を全国に拡大
2020年 4 月18日	国内感染者が1万人を超える
2020年 5 月25日	政府の緊急事態宣言全面解除
2020年 6 月29日	世界の死者が50万人を超える
2020年 7 月28日	国内の死者が1,000人を超える(クルーズ船除く)
2020年 9 月29日	世界の死者が100万人を超える
2020年10月29日	国内の感染者が10万人を超える
2021年 1 月 7 日	政府が緊急事態宣言を発出(1都3県対象)
2021年 1 月13日	政府が緊急事態宣言を発出(7府県を追加)
2021年 1 月16日	世界の死者が200万人を超える
2021年 1 月23日	国内の死者が5,000人を超える(クルーズ船除く)
2021年 2 月28日	政府が緊急事態宣言を一部解除(1都3県を除く府県)

※2021年2月末時点

国内感染者数(陽性者数)



あかがねブルーライトアップ

第1部 総論

1

第1章 長期総合計画とは 2

- 1 計画策定の目的 2
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の構成と期間 3
- 4 計画策定のポイント 4
- 5 他の計画などとの関連 5

第2章 本市を取り巻く変化 7

- 1 本市の概況 7
- 2 本市を取り巻く時代の潮流 19
- 3 市民の声 23
- 4 本市の特性・外部環境 34
- 5 本市の主要課題 35

第2部 基本構想

41

第1章 将来像 42

- 1 将来都市像と計画の推進 42
- 2 目標人口 43
- 3 将来都市構造 44

第2章 施策の大綱と重点プロジェクト 46

- 1 まちづくりの目標と計画の推進 46
- 2 6つのまちづくりの目標に計画の推進を加えた7つの柱ごとの施策 49
- 3 重点プロジェクトの体系 59
- 4 施策の体系 60
- 5 10年後のまちの姿 65
- 6 基本構想の体系 66

第3部 基本計画

69

まちづくりの目標1【子育て・教育】

未来を創り出す子どもが育つまちづくり 70

- 1 子ども・子育て支援の充実 72
- 2 家庭、地域の教育力の向上 76
- 3 学校教育の充実 78
- 4 特別支援教育の充実 80

まちづくりの目標2【健康・福祉】

健康で、いきいきと暮らし、支えあつまちづくり 82

- 1 健康づくりと医療体制の充実 84
- 2 地域福祉の充実 86
- 3 障がい者福祉の充実 88
- 4 高齢者福祉の充実 90
- 5 社会保障の充実 92

まちづくりの目標3【経済・雇用】

活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生まれ出されるまちづくり 94

1	工業の振興	96
2	商業の振興	100
3	雇用環境の充実	102
4	観光・物産の振興	104
5	農業の振興	108
6	林業の振興	112
7	水産業の振興	116

まちづくりの目標4【都市基盤・防災・防犯・消防】

安全・安心・快適を実感できるまちづくり 118

1	快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出	120
2	道路の整備	124
3	安心な住宅の整備	126
4	港湾の整備	128
5	防災・減災対策の推進	130
6	生活安全対策の推進	132
7	消防体制の充実	136
8	運輸交通体系の整備	140

まちづくりの目標5【人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ】

人と地域ので豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり 142

1	学習活動の充実	144
2	文化芸術の振興と歴史文化の継承	146
3	スポーツの振興と競技力の向上	148
4	近代化産業遺産の保存活用・整備の充実	150
5	人権の尊重	152
6	男女共同参画社会の形成	154
7	地域コミュニティの充実	156
8	多様な主体による協働の推進	158
9	国際化の推進	160

まちづくりの目標6【地球環境・生活環境・上下水道】

人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり 162

1	地球環境の保全と継承	164
2	生活環境の保全と調和	166
3	循環型社会の実現	168
4	上下水道事業の推進	170

計画の推進【行財政運営】

持続可能なまちづくりの推進 174

1	人口減少対策とシティブランド戦略の推進	176
2	開かれた市政の推進	178
3	効果・効率的な自治体経営の推進	182
4	ICT(情報通信技術)の利活用と市民サービスの向上	186
5	過疎地域及び離島地域の振興	188

成果指標一覧	192
用語の解説	202
新居浜市長期総合計画審議会条例	217
新居浜市長期総合計画審議会委員名簿	218
第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について(諮問)	218
第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について(答申)	219
新居浜市政策懇談会設置要綱	222
新居浜市政策懇談会委員名簿	223
新居浜市政策懇談会ワーキンググループ名簿	224
新居浜市長期総合計画に関する規程	228
第六次新居浜市長期総合計画策定経過	232

第1部

総論

» 第1章 長期総合計画とは

» 第2章 本市を取り巻く“変化”



第1章

長期総合計画とは

1 計画策定の目的

本市では、平成23年度(2011年度)を初年度とする「第五次新居浜市長期総合計画」を策定し、将来都市像「あかがね^{*}のまち、笑顔輝く― 産業・環境共生都市」の実現に向け、各種施策に取り組んできました。

しかしながら、「人口減少と少子・超高齢社会^{*}の進展」や「成長から成熟への社会経済の変化」、「高度情報ネットワークとグローバル化^{*}の進展」、「環境に対する意識の変化」、「安全・安心に関する意識の高まり」、「地域コミュニティの変容」など、本市を取り巻く社会経済環境はこの10年で大きく変化しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっています。

このため、これまで以上に市民、団体、事業者と行政が協働^{*}し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要があります。

今回策定する「第六次新居浜市長期総合計画」では、「第五次新居浜市長期総合計画」の検証を踏まえ、また、現在の市民を取り巻く社会経済環境の変化や、今後の社会のあり方を踏まえた、これからの時代において目指すべき本市の新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにします。

2 計画の位置付け

本計画は、これから目指していく新居浜市の将来像と、それを実現するための中長期的な方針を示すもので、新居浜市のまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

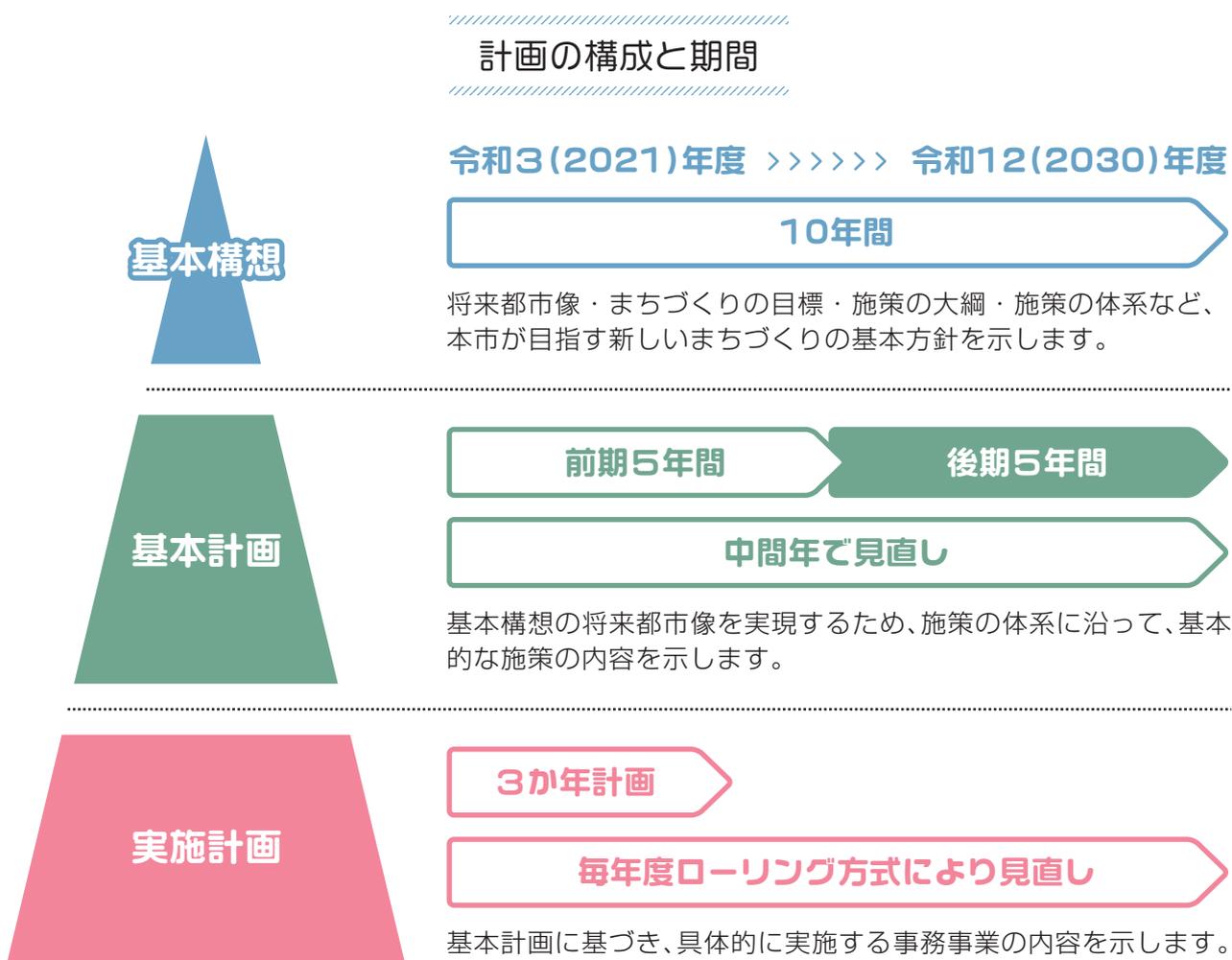
市役所だけではなく、市民や地域コミュニティ、市民活動団体、企業など、さまざまな団体や組織がともに連携・協力してまちづくりを行うための行動指針としての役割があります。

そのため、市民をはじめとしたさまざまな団体や組織と行政が市の将来像に関する目標を共有し、協働で取り組むべきまちづくりの方向を明らかにするものです。

注：本書の中で、^{*}の付いた用語は巻末に「用語の解説」を掲載しています。（例）あかがね^{*} のまち

3 計画の構成と期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造で構成し、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間を計画期間とします。



基本計画は、原則、中間年で見直すこととしていますが、急激な社会情勢の変化などに対応するため、真にやむを得ない場合は、中間年以外でも本計画の見直しを行います。

注：「毎年度ローリング方式により見直し」とは、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

4 計画策定のポイント

次の5点を計画策定にあたってのポイントとしました。

1 市民との協働による計画づくり

- » 情報の共有や対話を通した共通の認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを進めます。
- » 策定作業の進捗状況、計画の内容については、随時ホームページなどで公開します。

2 時代の潮流を反映した計画づくり

- » 世界情勢や日本の動向など、これからの社会経済情勢の変化を見極め、時代の潮流を的確に把握し、計画に反映します。
- » 特に、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識した計画とします。

3 財政状況に即した計画づくり

- » 将来における財政状況を想定し、計画に盛り込む施策については、選択と集中を図るとともに、行政評価*と連動させた実効性の高い計画とします。

4 わかりやすい計画づくり

- » 計画の進捗を判断する物差しとなる指標及び数値目標を導入し、成果を検証することができる計画とするとともに、簡潔でわかりやすい内容や表現に努め、誰にでもわかりやすい計画とします。

5 他の計画と整合性のある計画づくり

- » 新居浜市総合戦略をはじめとする本市における各行政分野の個別計画及び国、愛媛県の関連計画との整合を図り、連動した計画とします。

5 他の計画などとの関連

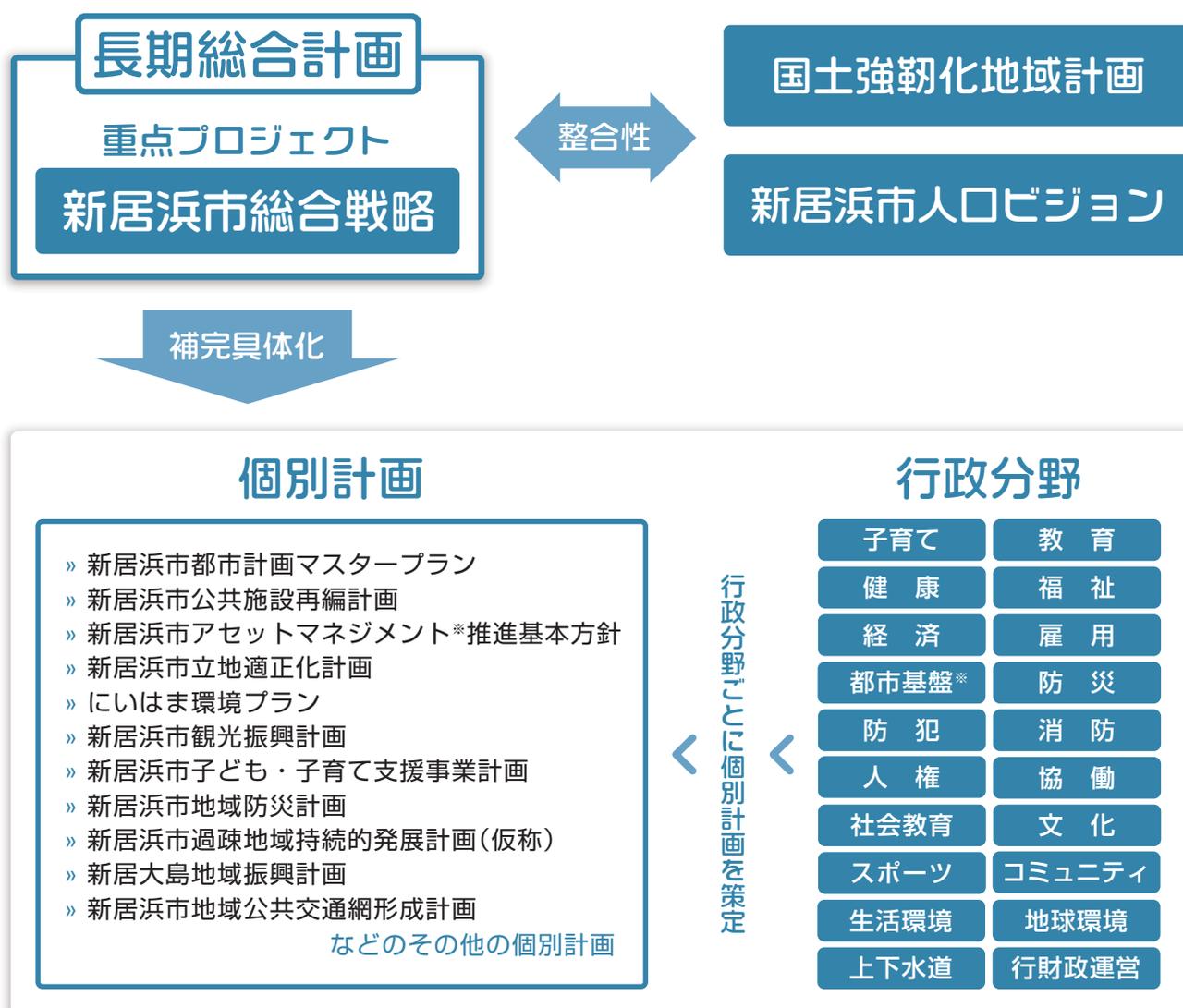
1 個別計画との関連

本市では、行政分野ごとに、将来像や目指すべき方向性を具体化するものとして、マスタープラン、実施計画、将来ビジョンなどの個別計画を策定しています。

平成27年には、人口減少問題に対応し、まち・ひと・しごとの創生を目指すため、本市の人口の将来展望を示した「新居浜市人口ビジョン」及びその実現に向け今後5年間に取り組む具体的な施策を定めた「第1期新居浜市総合戦略」を策定し、令和2年3月には、「第2期新居浜市総合戦略」を策定しました。

策定背景や関係法令との関連、計画期間、対象者などはさまざまですが、**各個別計画は、長期総合計画を補完、具体化するものであり、相互に緊密な連携を図るもの**とします。

個別計画との関係



2 SDGsとの関連

1 SDGsとは

- » 平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12年(2030年)までの持続可能な開発目標(SDGs*: Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ)が採択されました。
- » これを受けて日本は、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成29年(2017年)12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生*の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。

2 本計画におけるSDGs

- » 本市におけるさまざまな施策などを推進することは、SDGsの達成に資すると考えられることから、貧困、飢餓、保健、教育など、SDGsの17の開発目標と本計画の施策体系との対応を整理し、本計画をとりまとめることとします。なお、各施策との対応表は第2部基本構想(62・63ページ)に記載しています。

17の持続可能な開発目標(SDGs)



- | | | |
|------------------|----------------------|-----------------------|
| ① 貧困をなくそう | ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに | ⑬ 気候変動に具体的な対策を |
| ② 飢餓をゼロに | ⑧ 働きがいも経済成長も | ⑭ 海の豊かさを守ろう |
| ③ すべての人に健康と福祉を | ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう | ⑮ 陸の豊かさを守ろう |
| ④ 質の高い教育をみんなに | ⑩ 人や国の不平等をなくそう | ⑯ 平和と公正をすべての人に |
| ⑤ ジェンダー*平等を実現しよう | ⑪ 住み続けられるまちづくりをしよう | ⑰ パートナリーシップ*で目標を達成しよう |
| ⑥ 安全な水とトイレを世界中に | ⑫ つくる責任 つかう責任 | |

第2章

本市を取り巻く変化

1 本市の概況

1 本市の位置、交通環境

- » 本市は、四国の瀬戸内海側中央部に位置し、北側は瀬戸内海、南側は四国山脈(赤石山系)が連なり、標高1,500m以上の連峰が海岸部に近接している日本でも珍しい地形となっています。市街地から海・山への距離が近く、風光明媚な景色、海・山両方のレジャーを気軽に満喫できます。
- » 松山自動車道の新居浜IC から松山IC、高知ICへは約1時間、高松IC、徳島IC、岡山ICへは約1時間30分で行くことができ、四国全域、中国地方にアクセス*しやすい立地となっています。



2 本市の成り立ちと特徴

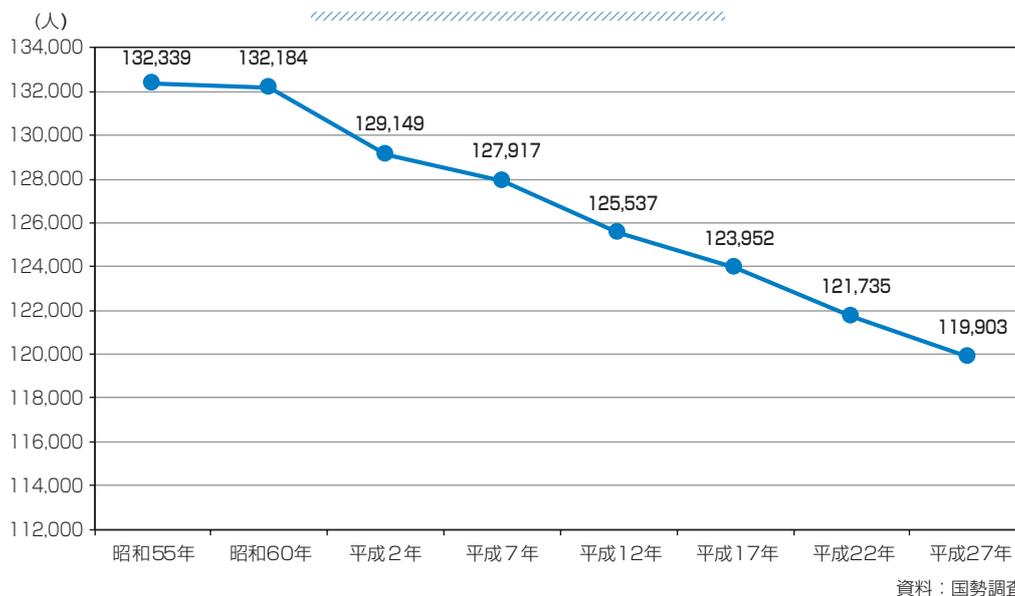
- » 本市は、元禄4年(1691年)、住友家による別子銅山の開坑により繁栄し、先人の知恵と精神、不断の努力により発展した歴史があります。明治22年(1889年)に、町村制実施によって新居浜村となり、明治41年(1908年)に新居浜町となりました。その後、昭和12年(1937年)11月3日に新居浜町を中心に金子村及び高津村が合併して市制を施行しました。その後、昭和28年に垣生、神郷、多喜浜、大島の4か村を、昭和30年には泉川、船木、中萩、大生院の2町2村を、昭和34年に角野町を、そして、平成15年には別子山村をそれぞれ合併し、現在に至ります。
- » 日本三大銅山の一つであり、日本の近代化をリードした別子銅山の貴重な産業遺産が市内には数多く遺されており、本市の発展を目に見える形で伝えています。その歴史・誇りをまちのアイデンティティとし、まちづくりに取り組むため、**本市発展の礎となった別子銅山にちなみ、本市を「あかがねのまち」と称しています。(※あかがねとは銅のことです。)**
- » 東平地区に残る貯鉱庫跡は「東洋のマチュピチュ」と呼ばれ、観光地としても人気が出てきているほか、10月には、四国三大祭りのひとつであり、世界に誇れる勇壮華麗な新居浜太鼓祭りが開催され、毎年約20万人の観光客を魅了しています。

3 人口・世帯数

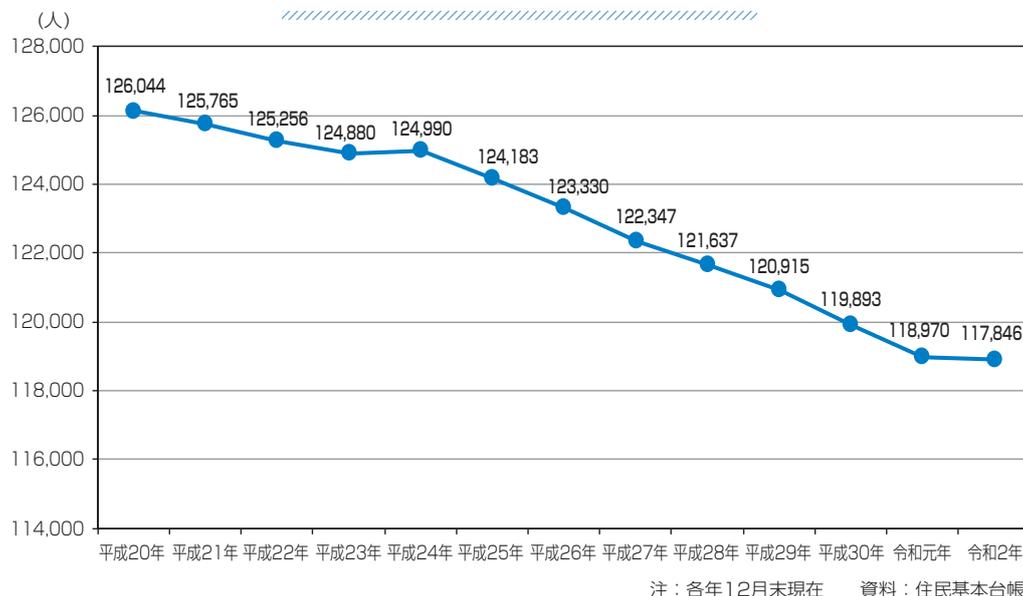
1 総人口

- » 本市の人口は、国勢調査人口では昭和55年(1980年)の132,339人以降減少を続け、平成27年(2015年)時点では119,903人まで減少しています。
- » 住民基本台帳人口では、令和元年(2019年)12月末現在で118,970人、令和2年(2020年)12月末時点で117,846人となっています。
- » 第五次新居浜市長期総合計画(後期計画)では、令和2年(2020年)の目標人口を11万6千人と設定していましたが、後期基本計画の5年間における、着実な施策の実行などにより、令和2年(2020年)時点での目標人口は達成することができました。

国勢調査人口の推移



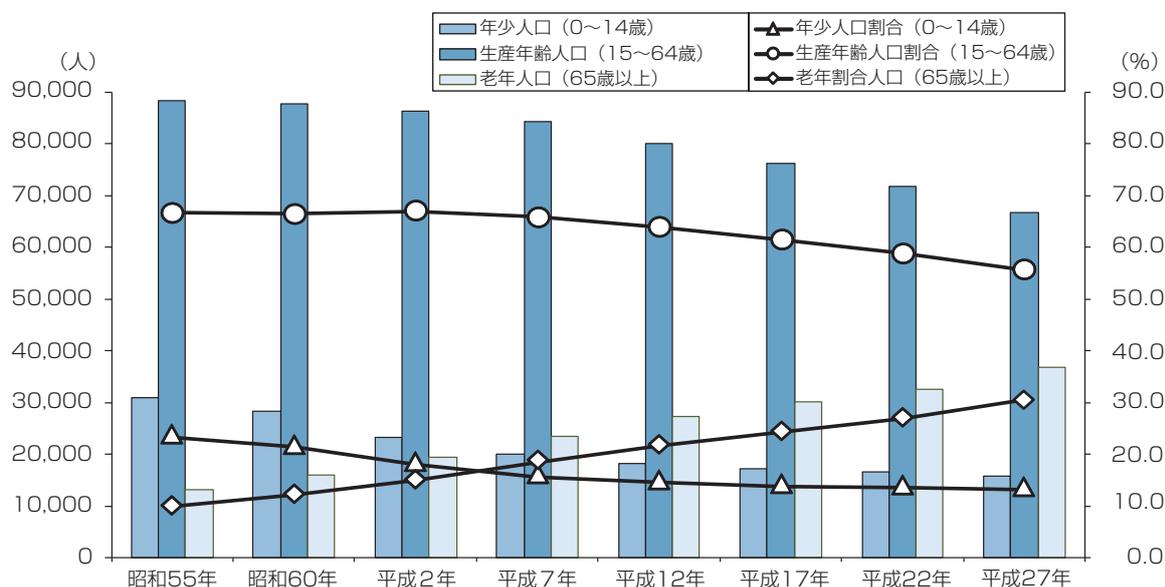
住民基本台帳人口の推移



2 年齢別人口

- » 本市の高齢化率は、昭和55年(1980年)の9.9%から平成27年(2015年)には30.6%と大幅に上昇しており、超高齢社会に入り、人口の3人に1人は65歳以上の高齢者が占めています。
- » 一方、15歳～64歳の生産年齢人口*は、同期間で66.8%から55.6%に約10ポイント減少し、14歳以下の年少人口も同様に23.3%から13.2%と約10ポイント減少しています。

年齢別人口の推移(各年10月1日現在)



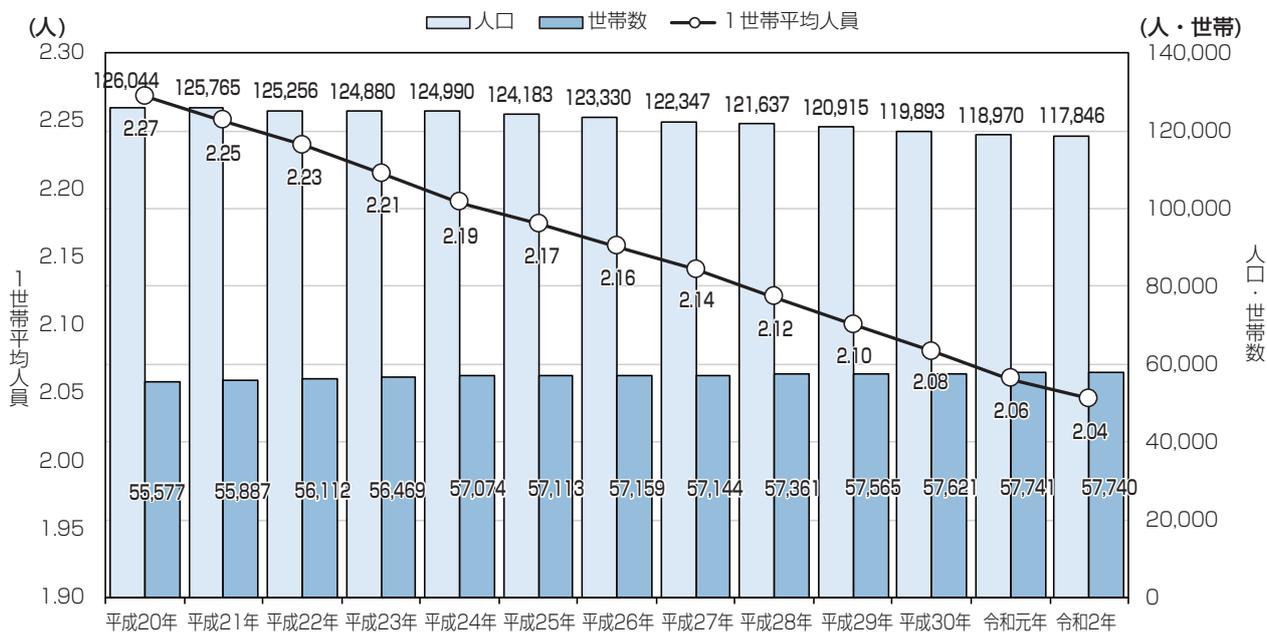
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	総人口	132,339	132,184	129,149	127,917	125,537	123,952	121,735	119,903
	年少人口 (0~14歳)	30,850	28,388	23,308	20,021	18,197	17,132	16,550	15,812
	生産年齢人口 (15~64歳)	88,391	87,860	86,422	84,408	80,105	76,329	71,730	66,679
	老年人口 (65歳以上)	13,042	15,935	19,415	23,488	27,205	30,160	32,643	36,715
割合 (%)	年少人口割合 (0~14歳)	23.3	21.5	18.0	15.7	14.5	13.8	13.6	13.2
	生産年齢人口割合 (15~64歳)	66.8	66.5	66.9	66.0	63.8	61.6	58.9	55.6
	老年人口割合 (65歳以上)	9.9	12.1	15.0	18.4	21.7	24.3	26.8	30.6

注：年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。 資料：国勢調査

3 世帯数

- » 本市の世帯数は、住民基本台帳では平成20年(2008年)以降、一時的に減少した時期もありますが、おおむね増加傾向となっています。
- » 令和2年(2020年)12月末現在で57,740世帯、1世帯当たり人員は2.04人となっています。本市の総人口が減少する中、1世帯当たりの人口も減少傾向となっています。

世帯数の推移

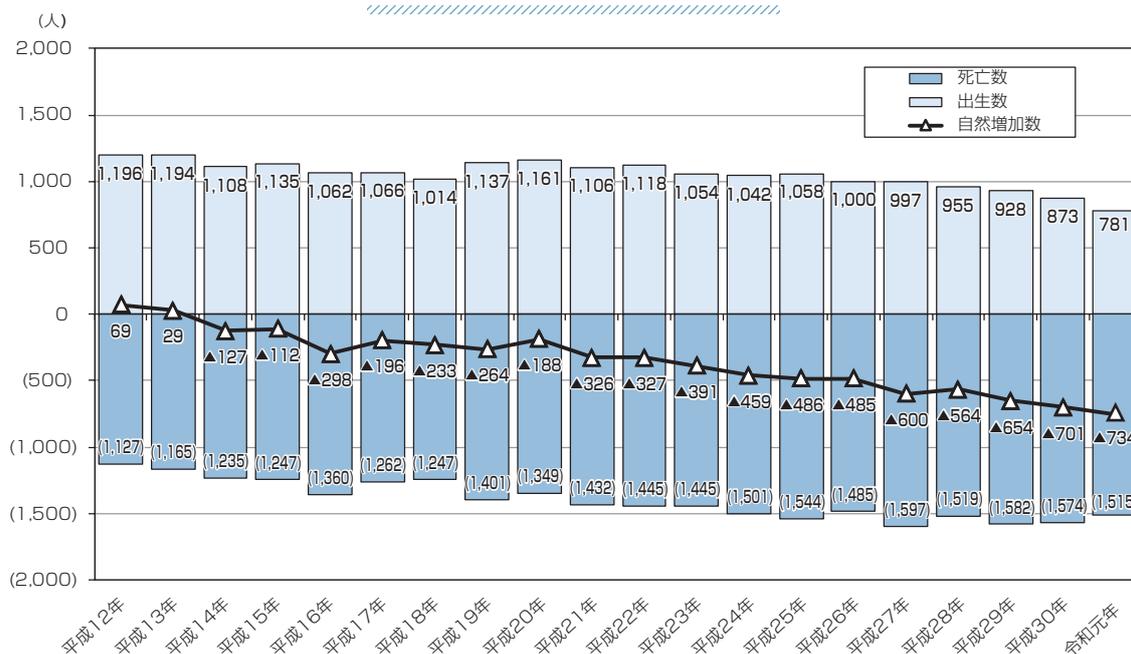


注：各年12月末現在 資料：市民課

4 出生・死亡、転入・転出の推移

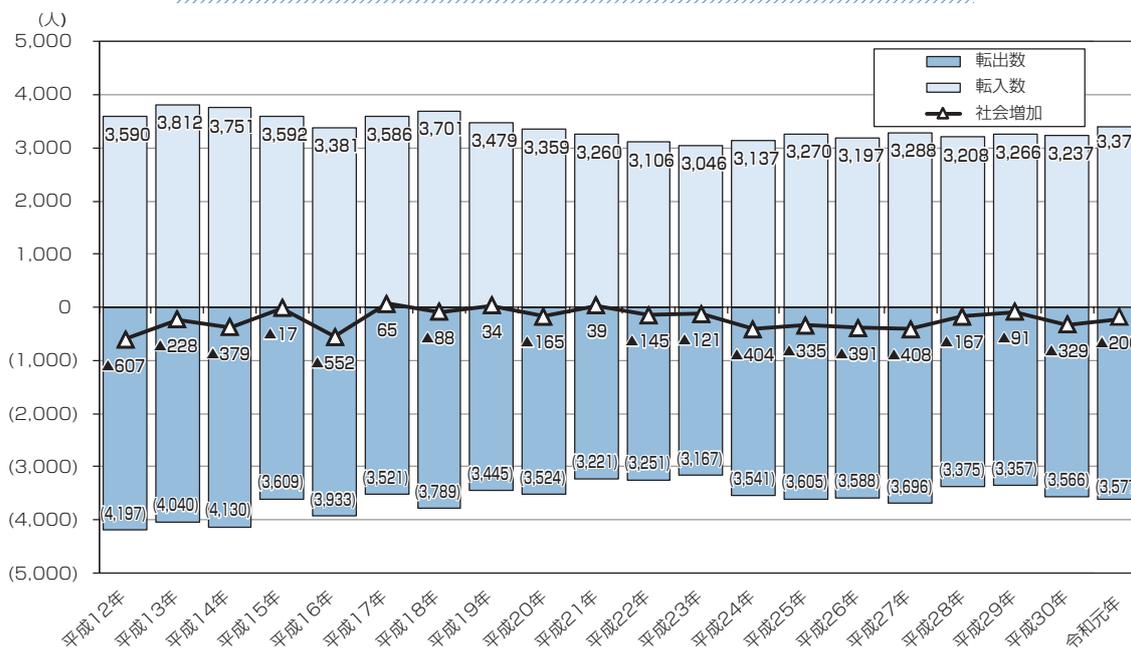
- » 自然増減※は、平成14年以降死亡数が出生数を上回る自然減で推移しており、近年は出生数の減少が著しく、減少幅は拡大しています。
- » 社会増減※は、近年、毎年100人～400人程度の転出超過となっています。

出生数・死亡数の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

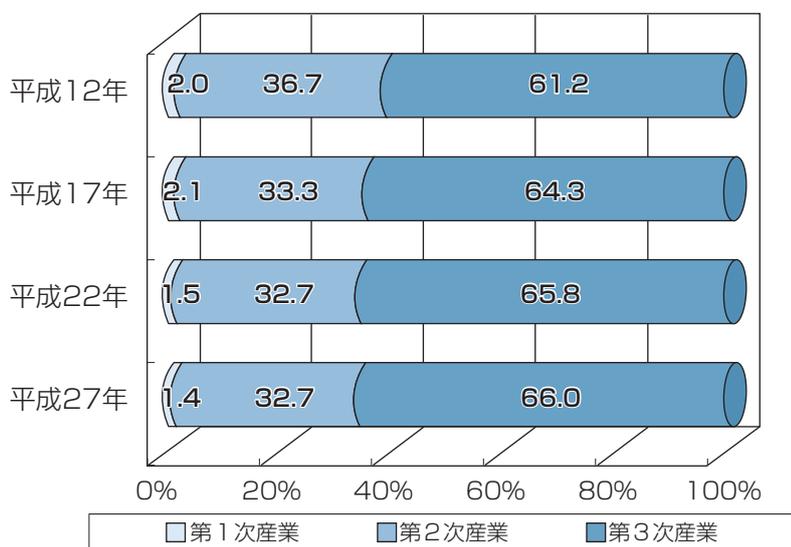
転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

5 産業別就業者比率の動向

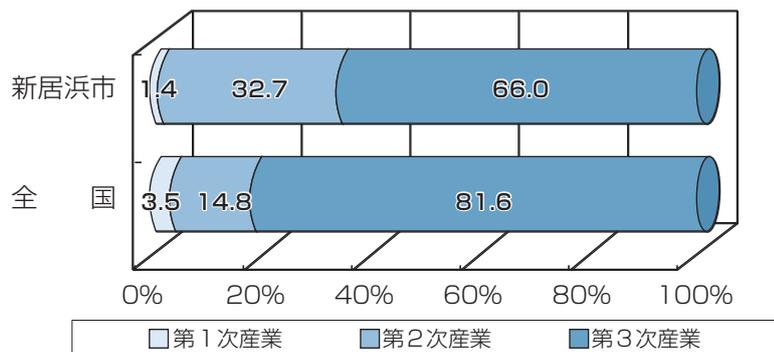
- » 第1次産業は年々減少傾向にあり、平成12年(2000年)の2.0%から平成27年(2015年)には1.4%に減少しています。
- » 本市の基幹産業である製造業を中心とする第2次産業は、やや減少傾向となっていますが、平成17年(2005年)以降は33%前後で推移しています。
- » 第3次産業は、平成12年(2000年)の61.2%から平成27年(2015年)には66.0%に増加しています。



注：産業不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。 資料：国勢調査

- » 全国平均と比較すると、第2次産業のウェイトが目立って高くなっています。

全国平均との比較(平成27年(2015年))



注：産業不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。 資料：国勢調査

6 類似都市分析でみる本市の特徴

1 類似都市

- » 主要な指標について、本市の類似都市*の平均値と本市の値を比較して、類似都市における本市の位置づけを分析しました。
- » 類似都市とは、人口規模や就業構造などが似ている自治体のことで、本市の類似都市は、本市を含んで28自治体あります。
(※人口が10万人以上15万人未満で、第2、3次産業の就業者比率が90%以上かつ第3次産業の就業者比率が65%以上の一般市)

本市の類似都市



市区町村名	人口 (人)	製造品出荷額等* (百万円)	市区町村名	人口 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
茨城県古河市	140,946	1,040,169	愛知県刈谷市	149,765	1,634,286
栃木県足利市	149,452	388,573	愛知県小牧市	149,462	1,362,734
栃木県佐野市	118,919	387,531	愛知県稲沢市	136,867	1,080,021
群馬県桐生市	114,714	234,638	愛知県東海市	111,944	1,396,990
埼玉県加須市	112,229	423,790	三重県桑名市	140,303	393,108
石川県小松市	106,919	615,060	滋賀県彦根市	113,679	671,846
石川県白山市	109,287	631,480	滋賀県長浜市	118,193	595,646
岐阜県各務原市	144,690	765,051	滋賀県草津市	137,247	643,314
静岡県富士宮市	130,770	939,155	滋賀県東近江市	114,180	715,995
静岡県焼津市	139,462	631,453	広島県尾道市	138,626	597,510
静岡県掛川市	114,602	1,095,842	山口県防府市	115,942	939,223
静岡県藤枝市	143,605	469,683	山口県周南市	144,842	1,243,409
愛知県瀬戸市	129,046	418,839	香川県丸亀市	110,010	251,711
愛知県半田市	116,908	762,041	愛媛県新居浜市	119,903	797,360
			全28市平均	127,590	754,516

注：人口は国勢調査（2015年）、製造品出荷額等は工業統計調査（2017年）
資料：平成29年度類似団体別市区町村財政指数表（総務省）

2 類似都市との比較方法

- » 指標ごとに類似都市群の平均値を求め、この平均値と比較して当該都市がどの水準にあるかを区分しました。
- » 比較方法として、類似都市の中での本市の偏差値を求め、偏差値が下図に示す正規分布に従っていると仮定して、本市の偏差値がどの範囲に入っているかによって、判定A～E(++, +, =, -, --)に区分しました。

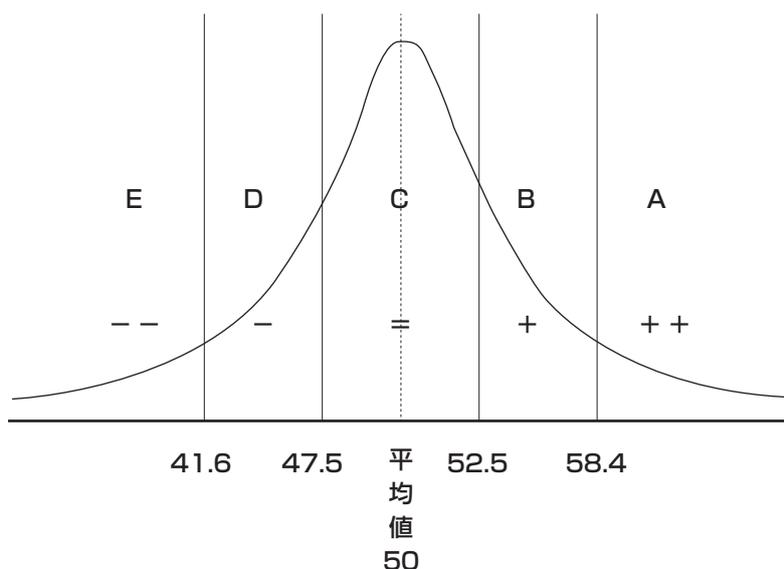
《偏差値の算出式》

$$\frac{10 \times (\text{本市の値} - \text{類似都市平均値})}{\text{標準偏差}} + 50$$

参考：偏差値の計算例（平均年齢）

$$\text{偏差値} : 59.7 = \frac{10 \times (48.1 - 46.02)}{2.15} + 50$$

※偏差値とは、ある数値が全体の中でどの位置にあるかを表す数値で、平均値が50、標準偏差*（バラツキ）が10となるように基準化したもの。



《水準判定符号の見方》

符号	区分（平均に比べ相対的に）
++	(A) 平均より数値が高い
+	(B) 平均より数値がやや高い
=	(C) 平均的
-	(D) 平均より数値がやや低い
--	(E) 平均より数値が低い

3 類似都市と比較した本市の特徴

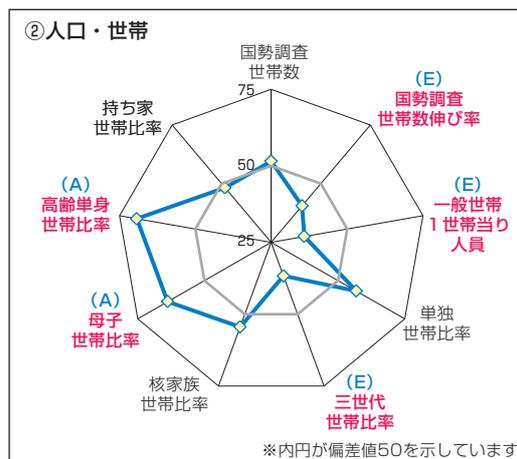
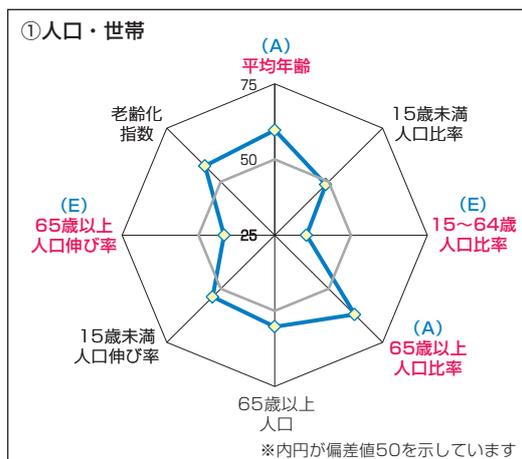
» 類似都市と比較した本市の特徴的な指標は以下のとおりです。16ページ以降に分野ごとに類似都市平均と比較したレーダーチャートを示しています。

(1) 類似都市と比較した本市の特徴的な指標一覧

分野	特徴的な指標	区分	本市	類似都市平均
人口	平均年齢	A 高い	48.1歳	46.0歳
	15～64歳人口比率	E 少ない	55.61%	59.45%
	65歳以上人口比率	A 高い	30.6%	26.3%
	65歳以上人口伸び率	E 低い	12.5%	16.2%
世帯	国勢調査世帯数伸び率	E 低い	0.6%	3.0%
	一般世帯*1世帯当たり人員	E 少ない	2.31人	2.55人
	三世代世帯*比率	E 少ない	4.28%	8.41%
	母子世帯比率	A 多い	1.81%	1.48%
	高齢単身世帯比率	A 高い	14.6%	9.6%
	就業状況	労働力人口*	E 少ない	57,081人
労働力率*		E 低い	55.21%	59.43%
就業者比率		E 少ない	45.77%	49.06%
第1次産業就業者比率		E 低い	1.31%	2.79%
第2次産業就業者比率		E 低い	30.90%	34.39%
農業就業者比率		E 少ない	1.09%	2.65%
建設業就業者比率		A 多い	9.34%	7.07%
製造業就業者比率		E 少ない	21.53%	27.29%
医療・福祉就業者比率		A 多い	14.58%	10.93%
産業構造		製造業事業所数	E 少ない	397所
	製造業従業者数	E 少ない	9,933人	17,766人
	医療・福祉事業所数	A 多い	498所	410所
	医療・福祉従業者数	A 多い	9,328人	7,071人
	建設業従業者数	A 多い	4,593人	3,491人
工業	工場数	E 少ない	197所	320所
	300人以上工場数	E 少ない	5所	9所
	工場従業者数	E 少ない	9,478人	17,095人
農業	販売農家*数	E 少ない	646戸	1,507戸
	販売農家経営耕地面積	E 小さい	417ha	1,942ha
	販売農家1農家当たり経営耕地面積	E 小さい	0.65ha	1.21ha
	販売農家農業就業人口総数	E 少ない	802人	2,204人
	農業産出額*	E 低い	144千万円	660千万円
	生産農業所得	E 低い	49千万円	236千万円
	農家一戸当たり農業所得	E 低い	259千円	809千円
商業	小売事業所数伸び率	A 高い	9.8%	5.1%
	小売売場面積	A 大きい	203,599㎡	162,685㎡
市民生活	持ち家新設戸数	E 少ない	289戸	397戸
	着工建築物総数	E 少ない	612棟	728棟
	人口1人当たり個人所得額	E 低い	1,298千円	1,498千円
	DID面積*	A 大きい	29.2km ²	16.3km ²
	病院・一般診療所病床数	A 多い	2,599床	1,447床
	人口千人当たり病床数	A 多い	21.5床	11.4床
	社会福祉施設数	A 多い	67所	54所
	人口千人当たり社会福祉施設数	A 多い	0.56所	0.43所

(2)人口・世帯

- 平均年齢は48.1歳、65歳以上人口比率は30.6%で、類似都市平均よりも高くなっていますが、65歳以上人口の伸び率は低くなっています。一方、15～64歳人口(生産年齢人口)は類似都市平均よりも少なくなっています。
- 世帯数伸び率は類似都市平均よりも低くなっています。
- 世帯構成をみると、類似都市の中では、母子世帯数、高齢単身世帯比率が高く、一方で、1世帯当たり人員、三世帯世帯数は類似都市平均よりかなり少なくなっています。

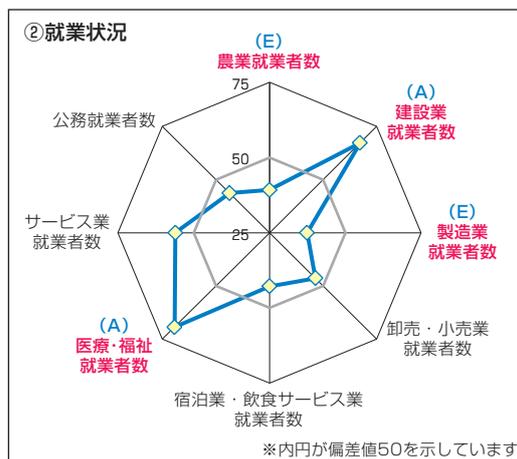
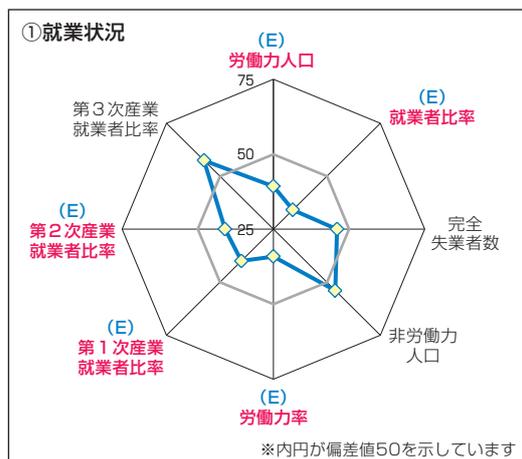


(3)就業状況

- 経済活動を支える労働力人口、労働力率、就業者数、第1次産業就業者比率、第2次産業就業者比率は類似都市平均より低い水準となっています。
- 産業別就業者数をみると、農業就業者数、製造業就業者数、卸売・小売業就業者数、宿泊業・飲食サービス業就業者数、公務就業者数は少なくなっています。一方で、医療・福祉就業者数、建設業就業者数が非常に多くなっています。

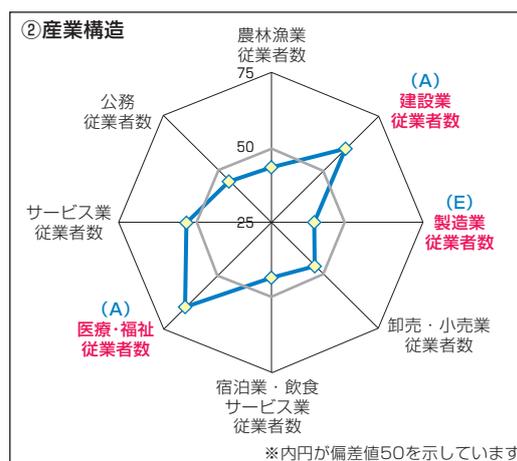
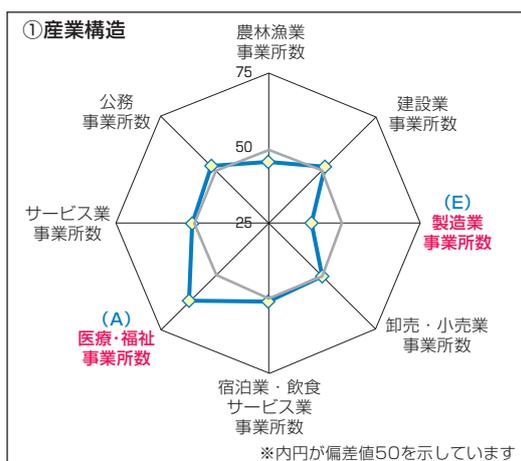
注：労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。なお、「完全失業者」とは、次の3つの条件を満たす者。「1.仕事がなくして少しも仕事をしなかった」「2.仕事があればすぐ就くことができる」「3.仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた」

注：労働力率とは、15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値です。



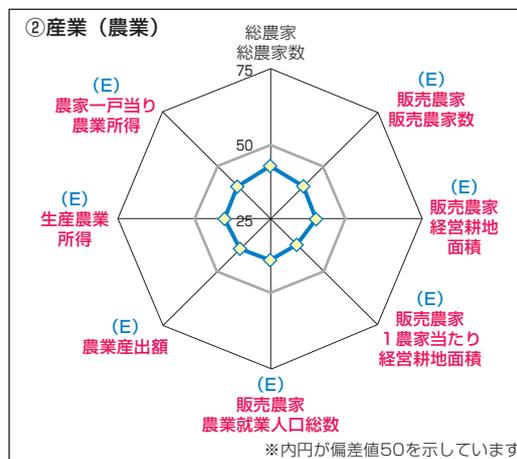
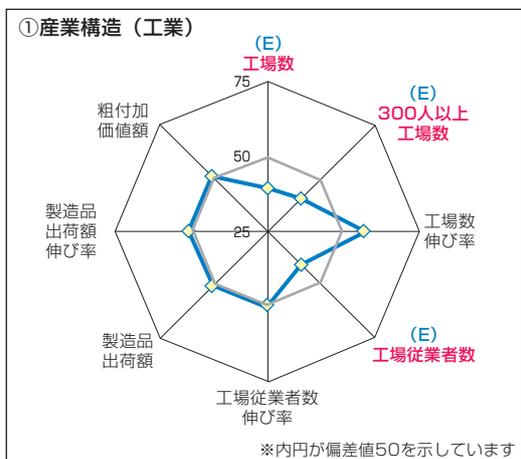
(4) 産業構造

- 製造業の事業所数(397所)及び従業者数(9,933人)は類似都市平均よりも少なくなっています。
- 建設業の事業所数(602所)は類似都市平均と同水準ですが、従業者数(4,593人)は高い水準となっています。
- また、医療・福祉分野の事業所数(498所)及び従業者数(9,328人)は類似都市平均よりもかなり高い水準となっています。



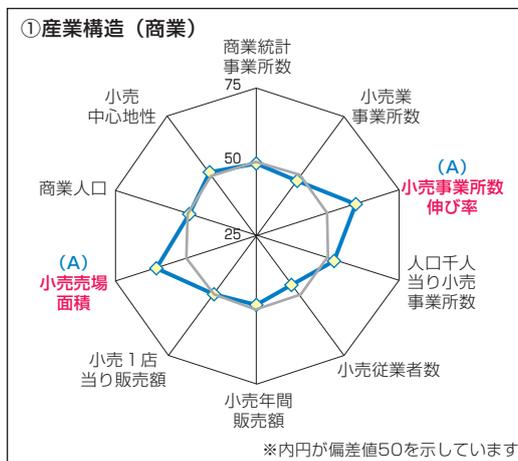
(5) 工業・農業

- 工業分野においては、工場数、300人以上工場数、工場従業者数はいずれも類似都市平均よりも少なくなっていますが、製造品出荷額については、類似都市平均と同水準となっています。
- 販売農家数、販売農家経営耕地面積、販売農家1農家当たり経営耕地面積、販売農家農業就業人口総数、農業産出額、生産農業所得、農家一戸当たり農業所得はいずれも類似都市平均よりも少なくなっています。



(6) 商業

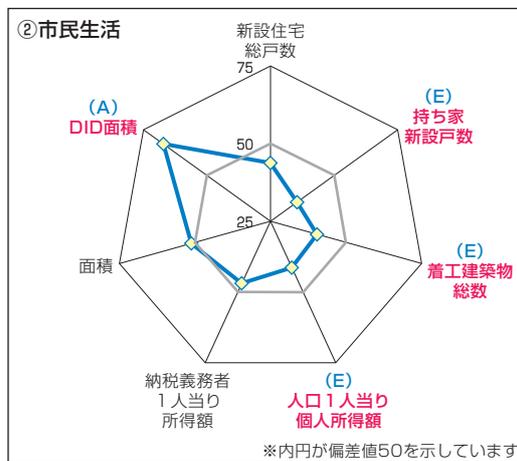
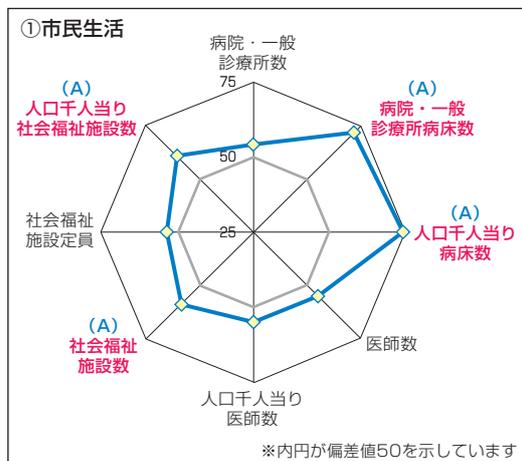
» 小売事業所数伸び率、小売売場面積は類似都市平均よりも高い水準となっています。



(7) 市民生活

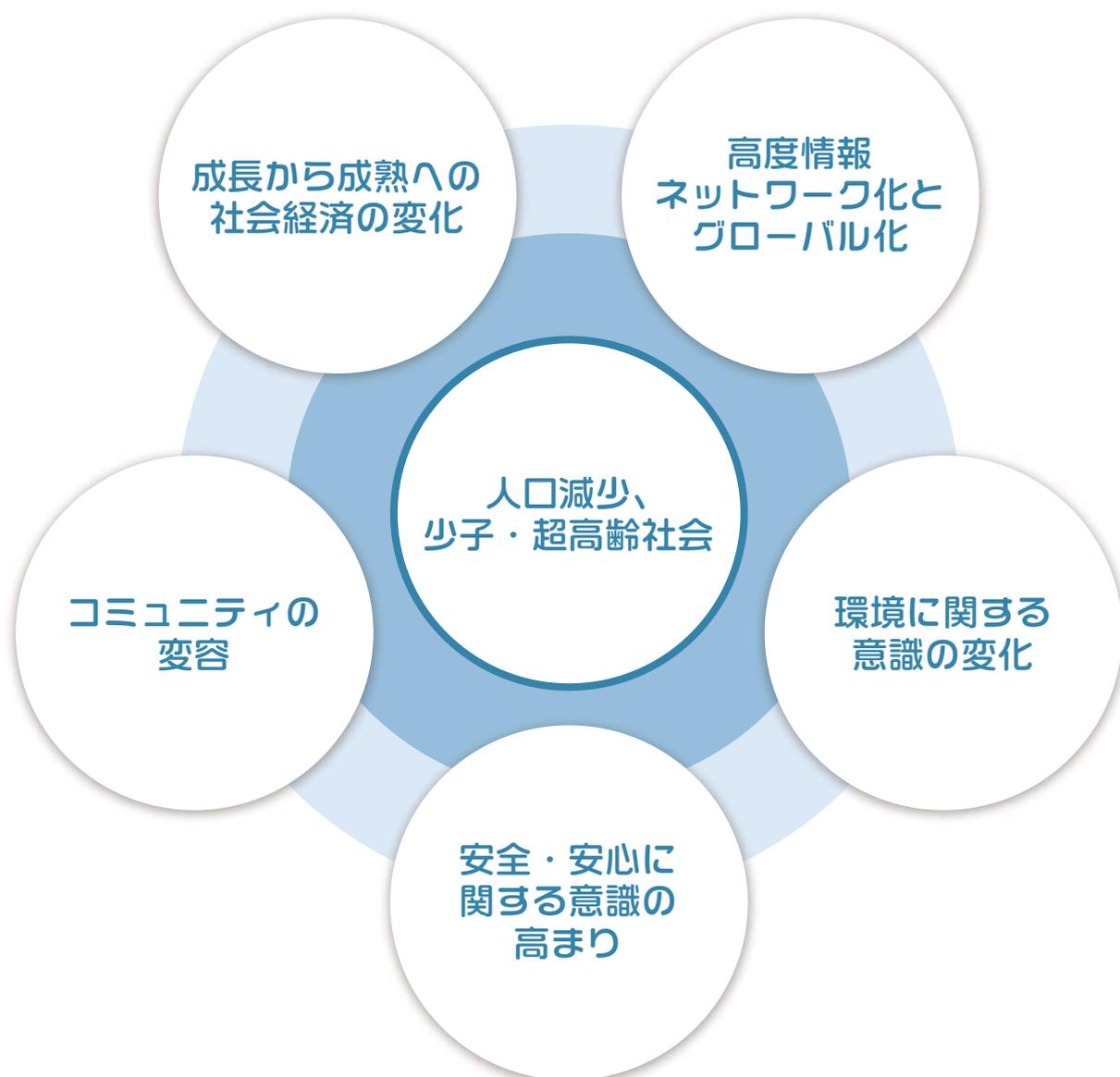
- » 病院・一般診療所病床数(2,599床)、人口千人当たり病床数(21.5床)などの医療関係の指標は類似都市平均よりもかなり多くなっています。
- » また、社会福祉施設数(67所)、人口千人当たり社会福祉施設数(0.56所)も類似都市平均よりも多くなっており、医療・福祉関連施設が類似都市に比べて充実している状況がみられます。
- » D I D面積(29.2km²)は類似都市平均よりも大きくなっています。
- » 着工建築物総数、持ち家新設戸数は類似都市平均よりも少なくなっています。
- » 人口1人当たり個人所得額は類似都市平均よりも低い水準となっています。

注：D I D面積とは、人口集中地区(Densely Inhabited District)の面積のことです。人口密度約4,000人／k m²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域の面積のことです。



2 本市を取り巻く時代の潮流

- » 本市を取り巻く時代の潮流について、6つの枠組みで整理しています。これらの6つの枠組みは、それぞれがさまざまな局面において相互に影響しながら、社会状況の中で大きなトレンド*を形成しています。
- » これらの6つの枠組みは、並列的な影響関係ではなく、多くの局面において「人口減少、少子・超高齢社会」の進展という大きな時代の潮流がベースにあり、他の5つの枠組み(時代の潮流)に影響を与えているケースが多いと考えられます。



1 人口減少、少子・超高齢社会

- » 個人の価値観やライフスタイルの多様化*に伴い、晩婚化・非婚化・少産化が拡大しており、今後、人口減少、少子高齢化*が急速に進行していくと見込まれています。

“人口減少、少子・超高齢社会”の主な原因や関連するキーワード

- » 晩婚化・非婚化・少産化 ⇒ 出生率の低下
- » 高齢化の進展(団塊世代*の後期高齢化)
- » 人口減少社会
- » 社会保障制度の逼迫*(医療・介護・福祉コストの増大)
- » 労働力の減少、消費市場の縮小
- » 都市への人口一極集中の加速

2 成長から成熟への社会経済の変化

- » これまでは、人口の増加を前提とした、工業製品などの大量生産・大量消費社会でしたが、人口減少(特に消費購買が期待される生産年齢人口の減少)局面を迎え、“量から質へ”の転換を余儀なくされ、経済構造そのものが大きな転換期を迎えています。
- » 働き方の多様化のひとつの姿として、非正規雇用*者が増加しており、経済的な理由から結婚できない若者が増加しているほか、貧困問題を含めた経済的格差の拡大が社会問題となっています。

“成長から成熟への社会経済の変化”の主な原因や関連するキーワード

- » アジア諸国の経済成長
- » 国際観光需要(インバウンド*など)の拡大
- » 働き方改革*
- » 非正規雇用者の増加
- » 生産拠点の国内回帰
- » 地産地消*
- » 6次産業化*

3 高度情報ネットワーク化とグローバル化

- » ICT*(情報通信技術)*の進展により、個人レベルでの情報端末(モバイル)*の所有・利用が急速に拡大しています。
- » ICT(情報通信技術)の進歩により地域や国の枠組みを超えて、だれもが容易につながるができるようになり、知識集約型の経済活動*の可能性を広げた一方で、情報の管理やセキュリティといった問題もはらんでいます。
- » デジタル庁の新設など、国が主導し、「行政のデジタル化・オンライン化」が推進されており、地方自治体においても、住民・利用者のさらなる利便性向上に向け、様々な行政分野におけるデジタル化・オンライン化を積極的に進めていくことが求められています。

“高度情報ネットワーク化とグローバル化”の主な原因や関連するキーワード

- » Society5.0* » AI(人工知能)* » 自治体クラウド*
- » ICT(情報通信技術)の飛躍的進歩と普及 » IoT* » RPA*
- » 市場経済の地球規模化(グローバル化) » テレワーク
- » 情報セキュリティ*、個人情報問題 » 行政のデジタル化・オンライン化
- » 情報及び情報ツールのモバイル化・個人化* » キャッシュレス決済
- » 5G(第5世代移動通信システム) » デジタルトランスフォーメーション(DX)*

4 環境に関する意識の変化

- » SDGs(持続可能な開発目標)においても「クリーンエネルギー*の活用」や「気候変動への対策」、「海や森の豊かさを守ること」が開発目標(ゴール)として設定され、各国・各地域において、関連する取組の推進が求められています。
- » 『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の進展によって、環境問題を地球規模で考えることが一般化されつつあります。
- » 食糧(生産能力)やエネルギー(石油などの化石燃料)などの限りある地球資源の枯渇を危惧する意識が高まっています。

“環境に関する意識の変化”の主な原因や関連するキーワード

- » SDGs » 地球温暖化*を含め、地球レベルでの環境の変化
- » 国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標*の達成に向けた取組
- » 循環型社会*におけるリデュース*・リユース*・リサイクル*の取組強化
- » 生物多様性*の危機 » 環境汚染(廃棄物の増加、化学物質などの蓄積による汚染)
- » 水・食糧・エネルギー・資源などの不足(世界人口の増加、資源の偏在)
- » 再生可能エネルギー*

5 安全・安心に関する意識の高まり

- » 平成23年(2011年)の東日本大震災をはじめ、近年、地震や台風、豪雨などによる大規模な自然災害が日本各地で頻発しており、災害に関する危機意識、安全・安心に関する意識が高まっています。
- » 令和元年(2019年)12月以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう国や地方自治体などの対策、対応を十分に検証し、新たな感染症*拡大などの未曾有の危機に関する備えに注力することが求められています。
- » 『高度情報ネットワーク化とグローバル化』に伴う犯罪の高度化などに対して、地域の状況に応じた対応策が求められています。

“安全・安心に関する意識の高まり”の主な原因や関連するキーワード

- » 世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大
- » 新たな生活様式*
- » ソーシャルディスタンス*
- » 地震や津波、豪雨災害への対策
- » 災害に関する危機意識の変化・高まり
- » 減災*への取組
- » 振り込め詐欺*など、高齢者を狙った犯罪の多様化

6 コミュニティの変容

- » 個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族*の増加などに伴い、自治会の加入者が年々減少しています。今後は総人口のみならず、世帯数も減少に転じることが予想されており、地縁に基づく地域コミュニティの機能低下が危惧されています。
- » 一方で、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の中、地縁にとらわれない新たなつながりによるソーシャルコミュニティ*(ソーシャル・ネットワークなど)が多く生まれています。

“コミュニティの変容”の主な原因や関連するキーワード

- » SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- » WEB会議
- » 人口の減少・子どもの減少
- » 地域でのふれあい・関わりの希薄化
- » 地域コミュニティの機能低下(地域における支え合いなどの地域力の低下)
- » 自助*・共助*・公助*の展開
- » 地縁にとらわれないコミュニティの増加・拡大(ICTなどの活用、NPO*活動)
- » 地域コミュニティの役割・重要性の再認識

3 市民の声

1 調査等の概要

さまざまな立場の市民のみなさんのまちづくりへの思いや希望などをお聞きして、市民のみなさんの意見を計画に反映するため、6種類のアンケート調査及び「高校生まちづくりワークショップ*」、「新居浜市内で働く若者との懇談会」を行いました。調査等の概要は次のとおりです。

1 市民意向調査

調査期間	平成31年(2019年)1月
対象	対象18歳以上の市民(住民基本台帳による無作為抽出)
配布数	配布数1,500票
有効回収数	有効回収数544票
有効回収率	有効回収率36.3%

2 本市出身者意向調査

調査期間	令和元年(2019年)8~9月
対象	本市出身者及び本市に関係のある人
配布数	590票
有効回収数	222票
有効回収率	37.6%

3 団体アンケート調査

調査期間	令和元年(2019年)8~9月
対象	市内で活動するNPO法人、市民活動団体、ボランティア*団体
配布数	354票
有効回収数	132票
有効回収率	37.2%

4 企業アンケート調査

調査期間	令和元年(2019年)8~9月
対象	市内に所在する事業所
配布数	183票
有効回収数	87票
有効回収率	47.5%

5 都市イメージに関するアンケート調査

調査期間	令和2年(2020年)2月~3月
対象	15歳以上の市民(住民基本台帳による無作為抽出)
配布数	1,400票
有効回収数	589票
有効回収率	42.1%

6 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

調査期間	令和元年(2019年)6～7月
対象	・就学前児童の子どもがいる家庭 ・小学生の子どもがいる家庭
配布数	・就学前児童 1,500票 ・小学生 500票
有効回収数	・就学前児童 859票 ・小学生 256票
有効回収率	・就学前児童 53.7% ・小学生 51.2%

7 高校生まちづくりワークショップ

開催日	令和元年(2019年)10月23日
開催場所	市役所5階大会議室
参加者	市内5高等学校の生徒及び高等専門学校の学生
テーマ	10年後の新居浜市の姿について

8 市内で働く若者との懇談会

開催日	令和元年(2019年)10月31日
開催場所	市役所5階大会議室
参加者	新居浜青年会議所理事長、会員
テーマ	これまでの新居浜市、これからの新居浜市

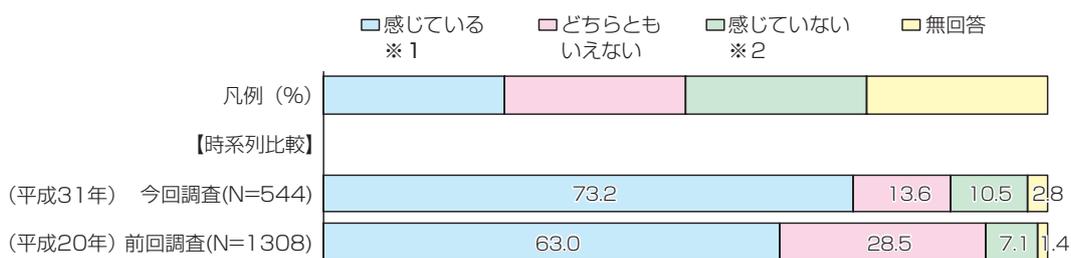
2 調査結果の概要

(1) 市民意向調査

1 本市への愛着

» 約7割の方が本市への愛着を実感

» 前回調査(平成20年(2008年)10月実施)と比べ、10ポイント上昇



2 今後、本市が力を入れるべきこと

順位	今後、本市が力を入れるべきこと	割合
1位	子育て支援のさらなる充実	40.3%
2位	働きやすい環境の整備	34.4%
3位	公共交通の充実(バス・デマンドタクシー*など)	27.2%
4位	高齢者の生きがい支援施設の充実	23.2%
5位	企業用地の整備と企業誘致による産業の集積	18.8%

3 行政施策への満足度

順位	満足している行政施策	割合
1位	安全でおいしい水の安定供給	22.8%
2位	あなたの住宅の住み心地	16.5%
3位	海、山、河川などの自然環境の豊かさ	16.4%
4位	日用品などの買物の利便性	16.2%
5位	ごみの収集方法や内容について	13.8%

4 行政施策への不満度

順位	不満な行政施策	割合
1位	中心商店街の活性化	22.6%
2位	公共交通の利便性	20.2%
3位	新居浜駅周辺のにぎわいの創出	17.5%
4位	市域外と連結する幹線道路の整備	14.3%
5位	市内にある身近な生活道路の整備	14.2%

5 満足度と重要度による行政施策の市民評価結果

【満足度と重要度の相関図について】

相関図は、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、各取組の加重平均値を算出し、AからDの4つの性格を持つ領域に整理区分し、満足度と重要度の相関関係を表したものです。

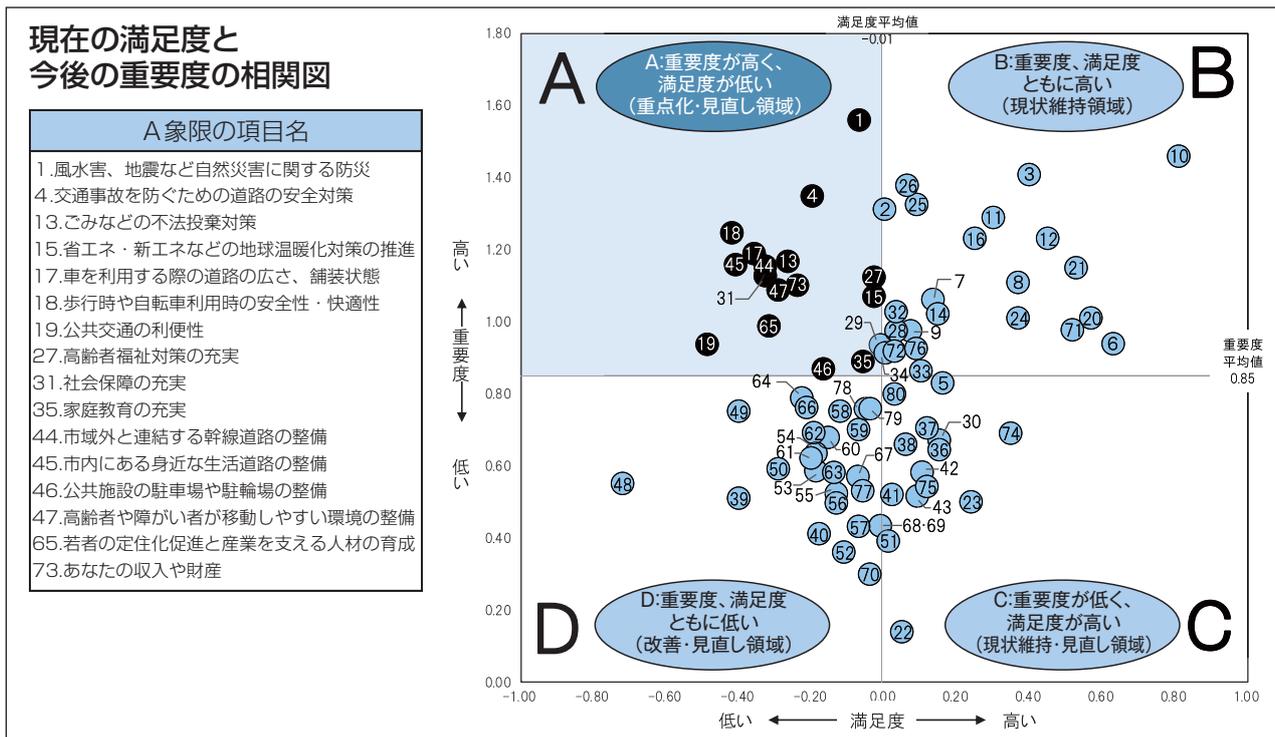
図の上側であれば重要度が高く、右側であれば満足度が高いことを示しています。

【A領域(重要度が高く、満足度が低い領域)の主な施策】

今後のまちづくりにおける重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め、満足度を高める必要のある、今後、最も重要な施策を含む領域です。

A領域には16の施策が含まれており、中でも重要度が高い主な施策は以下のとおりとなっています。

A 重要度が高く、満足度が低い(重点化・見直し領域)領域の主な施策	重要度	満足度
(1) 風水害、地震など自然災害に関する防災	1.56	-0.07
(4) 交通事故を防ぐための道路の安全対策	1.35	-0.20
(17) 車を利用する際の道路の広さ、舗装状態	1.19	-0.36
(18) 歩行時や自転車利用時の安全性・快適性	1.25	-0.42
(45) 市内にある身近な生活道路の整備	1.16	-0.41



【加重平均値の算出について】

本市のさまざまな行政施策について、それらの満足度と重要度をたずねました。

満足度を相対的にどのように判断しているかを比較しやすくするため、加重平均値(満足度平均点)を算出しました。

(重要度の加重平均値も、満足度の加重平均値と同じ方法で算出しています。)

【算出方法】

$$\text{加重平均値} = \frac{(\text{①の回答数} \times +2\text{点}) + (\text{②の回答数} \times +1\text{点}) + (\text{③の回答数} \times 0\text{点}) + (\text{④の回答数} \times -1\text{点}) + (\text{⑤の回答者数} \times -2\text{点})}{(\text{回答総数}) - (\text{「無回答」の人数})}$$

■ 満足度の加重平均値算出のための点数

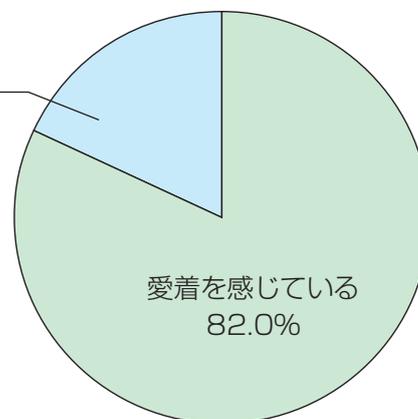
①満足	2点
②やや満足	1点
③どちらともいえない	0点
④やや不満	-1点
⑤不満	-2点

(2)本市出身者意向調査

1 本市への愛着

▶ 約8割の方が本市への愛着を実感

どちらともいえない
愛着を感じていない
無回答
計 18.0%



2 自分が本市に住みたいと思うため、または、住みたいと思う人を増やすために取り組むべきと思うこと

順位	本市に住みたいと思わせるために取り組むこと	割合
1位	雇用の場の確保	60.4%
2位	公共交通の充実	29.7%
3位	子育てに適した環境づくり	26.6%
4位	移住などに関する助成制度の充実	25.2%
5位	商業施設の充実	20.7%

3 本市のいいところ

順位	本市のいいところ	割合
1位	山・川などの自然環境の充実	46.4%
2位	高校・高専などの教育機関の充実	30.2%
3位	地域住民との人間関係・コミュニティの良さ	28.4%
4位	医療施設・サービスの充実	19.8%
5位	文化施設(ホール・図書館)の充実	18.5%

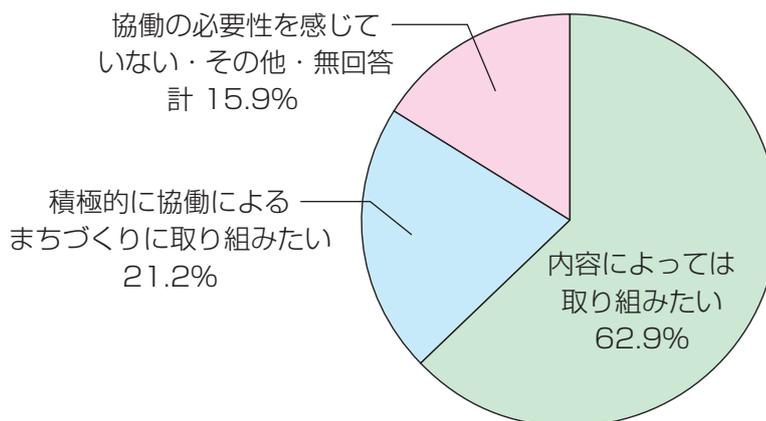
4 本市の課題

順位	本市の課題	割合
1位	交通が不便	48.5%
2位	雇用の場の不足	31.5%
3位	娯楽施設の不足	31.1%
4位	買い物が不便	20.3%
5位	道路などの都市基盤の不足	17.6%

(3) 団体アンケート調査

1 協働のまちづくり活動への取組意向

» 「内容によっては協働によるまちづくりに取り組みたい」が62.9%と圧倒的に多く、「積極的に協働によるまちづくりに取り組みたい」と合計すると、『協働によるまちづくりに取り組みたい』団体は8割以上



2 活動をしていく上で困っていること

順位	主に困っていること	割合
1位	会員の高齢化が進んでいる	56.8%
2位	会員数が減少している	43.9%
3位	活動資金が不足している	32.6%
4位	活動が停滞・縮小している	22.7%
5位	活動に関する住民の関心が低い	19.7%

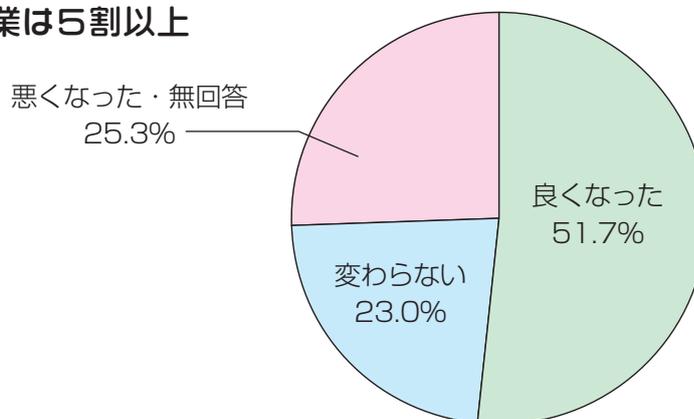
3 活動をしていく上で行政に望む支援策

順位	行政に望む支援策	割合
1位	市民への活動内容の広報・PRに関する支援	45.5%
2位	活動費の助成	40.2%
3位	活動の成果が生かされるしくみづくり	23.5%
4位	意見交換会などの機会の充実	17.4%
5位	会議などに利用できる場所の提供	12.1%

(4) 企業アンケート調査

1 10年前と比較した経営状況

» 経営状況が良くなった企業は5割以上



2 事業を行っていく上での今後の課題

順位	今後の課題	割合
1位	雇用の維持	69.0%
2位	後継者の育成	62.1%
3位	顧客の確保	39.1%
4位	取引先の新規開拓	34.5%
5位	資金の確保	19.5%

3 産業を振興し活性化させるために必要な取組

順位	産業を振興し活性化させるために必要な取組	割合
1位	産業を担う人材の育成	48.3%
2位	地域ブランド*の創造などによる地場産業の育成・強化	43.7%
3位	産学官の連携強化による新事業などの育成と企業の競争力強化	36.8%
4位	企業立地に関する優遇措置の充実による企業誘致	35.6%
5位	観光の振興	29.9%

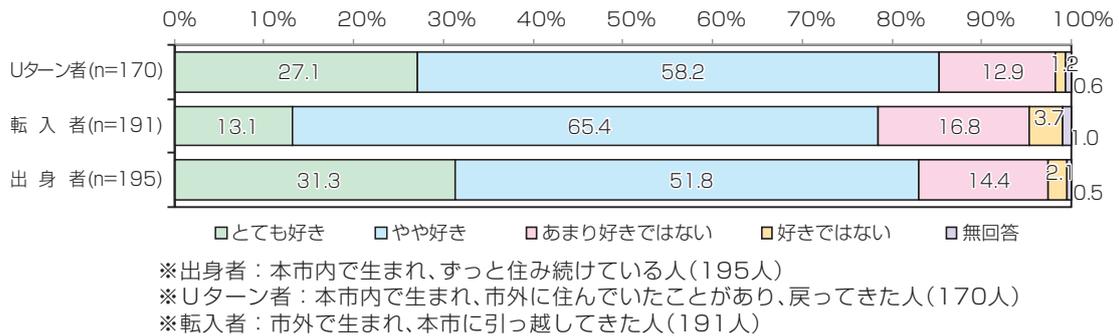
4 取り組んでいる社会貢献活動の内容

順位	取り組んでいる社会貢献活動	割合
1位	金銭の寄附(助成金や奨学金などを含む)	53.4%
2位	従業員へのボランティア活動に関する支援	34.5%
3位	場所の提供(所有施設の開放など)	29.3%
4位	物品の寄贈	27.6%
5位	イベントの開催(チャリティーコンサート、シンポジウムなど)	2.4%

(5) 都市イメージに関するアンケート調査

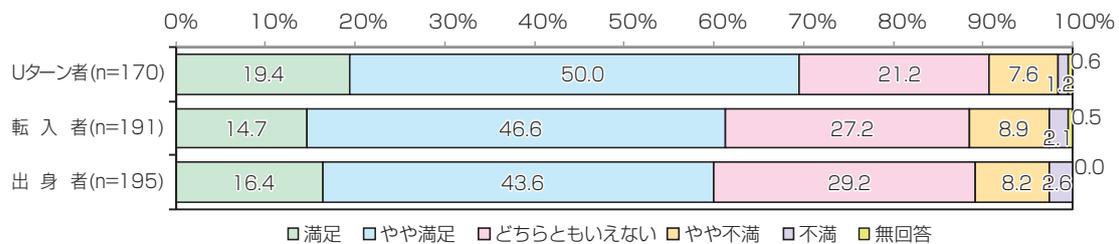
1 本市の好意度

- » 「本市がとても好き」の割合は、出身者が31.3%で最も多く、次いでUターン者27.1%、転入者13.1%の順。
- » 移住してきた人(Uターン者・転入者)の方がずっと住んでいる(出身者)人に比べ、好意度が高い人の割合が低い。



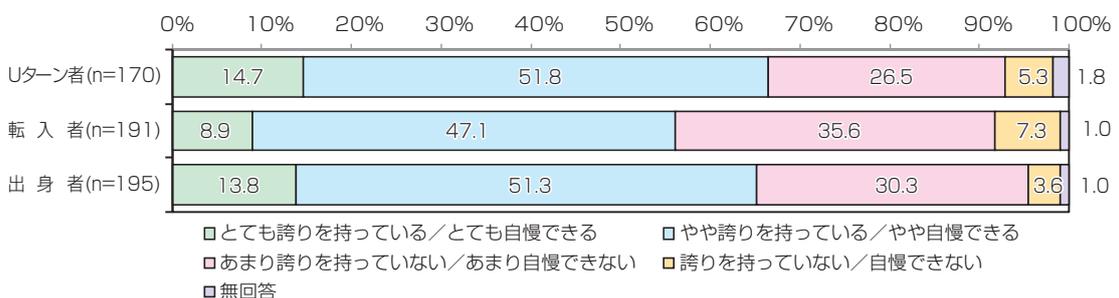
2 本市の住みごころ

- » 「本市の住みごころ」について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』の割合は、Uターン者69.4%で最も多く、次いで転入者61.3%、出身者が60.0%の順。
- » 移住してきた人(Uターン者・転入者)の方がずっと住んでいる人(出身者)に比べ、住み心地に満足している人の割合が高い。



3 本市に関する誇り・自慢

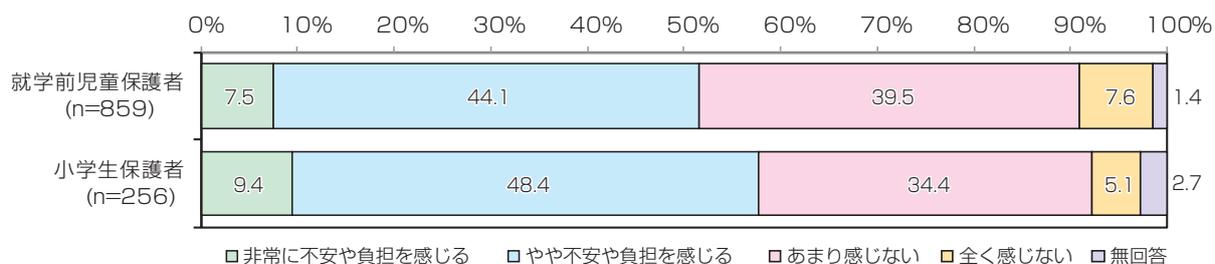
- » 「本市に関する誇り・自慢」について、「とても誇りを持っている／とても自慢できる」と「やや誇りを持っている／やや自慢できる」を合わせた『誇りを持っている／自慢できる(合計)』の割合は、Uターン者66.5%で最も多く、次いで出身者65.1%、転入者が56.0%の順。



(6) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 子育てに関する不安や負担

▶ 子育てに不安や負担を感じる割合は就学前児童保護者で約半数(51.6%)、小学生保護者で6割近く(57.8%)



2 子育てに関する悩み

順位	就学前児童保護者の悩み	割合	小学生保護者の悩み	割合
1位	育児の方法(しつけなど)に関すること	53.6%	子どもの教育に関すること	43.0%
2位	経済的な不安や負担に関すること	34.0%	育児の方法(しつけなど)に関すること	42.6%
3位	発達・発育に関すること	32.9%	経済的な不安や負担に関すること	32.0%
4位	子どもの教育に関すること	32.4%	子どもを叱りすぎているような気がする	29.3%
5位	食事や栄養に関すること	31.8%	友だち付き合い(いじめなどを含む)に関すること	28.9%

3 仕事と子育てを両立させるために必要なこと

順位	就学前児童保護者の悩み	割合	小学生保護者の悩み	割合
1位	子育てに関する職場の理解	85.0%	子育てに関する職場の理解	77.7%
2位	家族の理解と協力	79.9%	家族の理解と協力	69.5%
3位	子どもの病気やけが、学校の参観日などに休暇がとれる制度の導入	73.3%	子どもの病気やけが、学校の参観日などに休暇がとれる制度の導入	64.1%
4位	労働時間の短縮や勤務時間の弾力化	57.2%	労働時間の短縮や勤務時間の弾力化	39.5%
5位	育児休業の延長や育児休業手当の支給など育児休業制度の充実	42.5%	放課後児童クラブ*などの充実	30.1%

4 子育てしやすい社会のために必要と思う支援

順位	就学前児童保護者の悩み	割合	小学生保護者の悩み	割合
1位	働きながら子育てできる環境	75.2%	働きながら子育てできる環境	60.5%
2位	安全安心な子どもの遊び場の充実	63.3%	安全安心な子どもの遊び場の充実	60.5%
3位	子連れでも利用しやすい道路や建物・施設などの整備	59.6%	子どもが自然とふれあう場や機会の充実	41.8%
4位	子どもが自然とふれあう場や機会の充実	44.2%	子連れでも利用しやすい道路や建物・施設などの整備	38.7%
5位	多様な保育事業の拡充	39.2%	子育てに困った時に気軽に相談できる場所の充実	25.8%

(7) 高校生まちづくりワークショップ

テーマ：10年後の新居浜市の姿について

■本市の特徴

- » 本市は、豊富な自然、文化、歴史、産業、教育、医療などが充実している。
 - » 交通機関、施設を充実させることにより、もっとよい市になる。
 - » 本市の魅力をもっと外に発信する必要がある。
-

■高齢者の交通手段

- » 高齢者の免許返納が進められる中、返納後の高齢者の交通手段として、交通機関で使用できる利用券を配布してはどうか。
-

■本市の良さのPR

- » 街灯や信号機が少ない箇所がある。以前、街灯が故障した際に、市役所への連絡先が分からなかった。もっと、市民と市役所の距離が身近に感じられるようにすべき。それを市内外に発信し、住みやすい街としてPRすべき。
-

■本市のPRと住む人の増加

- » 本市には大型の店が多いので、生活に必要なものが豊富に揃う。こうした生活面の強みをPRして、転出する人を留める。
 - » 本市に転入する人に中学生以下の医療費が無料であることをPRすれば、本市に住む人が増加する。
-

■祭り

- » 秋の地方祭は本市全体で学校や仕事を休みにして、祭りを盛り上げる。
-

■別子銅山

- » 別子銅山を知らない若者が多い。小学校だけでなく、中学校・高校でも別子銅山の学習を深めることで、若者がその歴史をより深く知ることができる。
 - » 別子銅山の歴史を知れば、本市に誇りをもつ若者が増え、これからの本市のまちづくりに貢献してくれる。
-

■働く場所の確保と若者人口の増加

- » 本市には働ける場所があまりないイメージがある。働ける場所を増やしてほしい。
 - » 本市は住友のイメージが強く、他にどんな仕事や会社があるのか知らない高校生が多い。どんな会社があるのか、起業のしやすさなどをわかりやすくアピールし、本市の若者を増やす。
-

■外国人に空き家を紹介

- » 外国人が増えていると同時に空き家も増えている。本市で生活する外国人に空き家を紹介し、住んでもらえば、空き家問題や市内企業の労働力確保にプラスになる。
-

(8)市内で働く若者との懇談会

テーマ：これまでの新居浜市、これからの新居浜市

■本市の強み

- » 住友の企業城下町であり雇用が安定し、住友が培った文化がある。
- » ものづくりのまちとして、技術力が高い。
- » 市民が愛する太鼓祭りがある。

■本市の弱み

- » 市全体の中心部がなく、また、突出するものがない。
- » 本市の道路は整備が遅れている。また、市内に空き家が多い。
- » 市内に大学がないことや若者をとどめておく魅力がないため、市外に流出する。
- » 人材が不足している。
- » 子どもが病気をした時に安心して預けられる施設が少ない。
- » 投票率が低い。イオンモールや高専を投票所にすれば、投票率が上がるのでは。

■今後の取組や課題など

《産業活性化について》

- » ものづくりの高い技術力を生かして、住友関係以外からの受注を増やす。
- » 市の業務発注の際、市内の業者を優先して指名し、地元の経済を守る。
- » 人材確保に重点を置く。
- » 外国人労働者に技術を覚えてもらい、定年まで働けるように法改正する。
- » 空き家を活用する計画をつくる。
- » 日常生活を変えるような店舗の誘致などを進める。

《太鼓祭り》

- » 太鼓祭りを四国三大祭りとしてPRし、集客したいので、週末開催を検討する。
- » 一宮の杜ミュージアムや山根のかきくらべをPRし、市外から見に来てもらう。

《観光》

- » 本市出身の芸術家が多いので、別子銅山を舞台にしたアニメをつくり、PRする。
- » 東平を観光の目玉とするため、水樹奈々さんに協力してもらって聖地にする。

《移住・定住》

- » 震災などに遭われて困っている人に市に住んでもらう。
- » 充実した保育施設、子育てしやすい環境などをPRする。

《駅南地区》

- » 本市をイメージできるランドマーク*をつくる。
- » コンサートなどが可能な規模の施設をつくる。
- » ある程度の規模で一定の経済効果が見込めるスポーツ施設をつくる。

《その他》

- » 都市計画に基づいたまちづくりを進める。
- » 医師確保の費用負担について、西条市や四国中央市と連携する。
- » 自治会の再建や人のつながりを再構築する必要があり、子ども会を地域活動への参加のきっかけにするなど、子どもを中心としたコミュニティづくりを進める。
- » 車道部分に引かれているブルーラインを高齢者が通っており、危険である。

4 本市の特性・外部環境

時代の潮流、市民の声、本市の概況などを基に、本市が持っている強み、弱みとともに、外部環境(機会・社会的背景)を整理して本市の特性を以下に示しています。

《本市の特性・外部環境》

強み

- » 瀬戸内海、四国山地の豊かな自然と温暖な気候
- » 近代化産業遺産*群や太鼓祭りなどの豊富な観光資源
- » 住友諸企業、地場中小企業などの産業集積
- » 医療施設などの生活基盤が充実しており、住みやすい
- » 四国のほぼ中央に位置し、四国内・外への交通アクセスの利便性が高い

機会

- » SDGs 達成に向けた機運の高まり
- » 地縁にとらわれない新たなコミュニティの増加・拡大(SNS)
- » ICT(情報通信技術)の飛躍的進歩と普及
- » 国の地球温暖化対策計画に基づく温室効果ガス*の2030年度中期削減目標の達成に向けた取組の推進
- » 再生可能エネルギー技術の進展
- » 地方創生に向けた取組の加速
- » インバウンドの増加

弱み

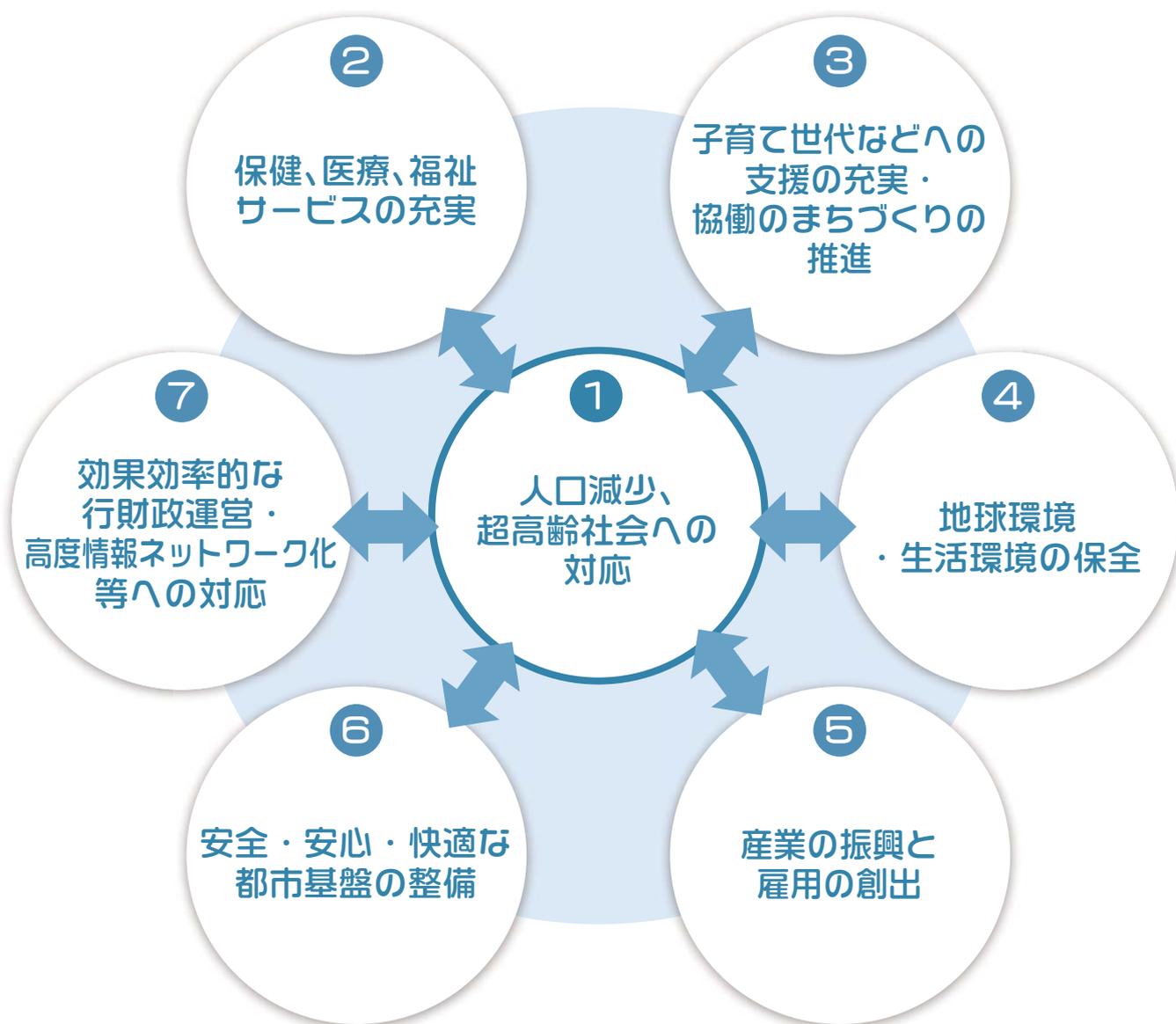
- » 市内に大学がないため、多くの高校生が卒業後に市外転出
- » 基幹産業である「ものづくり産業」における熟練技能者の高齢化と技能伝承の遅れ
- » 限定された公共交通手段
- » 十分に生かされていない観光資源
- » 都市機能、生活機能が分散された都市構造
- » 道路渋滞などの交通問題
- » 企業と求職者のミスマッチ*

社会的背景

- » 災害や新たな感染症まん延に関する危機意識の高まりと対応の必要性
- » 人口減少、少子・超高齢社会の進展
- » 成長から成熟への社会経済の変化による市内経済の転換の必要性
- » 高度情報ネットワーク化とグローバル化への対応の必要性
- » 限りある地球資源の枯渇を危惧するなど、環境に関する意識の変化と対応の必要性
- » 地域住民のつながりの希薄化によるコミュニティの変容への対応の必要性

5 本市の主要課題

「本市の概況」、「時代の潮流」、「市民の声」、「本市の特性・外部環境」などを基に、本市の主要課題を7つの枠組みで整理しています。



1 人口減少、超高齢社会への対応

人口の減少と少子・超高齢化に起因するさまざまな課題へ対応する必要があります。

- » 国立社会保障・人口問題研究所による予測をベースとした本市の将来推計人口は、令和42年(2060年)には86,326人まで減少すると予想されています。こうした予測を踏まえ、本市における人口減少問題への対応策として、「新居浜市人口ビジョン」及び「新居浜市総合戦略」を策定し、令和42年(2060年)に人口9万人を維持することを目標に取り組んでいます。
- » 人口の減少と少子・超高齢化の進展とともに、生産年齢人口(15～64歳人口)の減少は、市民生活のあらゆる場面に影響を与えることとなるため、本市の最重要課題として、人口減少問題に取り組むことが求められています。

2 保健、医療、福祉サービスの充実

介護サービス受給者、認知症高齢者の増加に対応する必要があります。

- » 老年人口の増加に伴うひとり暮らし高齢者の増加、それに伴う介護サービス受給者、認知症高齢者の増加に対応する必要があります。

障がい者への理解と対応が求められています。

- » 障がい者(児)への各種サービスの充実を図るとともに、障がい者(児)への理解と社会参加を促進する必要があります。

地域共生社会※の実現が求められています。

- » 地域福祉意識を醸成するとともに、社会福祉団体やボランティアを育成し、地域共生社会の構築に努める必要があります。

医療施設や生活環境に恵まれた住みやすい環境づくりが必要です。

- » 本市は東予地域の救急医療の中心として、救急医療体制や医療施設が充実していますが、本市においても医師不足などの問題が顕在化しています。
- » 新型コロナウイルス感染症のまん延・拡大を踏まえ、感染症への備えと医療体制の充実が求められています。

3 子育て世代などへの支援の充実・協働のまちづくりの推進

多様な子育て支援ニーズへの対応と健やかに子どもが育つ環境づくりが必要です。

- » アンケート(市民)では、今後、本市が力を入れるべきこととして、『子育て支援のさらなる充実』と回答した人が最も多くなっています。
- » 多様化する子育て支援ニーズ*に対応した環境づくりや支援が求められています。

協働によるまちづくりに主体的に活動する人や団体の育成・支援が必要です。

- » アンケート(市民)では、本市への愛着を感じている人は7割を超えています。
- » アンケート(団体)では、活動する上で困っていることは、『会員の高齢化が進んでいる』、『会員数が減少している』、『活動資金が不足している』と回答した団体が多くなっています。また、行政に望む支援策は、『市民への活動内容の広報・PRに関する支援』、『活動費の助成』と回答した団体が多くなっています。
- » 本市では、さまざまな分野の市民団体が自主的に活動しており、多様な地域主体の異なる特性を生かし合う協働のまちづくりの土壌があります。こうした活動を支援し、より一層、市民と行政の協働のまちづくりを進める必要があります。

4 地球環境・生活環境の保全

地球環境の保全が求められています。

- » 地球環境問題は、市民の日常生活にも直結する重要な課題であり、本市においても、地球温暖化対策などを推進する必要があります。
- » 環境活動の活性化により、市民の地球環境保全への意識向上を図る必要があります。

自然環境の保全と快適な生活環境づくりが求められています。

- » 誰もが住みたくなるまちづくりのため、本市の豊かな自然を保全しつつ、衛生的で快適な生活環境づくりを進める必要があります。

5 産業の振興と雇用の創出

今後の成長力への懸念に対応する必要があります。

- » 市内中小企業においては、熟練技能者の高齢化と技能伝承の遅れ、若手人材の不足などの問題から、今後の成長力を懸念する企業が増加しています。
- » 市が整備した企業用地はほぼ完売しており、次期工業用地の確保に向けた取組が必要となっています。

住友諸企業、地場中小企業などの発展の支援と雇用の場の確保が必要です。

- » 臨海部を中心に、住友諸企業や地場中小鉄工業などが集積しており、本市の基幹産業として、今後も、これらの企業の発展を支援するとともに、雇用の場を確保する必要があります。
- » アンケート(出身者)では、本市の課題や市が取り組むことは、『雇用の場の不足』『雇用の場の確保』と回答した人が多く、アンケート(企業)では、企業活動の課題は、『雇用の維持』『後継者の育成』と回答した企業が多くなっています。この企業と求職者のミスマッチの解消が課題となっています。

6 安全・安心・快適な都市基盤の整備

都市機能、生活機能が分散された都市構造への対応を検討する必要があります。

- » 本市は、合併による市域の拡大や地理的条件により、市街地が分散された都市構造となっています。
- » このため、都市の拠点性が弱く、また、都市機能の維持に係るコストの増大などが懸念されており、都市機能や居住機能がまとまって立地する持続可能なまちづくりを推進する必要があります。

公共交通や道路渋滞などの交通問題への対応策を検討する必要があります。

- » 本市は、JR予讃線の新居浜駅のほかに2つの駅があります。また、市内各所を結ぶバス路線がありますが、公共交通空白地域があり、高齢化が進行する中で交通弱者*の移動手段の確保が懸念されており、対応策を検討する必要があります。
- » 市の骨格となる幹線道路の整備が遅れており、そのため、一部で道路渋滞がみられ、市民生活や産業活動に影響を与えており、対応策を検討する必要があります。
- » アンケート(出身者)では、本市の課題は、『交通が不便』と回答した人が多くなっています。

災害、犯罪などへ対応する必要があります。

- » ウイルス感染症のまん延・拡大や自然災害、犯罪の多様化などに関する安全・安心意識の高まりなどに対応する必要があります。
- » アンケート(市民)では、本市の望ましい将来像としては、『安全なまち』と回答した人が最も多く、また、重要度が高く、満足度が低い、重点的に実施すべき施策は、『風水害、地震など自然災害に関する防災』『交通事故を防ぐための道路の安全対策』などとなっています。

7 効果効率的な行財政運営・高度情報ネットワーク化等への対応

限られた行政資源の中で多様化する行政需要に対応する必要があります。

- » 全国的に人口減少が進む中、地方財政は厳しい状況にありますが、本市の財政状況は比較的バランスがとれており、現在の水準を維持しながら、計画的に事業を実施することにより、財政の健全性を維持・強化していくことが求められます。
- » 市の保有する公共施設の約4割が昭和40年代後半から50年代に建設されており、今後それらの施設が更新時期を迎え、財政的に大きな負担となることが懸念されています。施設の更新費用を軽減し、平準化を図るためには、長期的かつ経営的な視点で、施設の長寿命化対策を行い、施設の処分、統廃合についても検討、実施する必要があります。

急速に進む高度情報ネットワーク等へ対応する必要があります。

- » 新型コロナウイルス感染症対応に伴う国の支援策等の実施を通じ、一部の手続きに遅れや混乱が生じるなど、行政分野におけるデジタル化、オンライン化の遅れが喫緊の課題となっています。本市においても、ポストコロナ時代の「新たな日常」を見据え、行政手続きのオンライン化や電子処理化等の取組を迅速に進める必要があります。
- » 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークや遠隔教育などのリモートサービスの活用・定着が進むとともに、働き方を見直したり、地方移住を前向きに考える人が増えています。こうした機運をチャンスと捉え、移住・定住促進施策の強化・充実を図るとともに、居住地としての本市の魅力を高め、効果的な情報発信に努める必要があります。

第2部 基本構想

» 第1章 将来像

» 第2章 施策の大綱と重点プロジェクト



第1章

将来像

1 将来都市像と計画の推進

これからの新居浜市の目指すべき姿を示すものとして、第六次長期総合計画の将来像を次のとおり定めます。

将来都市像

—豊かな心で幸せつむぐ—
人が輝く あかがねのまち にいはま

“豊かな心で幸せつむぐ”とは

「豊かな自然や別子銅山の近代化産業遺産群」などに包まれ、市民みんなが心の豊かさを実感できるまちを目指します。また、その豊かさ・幸せを次の世代に引き継ぎます。

“人が輝く”とは

本市は、「ずっと新居浜に住んでいる人」、「移住してきた人」、「Uターンしてきた人」が概ね1/3ずつを占めています。さまざまな居住歴をもつ市民がひとつになり、「未来を担う人づくり」や「子どもを産み育てる環境づくり」、「働きがいのある職場づくり」を進めることで、年齢を問わず誰もが光り輝き、自分の力を生かしながら生涯活躍できるまちを目指します。

“あかがねのまち”とは

本市の発展の礎となった別子銅山は、かつて世界屈指の産銅量を誇り、日本の近代化に大きな役割を果たしました。また、先人の知恵と精神、尊い努力により、本市は、鉱山町から工業都市、ものづくり産業の集積都市へと発展しました。このまちに生まれ育った人、生活する人にとって、別子銅山は世界に誇ることのできるすばらしい地域の宝です。

その誇りを再認識するとともに、まちのアイデンティティとするため、「第五次長期総合計画」の将来都市像に掲げた『あかがねのまち』の精神を、「第六次長期総合計画」にも引き継ぎます。

注:あかがねとは、銅のことです。『あかがねのまち』は、本市の発展の礎となった別子銅山にちなんで名づけました。

2 目標人口

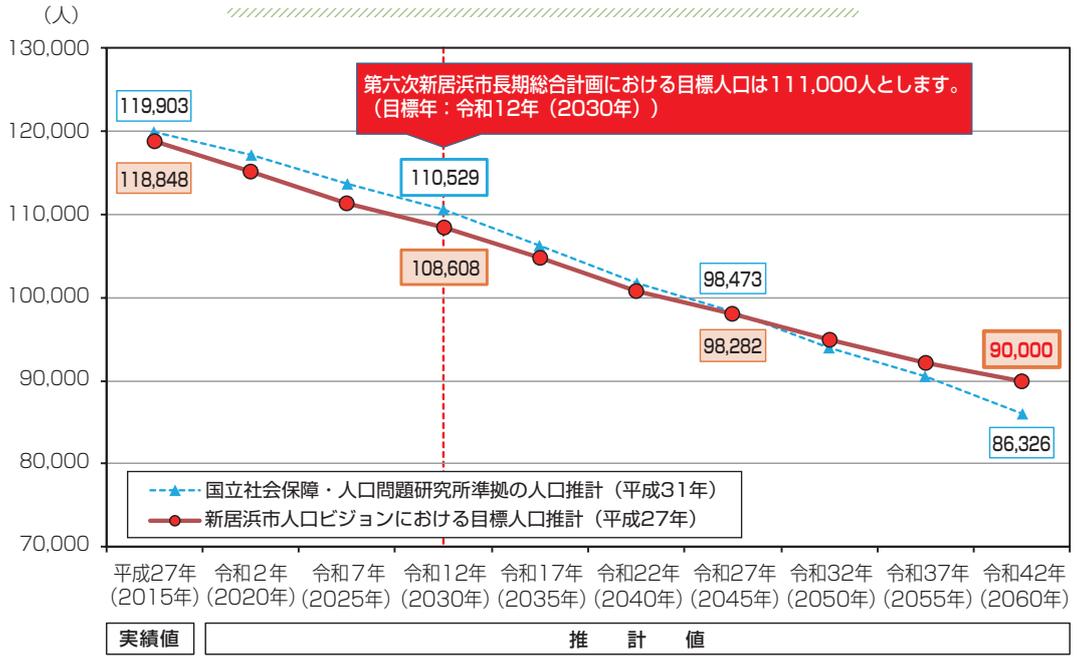
平成27年に策定した新居浜市人口ビジョンにおいて、今後、合計特殊出生率*と社会増減の改善を図ることにより、令和22年(2040年)まで人口10万人を維持し、令和42年(2060年)に90,000人の人口を維持することを目標としています。

このため、第六次長期総合計画における目標人口は、新居浜市人口ビジョンの目標人口及び国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計人口を共に満足する水準の111,000人とします。

目標人口

111,000人(令和12年(2030年))

本市における人口の将来展望



参考：新居浜市人口ビジョン(平成27年)における目標人口の前提条件

合計特殊出生率	国の長期ビジョンを参考とし、出生率の上昇を前提 10年間で0.1ずつ上昇し、2060年に2.3を達成
社会増減	2030年に転出者数と転入者数が均衡 【転入】20代、30代の転入をリターン促進などにより段階的に増加 【転出】進学などに伴う10代の転出は社人研推計に準拠 その他の年齢層の転出は定住促進により50%減少

3 将来都市構造

まちづくりの主要課題や基本目標を踏まえつつ、人口減少社会を見据えた、本市の将来都市構造を、以下のように設定します。

将来の都市構造の方針

① 都市拠点等における都市機能の維持・増進と連携強化

広域的な集客機能や生活サービス機能の確保を図っていくためには、拠点地区（都市拠点や地域拠点）における都市機能の衰退や、人口密度が低い地区等への分散化を抑制していくことが重要です。

このため、拠点地区の都市機能の維持・増進を図るとともに、拠点地区相互の連携・回遊性の強化や、拠点地区に移動しやすい交通環境の充実を図ります。

② 都市機能集約や公共交通利便性を生かした拠点周辺の居住機能の維持・更新

空き家・空き地の増加による居住環境の悪化や、人口密度低下による地域経済活動の停滞（店舗等の撤退など）が懸念され、市街地全体の居住魅力の低下につながるような適切な対策が必要です。

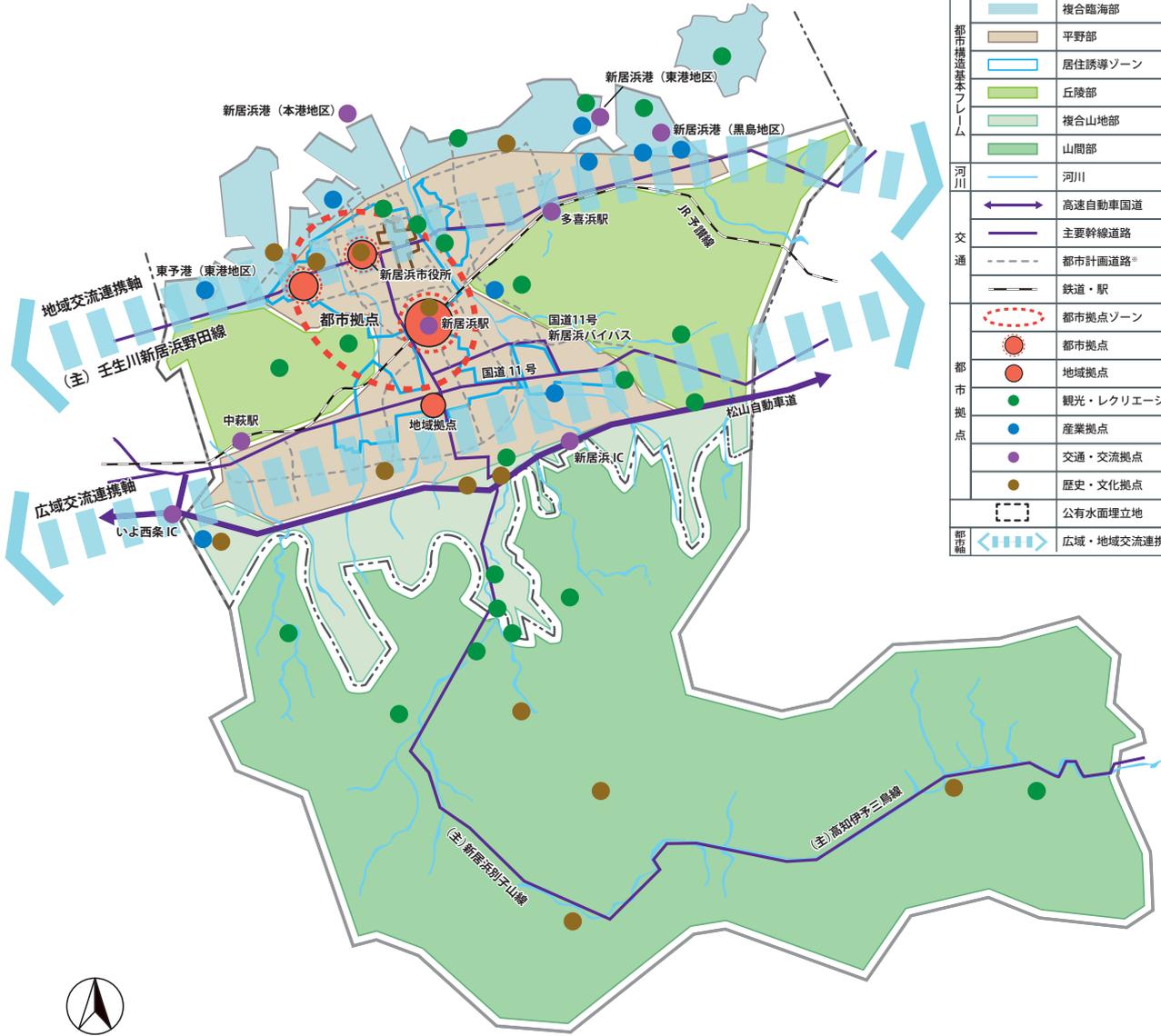
このため、人口や生活サービス機能が集積し、公共交通の利便性も高い拠点地区周辺等においては、若者・子育て世代等の流入にもつなげる居住環境の魅力向上を図り、まちなか居住の促進を図ります。

③ 各地域の特色ある地域資源を生かした居住環境とコミュニティの維持

市域の各地域に集落等が分散していることから、上記以外の既存集落等においても、居住環境やコミュニティが衰退しないような適切な対策が必要です。

このため、各地域において、学校、生活サービス施設や周辺の豊かな自然・田園環境を生かしつつ、地域住民の活動・交流拠点の維持や生活サービス機能、地域コミュニティの維持に努めます。

将来都市構造図



凡 例		
区分	項目	
	行政区域	
	都市計画区域	
都市構造基本フレーム		複合臨海部
		平野部
		居住誘導ゾーン
		丘陵部
		複合山地部
	山間部	
河川		河川
		高速自動車国道
交通		主要幹線道路
		都市計画道路*
		鉄道・駅
都市拠点		都市拠点ゾーン
		都市拠点
		地域拠点
		観光・レクリエーション拠点
		産業拠点
	交通・交流拠点	
	歴史・文化拠点	
	公有水面埋立地	
都市軸		広域・地域交流連携軸



第2章

施策の大綱と重点プロジェクト

1 まちづくりの目標と計画の推進

第六次長期総合計画では、まちづくりを6つに分類し、それぞれの目標を設定しました。
また、6つのまちづくりの目標に計画の推進を加えた7つの柱ごとに、それぞれの大枠の取組方針を示します。



目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

- » 少子化が急速に進展する中、本市の未来を担う子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人として自立し、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、行政と学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら、学校教育や特別支援教育*の充実、教育力の向上を目指します。
- » また、安心して子どもを産み、育てていけるよう、子育てに関する相談体制や保育環境の充実を図るとともに、子どもの貧困や発達障がいへの対応、子育て世代への支援などのさまざまなニーズに対応したきめ細やかな子育て支援を実施します。

目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)

- » 年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、生活習慣病*や感染症対策などのさまざまな疾病対策とともに、医療体制の充実と健康づくりに関する意識啓発に努めます。
- » また、すべての市民がいつまでもいきいきと生活ができるよう、関係機関と連携を図り、地域全体で支え合うしくみを構築するとともに、ライフステージ*に応じ、適切なサービスが受けられるよう、介護サービスや医療供給体制の充実、社会保障の充実に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生まれ出されるまちづくり (経済・雇用)

- » 本市の基幹産業である工業の振興を図るため、ものづくり産業に携わる人材の確保、育成をはじめ、販路開拓や新事業展開の支援、企業誘致や立地の促進、ICT(情報通信技術)の活用などに努めます。
- » また、商業や農林水産業、観光・物産の分野においても、創業や人材育成支援を行うとともに、生産基盤の整備・ブランド化、地産地消や6次産業化による高付加価値化に向けた取組を支援することにより、市内において働きやすく、魅力ある職場が数多く生まれ出されるまちを目指します。
- » 災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

- » 市民がより一層、安全・安心・快適に生活できるよう、市街地や幹線道路、公園緑地、公営住宅、港湾などの都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、魅力あふれる都市空間の創出に努めます。
- » また、気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震*などの大規模災害を想定した防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、感染症対策、交通安全対策や防犯対策など日常的な生活安全対策の推進、消防体制の充実を図ります。

目標5 人と地域ので豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

- » 市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、さまざまな場での教育活動を推進するとともに、多様な市民・地域との協働によるまちづくりを進めます。
- » また、近代化産業遺産などこれまで培ってきた文化や地域資源を次の世代に継承するとともに、生涯学習の充実や、スポーツ、文化芸術活動の振興、男女共同参画社会*、国際化の推進を通じ、市民一人ひとりの豊かな心を育み、多様な学びや生きがいがあふれるまちを目指します。

目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり (地球環境・生活環境・上下水道)

- » 国連において採択されたSDGsの取組や国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標の達成に向けた取組など、地球規模で環境保全に関する意識が高まる中、市民、団体や事業者と連携し、地球温暖化対策など、地球環境の保全と継承に努めます。
- » また、本市の自然環境を保全し、誰もが住みよい衛生的で快適な居住環境の維持・向上が求められている中、生活環境の保全と調和、循環型社会の実現を目指すとともに、上下水道事業の推進を図ります。

2 6つのまちづくりの目標に計画の推進を加えた7つの柱ごとの施策

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

施策1-1 子ども・子育て支援の充実

- » 妊娠期から子育て期にわたる継続的な母子保健対策の推進に努めます。また、子育て相談の充実や、援助を必要とする児童・保護者への支援を行うとともに、気軽に親子が集える場や子どもたちが安心して遊べる場づくりなどに努めます。
- » 保育サービスの充実などにより、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります。

施策1-2 家庭、地域の教育力の向上

- » 子育て世代における家庭教育に関する学習・相談機会の充実を図ります。
- » 学校、家庭、地域の結びつきを強化するとともに、家庭、地域の教育力の向上と青少年健全育成を推進し、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

施策1-3 学校教育の充実

- » 地域とともに育つ特色ある学校づくりをすすめるとともに、ICT(情報通信技術)を活用した教育環境の整備など、社会変化に対応した多様な教育を推進し、時代に合った児童・生徒の生きる力を育みます。
- » また、児童・生徒の健全育成のための取組を強化するとともに、安全・安心な教育施設・教育環境の整備、幼児教育の推進に努めます。

施策1-4 特別支援教育の充実

- » 障がいや発達課題のある子どもの早期発見、早期支援に努め、乳幼児期から学齢期を通じ、ライフステージに応じた安心して相談できる体制を整備するとともに、自立に向けた長期的で一貫した支援の充実を図ります。
- » また、特別支援教育の啓発と支援体制の充実に努め、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

**目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり
(健康・福祉)****施策2-1 健康づくりと医療体制の充実**

- » 地域や関係機関と連携し、効果的な健康教育・健康相談を実施することにより、こころと体の健康づくりを推進し、生涯にわたって自らが健康維持・増進に取り組むことができる体制の充実を図ります。
- » 救急体制の維持・強化や医師の確保をはじめとした地域医療体制*の充実を図り、災害、感染症、事故などに対して、誰もが安心して健やかに暮らせる社会をつくります。

施策2-2 地域福祉の充実

- » 福祉意識の啓発、福祉拠点の充実、担い手の育成を図るとともに、共に助けあい、支えあうことで、みんなが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の構築に努めます。
- » また、災害時避難行動要支援者*や生活困窮者を支援します。

施策2-3 障がい者福祉の充実

- » 障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、共に暮らせる社会を実現するため、障がい者への理解と社会参加を促進します。
- » 障がい者(児)への各種サービスの充実を図るとともに、生涯にわたる総合的な支援体制を整備し、障がいがあっても自立した生活を送ることができる社会をつくります。

施策2-4 高齢者福祉の充実

- » 支援が必要な高齢者や介護をしている家族に関する支援を行うとともに、介護予防*や介護サービスの充実を図ります。
- » 地域包括ケアシステムを構築し、包括的に高齢者支援を行うとともに、高齢者の社会参加促進、成年後見制度*の利用促進などにより、共に支え合う社会づくりを進めます。

施策2-5 社会保障の充実

- » 生活保護を適正に実施し、生活の安定と自立に向けた支援を行います。
- » 給付と負担のバランスの取れた介護保険事業を行い、介護保険制度*の円滑な運営に努めます。
- » 生活習慣病の早期発見、発症予防に努め、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生まれるまちづくり (経済・雇用)

施策3-1 工業の振興

- » 若年者のものづくり産業への関心を高めるための取組や技能伝承への支援を行い、ものづくり産業における人材の確保・育成を支援します。
- » 経営体質の強化や企業価値の向上のため、地元企業が取り組む販路開拓、新事業展開、新製品開発、生産性向上のための設備投資、働きがいのある職場づくりなどへの支援を行います。また、新たな雇用の場や経済の活力を生み出すため、起業を促進します。
- » 新たな企業用地整備に向けた取組を進めるとともに、企業誘致を促進します。

施策3-2 商業の振興

- » 銅夢市場(仮称)や空き店舗の利活用などを通じ、にぎわいと魅力あふれる商店街の形成を目指します。
- » 経済情勢に応じた経営・販売促進・創業への支援に努め、前向きでやる気のある店舗などを応援します。

施策3-3 雇用環境の充実

- » 企業と求職者とのマッチング*機会の充実を図るとともに、高齢者、女性が働きやすい職場づくりを支援することにより、産業を支える人材の確保に努めます。
- » 働き方改革に関する助成金などの利用促進を通じ、働きやすい環境づくりを支援します。
- » 災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

施策3-4 観光・物産の振興

- » 近代化産業遺産群の魅力向上を図り、中核的な観光資源として活用します。
- » 本市ならではの新居浜ブランドの育成・拡大を図るとともに、観光資源の発掘、観光マーケティング*機能の導入を推進します。
- » 新居浜太鼓祭りの観光客受入環境の整備を図るとともに、インバウンド観光客へのホスピタリティ*の醸成など、受入体制の充実を図ります。

施策3-5 農業の振興

- » 新鮮で安全・安心な農産物の地産地消を推進するとともに、農地の有効活用と環境にやさしい農業を推進します。
- » 県内外からの移住促進による担い手の育成と営農支援体制の確立に努め、次世代へ伝え育む農業を推進します。
- » 農業生産基盤の整備や新たな農産物のブランド化と高付加価値化を推進します。

施策3-6 林業の振興

- » 地球温暖化防止などの環境保全や市民が親しめるふれあいの森林づくりに取り組むとともに、林業生産基盤の整備を進めます。
- » 国・県の補助金を活用し、木材加工業者の施設整備などを支援します。
- » 機械化・路網整備による重労働の軽減を図るとともに、担い手育成・新規就労者への支援に努め、林業経営体を育成します。

施策3-7 水産業の振興

- » 施設の適正な維持管理や漁場環境の改善に取り組み、漁業生産基盤を整備するとともに、漁業協同組合の経営基盤の強化や漁業の担い手への支援に努めます。
- » 地元産魚のブランディングや新たな加工品の開発など、水産物の高付加価値化を推進します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

施策4-1 快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出

- » コンパクトで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、計画的な土地利用や、地域独自の歴史や文化に根ざした良好な景観の保全・創出を図ります。
- » JR新居浜駅周辺における基盤整備を進め、都市拠点の形成を図るとともに、誰もが安全、快適に利用できる公園緑地の整備を図ります。

施策4-2 道路の整備

- » 幹線道路の交通渋滞解消や通行の安全を確保するとともに、利便性向上のための生活道路の整備や地域との協働による効率的な維持管理に努めます。
- » 歩行者や自転車の安全で快適な通行空間を整備するとともに、関係機関と連携し、道路交通安全対策を推進します。

施策4-3 安心な住宅の整備

- » 計画的な公営住宅の建替え及び改修を実施します。
- » 住宅の耐震化や地域内の危険箇所解消、空き家の適正管理などによる安心な住環境の整備に努めます。

施策4-4 港湾の整備

- » 物流需要や輸送方法の変化などの物流の高度化に対応した公共ふ頭の整備を進めます。
- » 大規模地震の発生に備え、施設整備と港湾・海岸保全施設の適切な管理及び長寿命化を進めます。
- » みなとオアシスマリンパーク新居浜を中心とした港のにぎわいづくりを推進します。

施策4-5 防災・減災対策の推進

- » 地域防災計画*に基づき、防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、自主防災組織*への支援の充実を図り、地域防災力を強化します。
- » 災害に備え、河川・排水施設の適正な維持管理と整備推進に努めます。
- » 感染症の発生、拡大に対して、新たな感染者の数が限定的となった場合には、国の方針に沿って感染拡大を長期的に防ぐための「新しい生活様式」の啓発と普及に努めます。

施策4-6 生活安全対策の推進

- » 交通安全教育の充実や運転免許返納に関する助成制度の広報に努めるなど、交通安全対策を推進します。
- » 関係機関と連携して、防犯対策を推進するとともに、新たな消費者問題への対応を図り、消費者の自立支援と相談体制の充実に努めます。

施策4-7 消防体制の充実

- » 災害発生時の初動体制の強化や人材育成など、警防体制*の充実に努めるとともに、住宅防火や企業における保安・防災対策など、予防体制の充実に努めます。
- » 救急救助資機材の計画的な更新など、救急救助体制の充実に努めるとともに、消防団員の確保や育成のための取組を推進し、消防団の活性化を図ります。

施策4-8 運輸交通体系の整備

- » 市民・事業者との協働により、現在の公共交通を維持するとともに、コンパクトなまちづくりを先導する便利で使いやすい公共交通網の形成を図ります。
- » 各種交通手段の連携やリアルタイムの運行情報の提供など、新しい移動サービスの導入を検討し、誰もが安心して便利に移動できる交通体系の確立を目指します。

目標5 人と地域ので豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

施策5-1 学習活動の充実

- » 地域住民の要望や時代のニーズに合った生涯学習の内容や、遠隔授業や動画配信などによる学びや交流の機会の充実を図るとともに、生涯学習関連施設・設備の計画的な修繕、維持管理に努めます。また、時代の変化、市民ニーズに対応した図書館機能の充実を図ります。
- » 地域の伝統文化や歴史を、次の世代へ継承するとともに、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。

施策5-2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

- » 市民がさまざまな文化活動を行うための環境整備及び機会の拡充を図り、文化芸術活動を推進します。
- » 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に向けた取組を推進します。
- » 文化財*の保存、継承、整備と伝統文化の保存、伝承に努めるとともに、本市の歴史文化を後世に継承するため、市史編さんを進めます。

施策5-3 スポーツの振興と競技力の向上

- » 多くの市民が体を動かす機会や場所の提供に努め、いつでもどこでも誰でも体を動かすことが楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。
- » 指導者の育成や全国大会に出場する選手などの支援による競技スポーツの振興を図ります。
- » 市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、既存の体育施設の維持管理に努めるとともに、総合運動公園基本計画を策定し、新たな施設整備に向けた取組を推進します。

施策5-4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

- » 本市固有の地域資源である別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備を促進するとともに、各種メディア*などを積極的に活用し、別子銅山の歴史の伝承・情報発信に努めます。
- » 多喜浜塩田文化の歴史の周知、保存、継承に努めるとともに、担い手を育成します。

施策5-5 人権の尊重

- » 家庭・地域・学校・職場における人権・同和教育の推進・啓発に努めます。
- » 人権侵害による被害者を早期に救済するため、人権擁護体制の充実を図り、すべての市民の人権が尊重され、あたたかい心で交じわりあうことのできる社会をつくります。

施策5-6 男女共同参画社会の形成

- » 市民の男女共同参画意識を高めることに努め、性別にかかわらず誰もが主体的にあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の形成を目指します。
- » DVに関する総合的な支援を行うため、関係機関との連携の強化、相談体制の充実を図ります。

施策5-7 地域コミュニティの充実

- » 地域コミュニティ施設*の整備や維持管理の支援を行うとともに、地域の各種団体等と連携し、魅力ある地域づくりに向け、コミュニティの活性化を図ります。
- » 地域住民による地域課題の解決に向けた地域運営組織の形成を支援し、地域再生への体制づくりを進めます。

施策5-8 多様な主体による協働の推進

- » 協働のまちづくりを進めるための推進体制や制度の整備を進めるとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや体制づくりに取り組みます。
- » まちづくり団体など中間支援組織のコーディネート*やマネジメント*の強化を図るとともに、団体間の交流・連携を進め、市民活動の活性化、新たな活動・サービスの創出を図ります。

施策5-9 国際化の推進

- » 友好都市*との交流を継続するとともに、市民と外国との交流を推進します。
- » 様々な文化が共生した住みやすい社会や地域の国際化のための体制づくりを進めます。

目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり (地球環境・生活環境・上下水道)

施策6-1 地球環境の保全と継承

- » 温室効果ガスの削減、省資源、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及啓発と導入促進などの地球温暖化対策を推進します。
- » 環境学習、環境教育などにより市民意識の向上に努め、市民と行政の協働による環境保全活動を推進します。

施策6-2 生活環境の保全と調和

- » 身近な公害問題に関する意識啓発や、合併処理浄化槽*への転換を推進することなどにより、快適な生活環境の維持・向上に努めます。
- » 市営墓地及び墓園の適正管理を行うとともに、利用者のニーズに対応した斎場施設の運営に努めます。

施策6-3 循環型社会の実現

- » ごみの発生抑制と資源循環を推進するとともに、ごみ収集体制の維持や廃棄物処理施設の計画的な長寿命化を図ることで、適正かつ安定的なごみ処理体制を確立します。
- » 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等を推進します。

施策6-4 上下水道事業の推進

- » 安心して利用できる水道水や安価で利便性の高い工業用水の安定供給、効果効率的な汚水処理施設の維持管理による下水道の安定処理を進めるとともに、地震や豪雨などの自然災害に対応できる上下水道施設を整備します。
- » コスト縮減、事業の効率化、未収金縮減などにより、上下水道事業の経営基盤を強化します。

計画の推進(持続可能なまちづくりの推進)
(行財政運営)

施策7-1 人口減少対策とシティブランド戦略*の推進

- » 移住相談・支援体制の充実を図り、移住・定住を促進するとともに、結婚を望む未婚の男女の出会い・結婚支援を推進します。
- » 各種メディアの利点を生かしたシティプロモーション*や、若年層を中心に本市への愛着と誇りを感じてもらうための取組を推進することにより、本市のブランド力を高めます。

施策7-2 開かれた市政の推進

- » 親しみやすく見やすい市政だよりやホームページによるコミュニケーション型広報*を推進するとともに、多様な情報提供メディアを利活用します。
- » 市政懇談会への幅広い市民の参加を促し、対話型広聴を推進するとともに、情報公開制度の充実を図り、協働による市民主体の市政を推進します。

施策7-3 効果・効率的な自治体経営の推進

- » 行財政改革を推進し、質の高い行政運営を行うとともに、限られた行政資源の中で多様な行政需要に対応するための組織の効率化と職員の育成を推進します。
- » 行政運営の効率化や歳出削減による財政の健全化を図るため、公共施設などの計画的な再編を進めるとともに、広域行政圏による発展的事業展開を推進します。

施策7-4 ICT(情報通信技術)の利活用と市民サービスの向上

- » ICT(情報通信技術)の利活用により、行政機能の向上に努めます。
- » 情報漏洩を防ぐための情報セキュリティ対策を行うとともに、利便性と安全性が確保されたシステムを整備し、行政サービスの向上を推進します。

施策7-5 過疎地域及び離島地域の振興

- » 「過疎地域持続的発展支援計画(仮称)」、「新居浜市山村振興計画」、「新居大島地域振興計画」、「離島の振興を促進するための新居浜市における産業の振興に関する計画」に基づく取組を推進します。

3 重点プロジェクトの体系

人口減少対策を基本とした「第2期新居浜市総合戦略(令和2年3月改訂)」の4つの基本目標、目標ごとに定める具体的な施策を「重点プロジェクト」として位置付けます。

長期総合計画

重点プロジェクト
新居浜市総合戦略

「第2期新居浜市総合戦略」の目指す都市像と4つの基本目標と具体的な施策

目指す都市像 ~住みたい、住み続けたい、あかがねのまちを目指して~

基本目標1 | 新たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、
地元産業を振興します

1-1 ものづくり産業の振興

1-2 新産業の創出、創業への支援

1-3 地元産業の振興

1-4 住友各社との連携強化と企業誘致の促進

基本目標2 | 居住地・観光地としての魅力を高め、関係人口*を創出し、
交流人口*・定住人口を拡大します

2-1 移住・定住の促進

2-2 交流人口の拡大

2-3 関係人口の創出・拡大

基本目標3 | 浜っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を
充実するとともに、健康長寿社会を実現します

3-1 少子化対策の充実

3-2 子育て支援の充実

3-3 教育環境の整備

3-4 健康寿命*の延伸

基本目標4 | 市域・組織を越えた連携を進め、
地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

4-1 時代に合ったまちづくりの推進

4-2 健康で豊かな生活が送れるまちづくりの推進

4-3 安全・安心のまちづくりの推進

4-4 協働のまちづくりの推進

4-5 3市(新居浜・西条・四国中央)連携の推進

施策の体系と

- » 新居浜市の様々な施策は、国際社会全体の開発目標(SDGs)と結びついており、
- » 次の表は、本市の施策とSDGsの17の目標との対応を「見える化」したもので
- » 表に示すとおり、本市では、SDGsの17の目標すべてに対応した施策を推進し

施策体系			貧困	飢餓	保健
将来都市像	まちづくりの目標	施策			
豊かな心で幸せなまち 人が輝くあかがねのまち にいはま	【目標1】 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)	1 子ども・子育て支援の充実			●
		2 家庭、地域の教育力の向上			
		3 学校教育の充実			
		4 特別支援教育の充実			●
	【目標2】 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)	1 健康づくりと医療体制の充実			●
		2 地域福祉の充実	●		●
		3 障がい者福祉の充実			●
		4 高齢者福祉の充実			●
		5 社会保障の充実	●		●
	【目標3】 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり (経済・雇用)	1 工業の振興			
		2 商業の振興			
		3 雇用環境の充実			
		4 観光・物産の振興			
		5 農業の振興		●	
		6 林業の振興			
		7 水産業の振興		●	
	【目標4】 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)	1 快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出			
		2 道路の整備			
		3 安心な住宅の整備			
		4 港湾の整備			
		5 防災・減災対策の推進			
		6 生活安全対策の推進			
		7 消防体制の充実			
		8 運輸交通体系の整備			
	【目標5】 人と地域のかで豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)	1 学習活動の充実			●
		2 文化芸術の振興と歴史文化の継承			
		3 スポーツの振興と競技力の向上			●
		4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実			
		5 人権の尊重			
		6 男女共同参画社会の形成			
7 地域コミュニティの充実					
8 多様な主体による協働の推進					
9 国際化の推進					
【目標6】 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり (地球環境・生活環境・上下水道)	1 地球環境の保全と継承				
	2 生活環境の保全と調和				
	3 循環型社会の実現				
	4 上下水道事業の推進				
【計画の推進】 持続可能なまちづくりの推進 (行財政運営)	1 人口減少対策とシティブランド戦略の推進				
	2 開かれた市政の推進				
	3 効果・効率的な自治体経営の推進				
	4 ICT(情報通信技術)の利活用と市民サービスの向上				
	5 過疎地域及び離島地域の振興				

5 10年後のまちの姿

計画の達成度を具体的に判断するため、6つのまちづくりの目標ごとに成果指標(アウトカム)を設定し、目標値の達成に努めます。

目標の達成状況を計る成果指標

成果指標	基準値(基準年)	目標値(令和12年度)
まちづくり共通		
» 人口	119,903人(平成27年度)	111,000人(令和12年度)
» 「新居浜市の住みごころ」の市民満足度*	57.7%(平成30年度)	82.7%(令和12年度)
1. 未来を創り出す子どもが育つまちづくり(子育て・教育)		
» 「子育て支援・教育」に関する市民満足度	19.4%(平成30年度)	50.1%(令和12年度)
» 年間出生数	781人(令和元年)	900人(令和12年)
2. 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり(健康・福祉)		
» 「保健・福祉」に関する市民満足度	27.1%(平成30年度)	51.8%(令和12年度)
» 健康寿命*	男性	78.6歳(平成30年度)
	女性	83.2歳(平成30年度)
3. 活気とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり(経済・雇用)		
» 入込観光客*数(1月~12月)	2,635,659人(令和元年)	3,110,000人(令和12年)
» 製造品出荷額等	7,024億円(平成28年度)	7,500億円(令和12年度)
4. 安全・安心・快適を実感できるまちづくり(都市基盤・防災・防犯・消防)		
» 「都市基盤・開発」に関する市民満足度	16.2%(平成30年度)	40.5%(令和12年度)
» 「暮らしの安全安心」に関する市民満足度	30.2%(平成30年度)	52.8%(令和12年度)
» 都市計画道路整備率*	57.7%(令和元年度)	64.6%(令和12年度)
5. 人と地域ので豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)		
» 新居浜市女性活躍等推進事業所認証数(累計)	12事業所(令和元年度)	50事業所(令和12年度)
» 「地域コミュニティ」に関する市民満足度	11.3%(平成30年度)	46.7%(令和12年度)
6. 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり(地球環境・生活環境・上下水道)		
» 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)	640g(令和元年度)	540g(令和12年度)
» 「生活の快適さ・便利さ」に関する市民満足度	38.1%(平成30年度)	56.4%(令和12年度)

*市民満足度……平成30年度に実施した「新居浜市民意向調査」において、行政施策ごとの満足度について、5段階評価(満足、やや満足、どちらともいえない、やや不満、不満)で回答していただいております。5段階評価のうち、「満足、やや満足」と回答していただいた人の割合を満足度としています。(基準値・平成30年度)
 今後、10年間で様々な施策に取り組むことで、各行政分野における満足度の向上を目指し、令和12年度までに、平成30年度時点で「どちらともいえない」と回答した人(割合)の半数が「やや満足」に移行することを目指し、それが達成された場合の満足度を目標値(令和12年度)として設定しました。

*健康寿命……健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

6 基本構想の体系

基本構想の体系を以下に示します。

基本構想

計画策定の背景

時代の潮流

- » 人口減少、少子・超高齢社会
- » 成長から成熟への社会経済の変化
- » 高度情報ネットワーク化とグローバル化
- » 環境に関する意識の変化
- » 安全・安心に関する意識の高まり
- » コミュニティの変容

市民の声

- » 市民意向調査
- » 本市出身者意向調査
- » 団体アンケート調査
- » 企業アンケート調査
- » 都市イメージに関するアンケート調査
- » 子ども・子育てに関するニーズ調査
- » 高校生まちづくりワークショップ
- » 新居浜市内で働く若者との懇談会

本市の概況・特性

- » 本市の位置、交通環境
- » 本市の成り立ちと特徴
- » 人口・世帯数
- » 出生・死亡、転入・転出の推移
- » 産業別就業者比率の動向
- » 類似都市分析でみる本市の特徴
- » 本市の特性・外部環境

本市の主要課題

- » 人口減少、超高齢社会への対応
- » 保健、医療、福祉サービスの充実
- » 子育て世代などへの支援の充実と協働のまちづくりの推進
- » 地球環境・生活環境の保全
- » 産業の振興と雇用の創出
- » 安全・安心・快適な都市基盤の整備
- » 効果効率的な行財政運営・高度情報ネットワーク化等への対応

まちの将来像と目標

将来都市像

—豊かな心で幸せつむぐ—
**人が輝く
 あかがねのまち
 にいはま**

まちづくりの目標

- 目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり
- 目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり
- 目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり
- 目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり
- 目標5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり
- 目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

基本指標

《将来目標人口》
111,000人(令和12年度)
 「本市の住みごころ」の市民満足度
 82.7%(令和12年度)

の体系

6つのまちづくりの目標に計画の推進を加えた7つの柱ごとの施策

目標1 | 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

施策	1. 子ども子育て支援の充実	成果指標	▶ 「子育て支援・教育」に関する市民満足度
	2. 家庭、地域の教育力の向上		▶ 年間出生数
	3. 学校教育の充実		
	4. 特別支援教育の充実		

目標2 | 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)

施策	1. 健康づくりと医療体制の充実	成果指標	▶ 「保健・福祉」に関する市民満足度
	2. 地域福祉の充実		▶ 健康寿命(男性・女性)
	3. 障がい者福祉の充実		

目標3 | 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生まれ出されるまちづくり (経済・雇用)

施策	1. 工業の振興	成果指標	▶ 入込観光客数(1月～12月)
	2. 商業の振興		▶ 製造品出荷額等
	3. 雇用環境の充実		
	4. 観光・物産の振興		

目標4 | 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

施策	1. 快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出	成果指標	▶ 「都市基盤・開発」に関する市民満足度
	2. 道路の整備		▶ 「暮らしの安全安心」に関する市民満足度
	3. 安心な住宅の整備		▶ 都市計画道路整備率
	4. 港湾の整備		

目標5 | 人と地域ので豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

施策	1. 学習活動の充実	成果指標	▶ 新居浜市女性活躍等推進事業所認証数
	2. 文化芸術の振興と歴史文化の継承		▶ 「地域コミュニティ」に関する市民満足度
	3. スポーツの振興と競技力の向上		
	4. 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実		

目標6 | 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり (地球環境・生活環境・上下水道)

施策	1. 地球環境の保全と継承	成果指標	▶ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)
	2. 生活環境の保全と調和		▶ 「生活の快適さ・便利さ」に関する市民満足度
	3. 循環型社会の実現		
	4. 上下水道事業の推進		

計画の推進 | 持続可能なまちづくりの推進 (行財政運営)

施策	1. 人口減少対策とシティブランド戦略の推進
	2. 開かれた市政の推進
	3. 効果・効率的な自治体経営の推進
	4. ICT(情報通信技術)の利活用と市民サービスの向上
	5. 過疎地域及び離島地域の振興

基本構想における成果指標 計16項目
基本計画における成果指標 計128項目

基本計画

実施計画

第3部

基本計画

» まちづくりの目標1

未来を創り出す子どもが
育つまちづくり(子育て・教育)

» まちづくりの目標2

健康で、いきいきと暮らし、
支えあつまちづくり(健康・福祉)

» まちづくりの目標3

活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が
生み出されるまちづくり(経済・雇用)

» まちづくりの目標4

安全・安心・快適を実感できる
まちづくり(都市基盤・防災・防犯・消防)

» まちづくりの目標5

人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合う
まちづくり(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・
コミュニティ)

» まちづくりの目標6

人と自然が調和した快適に生活できる
まちづくり(地球環境・生活環境・上下水道)

» 計画の推進

持続可能なまちづくりの推進(行財政運営)



まちづくりの目標

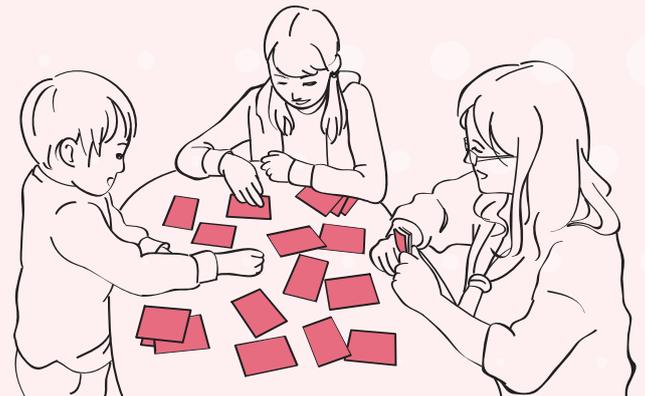
目標

1

育つまちづくり
未来を創り出す子ども
が

子育て・教育

施策・基本計画





1 子ども・子育て支援の充実

- 1 母子保健対策の推進
- 2 保育の供給及び多様な保育ニーズへの対応
- 3 子育ての場づくりと子育てを支える体制づくりの推進
- 4 援助を必要とする児童・保護者への支援



2 家庭、地域の教育力の向上

- 1 子育て世代に関する家庭教育の充実
- 2 学校・家庭・地域の連携協働の推進
- 3 青少年健全育成の推進



3 学校教育の充実

- 1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進
- 2 児童・生徒の健全育成
- 3 安全・安心して充実した教育環境の整備



4 特別支援教育の充実

- 1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実
- 2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化
- 3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進





施策 1-1 子ども・子育て支援の充実

現況と課題

- 妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門職が個別の相談に対応するとともに、必要な支援や関係機関と連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供しています。その入り口となる、**子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）の周知を図り、支援につなげる**必要があります。また、幼児期の発達の節目である健康診査の未受診者を減らし、**発育・発達状況を確認するとともに早期支援を行う**ことが重要です。

出生率が低下している現状を踏まえ、**子どもを望む夫婦の経済的負担軽減を図る**必要があります。
- 保護者の就労状況の変化や就労を希望する母親の増加のため、保育需要は増加傾向にあります。そのため、**保育の供給量の確保**が必要です。また、延長保育*や一時保育など、**多様なニーズに対応した保育サービスや子育て支援の充実**も求められています。

公立保育所については、老朽化に伴う計画的な施設改修、私立保育所や認定こども園*については、施設整備要望に関する補助の実施などにより施設整備の促進を図る必要があります。
- ライフスタイルの変化により、子育てに関し多様なニーズが生じていることから、緊急時の預かりや病児・病後児の預かりなど、**多様なニーズに対応するとともに、子育て家庭の経済的負担や育児不安などを軽減する**必要があります。また、子育てに関する情報の提供や、気軽に親子が集える場としての**地域子育て支援拠点*において、支援内容の充実を図る**ことや、子どもたちが安心して遊ぶことのできる**児童センターを適切に維持管理していく**必要があります。
- ひとり親家庭は、貧困率が高く生活の中に多くの問題を抱える傾向にあるため、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成等の**経済的な支援だけではなく、精神的な支援の充実を図る**必要があります。また、児童の虐待が社会的な問題となっており、相談件数も増加し、その内容も深刻化していることから、**児童相談所や関係機関と連携を図りながら、サポート体制を充実させる**必要があります。また、**児童養護施設（東新学園）については、円滑に民営化を進めていく**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
3歳児健康診査におけるむし歯がない幼児の割合	86.3% (令和元年度)	90.0% (令和12年度)
待機児童数（3月1日現在）	4人 (令和元年度)	0人 (令和12年度)
地域子育て拠点施設利用者の満足度	- (令和元年度)	95.0% (令和12年度)
児童虐待重大事案発生件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-1-1 母子保健対策の推進

取組方針

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を継続的にを行います。
- 健診による発育・発達面の遅れ等の早期発見・早期支援を行います。
- 不妊に悩む夫婦への支援を推進します。

取組内容

- すまいるステーション等における妊娠期からの相談・訪問体制の充実
- 産後ケア事業等の充実
- 1歳6か月児・3歳児健康診査の実施
- 歯科保健の充実
- 一般不妊治療費・特定不妊治療費・不育症検査治療費への助成 など



基本計画 1-1-2 保育の供給及び多様な保育ニーズへの対応

取組方針

- 保育の供給量を確保します。
- 子ども子育て支援法に基づき、多様な教育・保育ニーズへ対応します。
- 公立保育所については、適切な維持管理を行います。
- 私立保育所や認定こども園については、施設整備要望に対し補助を行い、整備の促進を図ります。

取組内容

- 待機児童の解消
- 延長保育、一時保育、休日保育*等の実施
- 公立保育所や私立保育所等の計画的な整備・改修 など



基本計画 1-1-3 子育ての場づくりと子育てを支える体制づくりの推進

取組方針

- 多子世帯など多様なニーズに応じた魅力的な支援施策を実施します。
- ファミリーサポートセンター*の運営や病児・病後児保育を継続します。
- 気軽に親子が集える場、子どもたちが安心して遊べる場を確保します。
- 子育てに関する不安軽減を図ります。

取組内容

- 子ども医療助成事業の実施
- 愛顔の子育て応援事業の実施
- 地域子育て支援拠点事業の実施
- 地域子育て支援拠点での一時預かり事業の実施
- ファミリーサポートセンターの運営
- 児童センターの運営
- 利用者支援事業の実施 など



基本計画 1-1-4 援助を必要とする児童・保護者への支援

取組方針

- ひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携して相談・サポート体制の充実を図ります。
- 各施設のあり方を検討します。

取組内容

- 「子ども家庭総合支援拠点」の設置
- 要保護児童対策協議会*の充実
- 各種相談業務の充実
- 東新学園の運営法人との連携 など



関係計画

第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度）



子育て応援フェスタの様子



仲良く砂遊びをする園児



すまいるステーション相談風景

未来の新居浜市 入選作品



きせつがいっぱい
中萩小学校1年 青野 紗菜

未来の新居浜市 入選作品



げんきいっぱい
中萩小学校1年 鈴木 美琴



施策1-2 家庭、地域の教育力の向上

現況と課題

- ① 核家族が増え、親族等から家事や育児のサポートを得ることが困難な家庭が増えているため、子育てに関する相談・サポート体制の充実を図り、**地域全体で子育て世代の家庭教育を支援する**必要があります。

このため、公民館や交流センター等において、各種講座等を開催していますが、家庭教育に関する講座は年々減少傾向にあるため、今後は、家庭教育の充実等、**社会の必要課題に応じた講座を増やし、受講を促す**必要があります。

- ② コミュニティ・スクール*の導入により、地域住民が学校活動に参画する機会が増えており、交流が進むことで、地域の連帯感や教育力の向上につながっています。

今後においても、コミュニティ・スクールと一体的に地域学校協働活動を推進するとともに、放課後子ども教室*や放課後まなび塾*等の地域における学習支援・体験活動を放課後児童クラブと一体的に取り組むことで、学校、家庭、地域の連携をさらに強化し、**地域全体で子どもを育てる体制づくりを促進する**必要があります。

そのためには、地域における地域学校協働活動推進員（コーディネーター）*の育成が不可欠であり、**人材育成のための研修等の充実を図る**必要があります。

- ③ 市内全域において、子どもの動向を見守り、非行を防止するためには、地域の大人が、日頃から地域の子どもに接する機会を持ち、**地域の中で子どもを守り、育てる雰囲気醸成していく**必要があります。

また、各校区の少年補導委員による補導活動は、青少年の非行防止に効果がありますが、委員の高齢化が進んでおり、**新たな委員の育成・確保が課題**となっています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
講座参加者の満足度	- (令和元年度)	90% (令和12年度)
地域学校協働活動ボランティア参加者数	38,500人 (令和元年度)	46,200人 (令和12年度)
コミュニティ・スクール（CS） 発信のイベント数	79回 (令和元年度)	100回 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-2-1 子育て世代に関する家庭教育の充実

取組方針

- 公民館・交流センター等の講座内容の充実を図り、受講者の増加を目指します。
- 三世代が集う事業を実施し、地域全体で子育て世代を支援します。

取組内容

- 家庭教育に関する学習・相談機会の拡充
- 三世代交流事業の充実 など



基本計画 1-2-2 学校・家庭・地域の連携協働の推進

取組方針

- 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携協働による家庭、地域の教育力の向上を目指します。
- 放課後児童クラブも含めた放課後対策事業の一体的な推進を図ります。

取組内容

- 地域学校協働本部推進事業の実施
- 放課後子ども教室推進事業の実施
- 放課後まなび塾推進事業の実施
- 地域における地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成 など



基本計画 1-2-3 青少年健全育成の推進

取組方針

- 地域や子どもの育ちに関わる団体間の連携強化を図ります。
- 地域や関係団体等と連携し、補導活動の充実を図ります。

取組内容

- 子どもの育ちに関わる団体についての調査実施
- 街頭補導活動等の実施
- 市PTA連合会や警察との連携強化
- 少年補導委員の育成・確保 など



放課後子ども教室の様子



少年補導委員による街頭補導活動

関係計画

第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度）



施策1-3 学校教育の充実

現況と課題

① 令和元年度より市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校と地域が連携協働して教育活動に取り組むことができるようになりました。今後においても、地域の声を反映し、**地域とともに育つ特色ある学校づくりを推進する**必要があります。また、本市の目指す学校づくりを推進するため、**教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化にも努める**必要があります。

さらに、国際化の進展など、社会環境が目まぐるしく変化する時代において、様々な変化に柔軟に対応できる、生きる力を持った子どもを育成していくためには、基礎的な学力・体力向上を目指す取組に加え、家庭や地域と連携しながら、**生きた英語教育や環境教育、防災教育等を推進していく**必要があります。

② 児童・生徒におけるいじめ・不登校等の問題は、複雑化・多様化しており、個々のケースに応じ、細やかな相談・対応を行う必要があります。そのため、**専門的な知識を有する相談員等の配置や相談できる場所の確保、気軽に相談ができる環境の整備**に、より一層努める必要があります。

③ 少子化の影響で、児童・生徒数が急減する中、学校施設については、建築後40年を超える建物が増加しています。このため、今後の人口推計等を踏まえた小中学校の適正な規模、学校数についての方針を決定したうえで、**既存施設の計画的な改修や施設の更新を行う**必要があります。小学校給食施設についても、老朽化等により学校給食衛生管理基準に適合した施設整備を行う必要があります。

また、情報化社会に対応できる力を育成するため、**教育現場におけるICT化をより一層推進する**必要があります。

また、近年の園児数の減少などの状況も踏まえ、**今後の幼児教育における公立幼稚園の役割、在り方について方針決定する**必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
全国学力・学習状況調査の全国平均点以上の学校の割合	51% (令和元年度)	80% (令和12年度)
不登校児童・生徒数割合	2.0% (令和元年度)	1.1% (令和12年度)
学校情報化優良校の認定	1校 (令和元年度)	28校 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-3-1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進

取組方針

- 地域・家庭との連携を図り、特色ある学校づくりを推進します。
- 教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 学力・体力向上に向け、課題を明確にしたうえで、取組の焦点化を図ります。
- 生きた英語教育や環境教育、防災教育等を推進します。
- 教職員の防災士^{*}資格取得を啓発・支援します。



取組内容

- コミュニティ・スクールの推進
- 教職員を対象とした各種研修会の開催
- 新居浜市教育研究所の活性化・有効活用
- 新居浜市教育力向上推進委員会の開催
- ESD^{*}・SDGs 推進事業の実施
- 学校運営協議会や専門機関と連携した防災研修の実施を検討 など

基本計画 1-3-2 児童・生徒の健全育成

取組方針

- 個々のニーズに応じた相談体制の整備・充実を図るとともに、児童・生徒にあった学びの場を提供します。
- スクールソーシャルワーカー^{*}等の専門員の配置・連携を強化します。



取組内容

- 小・中学校における相談活動の充実
- 適応指導教室^{*}における教育の充実 など

基本計画 1-3-3 安全・安心で充実した教育環境の整備

取組方針

- 小中学校の適正規模、学校数についての方針に基づき、既存施設の計画的な改修や更新を行います。
- 学校給食施設整備基本計画に基づき、給食施設の整備を行います。
- 教育現場における ICT 化をより一層推進します。
- 公立幼稚園の役割、在り方について検討します。



取組内容

- 学校の適正規模・適正配置等に関する方針決定
- 学校施設の大規模改修、長寿命化改修の実施
- 教育用タブレット端末等の ICT 機器の整備及び教職員研修の実施
- 公立幼稚園の今後の在り方の方針決定
- 小中学校体育館への空調整備
- 新学校給食センターの建設 など



小中合同防災遠足



SDGs 達成に向けた ESD の推進 (環境保全)

関係計画

第 2 期新居浜市子ども・子育て支援事業計画 (令和元年度)



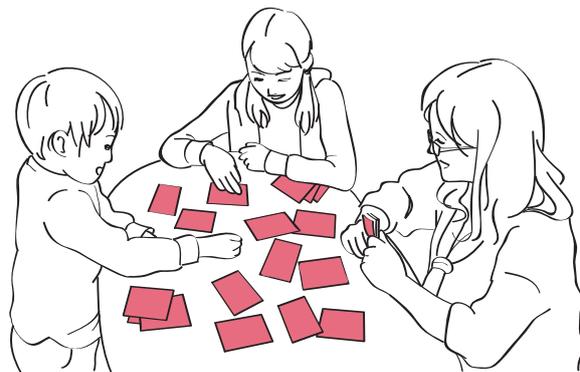
施策1-4 特別支援教育の充実

現況と課題

- ① 市内には早期発見・支援を行うことができる施設が増えていますが、障がいや発達に課題のある子どもの数も増加傾向にあるため、希望する施設を利用できず待機中の子どもや十分な療育が行えていない子どもがいます。

また、周囲に子育ての悩みを相談したり、子育て方法を学ぶことができず、孤立感や孤独感を抱えている保護者もいます。

このため、子どもや保護者が安心して相談・療育ができる身近な場所や、専門的な知識をもつスタッフの確保が求められています。
- ② 社会全体において障がいや発達に課題のある子どもに関する理解を深め、子どもの能力や教育的ニーズに合わせ、多様な学びの場を提供し、教育環境の充実に図る必要があります。
- ③ 障がいや発達に課題のある子どもが成長段階に応じ、自立に向けた支援を受ける際、関係機関との連携・情報共有が必要です。家庭生活や地域生活を含め、一貫した支援を行うためには、個別の教育支援計画^{*}による関係機関との連携強化を図っていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
相談率 (総合相談人数 / 2～14歳の男女人口 (市内))	5% (令和元年度)	7% (令和12年度)
特別支援教育研修の評価度 (満足度)	— (令和元年度)	90% (令和12年度)
特別支援学級における個別の教育支援計画 「サポートファイルにっこ♡にこ」の活用率	92% (令和元年度)	100% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-4-1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実

取組方針

- 子どもや保護者が身近な場所で安心して相談できる体制を整備します。
- 支援者の人材確保、スキルアップに努めます。
- 関係機関との連携を強化し、早期発見・支援の充実を図ります。

取組内容

- 各種相談及び支援会議の効果的な活用
- 園内、校内研修支援事業の推進
- 「育ちの教室」「ことばの教室」等の発達相談の実施
- 保護者支援・保護者の交流・学びの場の充実 など



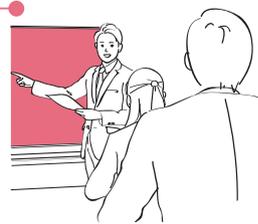
基本計画 1-4-2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化

取組方針

- 対象児、保護者、担当教諭との連携、相談体制を強化します。
- 新居浜市地域発達支援協議会*において、就学前から自立に至るまでの支援に向けて必要な課題を検討します。

取組内容

- インクルーシブ教育*を推進する研修の実施
- 啓発のための講演会の推進 ● 地域支援事業の利用促進と継続的な活用 など



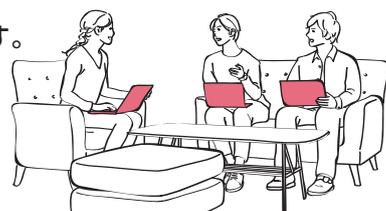
基本計画 1-4-3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進

取組方針

- 就学前から成長段階に応じ、自立に向けた長期的な視点による一貫した支援ができるよう継続的な相談を行います。
- 個別の教育支援計画を活用した連携・情報共有を図ります。
- 家庭と教育と福祉の連携による自立に向けた支援を図ります。

取組内容

- 各関係機関との連携の強化
- 個別の教育支援計画の作成と活用の充実
- 児童発達支援*の啓発 など



こども発達支援センター外観



相談室内観

関係計画

- 第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度）
- 新居浜市第6期障がい福祉計画（令和2年度）
- 新居浜市第2期障がい児福祉計画（令和2年度）
- 新居浜市地域福祉推進計画2021（令和2年度）
- 新居浜市第3期障がい者計画（令和2年度）

まちづくりの目標



健康・福祉
健康づくりと暮らしを支えあひまぢびつ

施策・基本計画

1 健康づくりと医療体制の充実

- 1 地域と一体になった健康づくりの推進
- 2 こころと体の健康づくりの推進
- 3 救急体制の維持・強化と地域医療の確保



4 高齢者福祉の充実

- 1 住み慣れた地域での生活支援
- 2 介護予防及び介護サービスの充実
- 3 共に生き支え合う社会づくり



2 地域福祉の充実

- 1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
- 2 地域福祉活動の推進と担い手の育成
- 3 生活困窮者支援を通じた地域づくり



3 障がい者福祉の充実

- 1 障がい者への理解と社会参加の促進
- 2 障がい福祉サービスの充実
- 3 地域生活の支援体制の充実



5 社会保障の充実

- 1 生活の安定と自立に向けた支援
- 2 介護保険制度の円滑な運営
- 3 国民健康保険事業の健全な運営





施策2-1 健康づくりと医療体制の充実

現況と課題

- 健康寿命の延伸を目指して、新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康づくり事業を行っていますが、さらに、市民の健康意識の向上や主体的な健康づくりを推進するため、地域組織や団体など市民との協働による健康づくりに取り組んでいく必要があります。また、食事バランスの偏りや食習慣の乱れにより、若いころからの生活習慣病の発症及び重症化等の問題が生じているため、引き続き若い世代からの生涯を通じた望ましい食生活の推進に取り組むことが重要です。
- 現在、生活習慣病、がんを原因とする死亡が多く、メタボリックシンドローム*等の生活習慣病の発症予防、重症化予防への取組や、がん検診受診者の増加、精密検査の受診率の向上、禁煙などを推進する必要があります。一方、こころの健康に関する相談数が増加し、相談内容も複雑かつ多様化しており、自殺問題も深刻な状況となっているため、地域・職域・関係機関と連携し取り組む必要があります。
また、感染症を予防するために予防接種の啓発、新興感染症等の正しい知識の周知を図る必要があります。
- 新居浜市医師会と協力し、休日及び夜間の救急患者に関する診療体制の整備を図っていますが、救急医療体制の維持・確保のためには、体制の役割の明確化、市民の救急医療に関する意識を向上させていく必要があります。また、医師の高齢化等により、医師不足が深刻化しており、今後、医師確保に向けた取組を進めていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
健康寿命	男性78.6歳 女性83.2歳 (平成30年度)	男性79.6歳 女性84.2歳 (令和12年度)
がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)の精密検査受診率	84.5% (平成30年度)	90.0% (令和12年度)
新居浜市医師確保奨学金貸付制度奨学生の数	1人 (令和元年度)	合計10人 (令和3年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-1-1 地域と一体になった健康づくりの推進

取組方針

- 健康都市づくり推進員や新居浜市食生活改善推進協議会等の関係団体や職域・地域と協働し、健康づくりを推進します。
- 運動や食生活改善等の主体的かつ継続的な健康づくりを推進します。
- 若い世代の食への関心を深め、食生活の改善への取組、健全な食習慣の確立を目指します。



取組内容

- 健康都市づくり推進員研修会の開催
- 新居浜市食生活改善推進協議会等各団体と連携した健康づくりの推進
- 定期的な運動の推進 ●職域と連携した壮年期の健康づくりの推進
- 乳幼児健診における栄養相談や食育*教室等の開催 など

基本計画 2-1-2 こころと体の健康づくりの推進

取組方針

- 効果的な健康教育・健康相談に取り組みます。
- がん検診受診者の増加・精密検査受診率の向上に取り組みます。
- 地域、職域、関係機関等と連携して自殺対策計画を推進します。
- 予防接種の勧奨と感染症等のまん延予防に努めます。



取組内容

- 生活習慣病予防、がん、禁煙等の健康教育・健康相談の実施
- がん検診・精密検査受診勧奨
- こころの健康づくりの推進及びゲートキーパー*など、自殺対策を支える人材の育成
- 予防接種の啓発及び勧奨 ●新興感染症予防に関する正しい知識の普及啓発 など

基本計画 2-1-3 救急体制の維持・強化と地域医療の確保

取組方針

- 救急医療体制を維持します。
- 休日夜間急患センターの計画的な施設整備を行います。
- 医療体制の充実に向けた取組を推進します。



取組内容

- 市民への適正受診啓発 ●休日夜間急患センターの建替え
- 医師確保奨学金貸付事業等の啓発 ●新規開業等支援事業の制度見直し及び啓発 など



医師講演会の様子



健康都市づくり推進員研修会

関係計画

- 第2次元気プラン新居浜21（平成25年度）
- 第2次新居浜市食育推進計画（令和元年度）
- 新居浜市自殺対策計画（平成30年度）



施策2-2 地域福祉の充実

現況と課題

- ① 少子高齢化の進展による核家族化、高齢者世帯の増加等に伴い、家庭における介護機能の低下や地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいますが、今後、地域福祉への意識の高揚を図り、**住民自らが地域福祉の担い手となるようなシステムづくりを推進する**必要があります。また、誰もが安心して地域生活をおくることができるように、バリアフリー^{*}新法や福祉のまちづくり条例に基づき、**公共建築物や道路などのバリアフリー化を促進する**必要があります。
- ② 新居浜市社会福祉協議会や民生児童委員の活動とともに、NPOやボランティアによる市民活動が、地域福祉に重要な役割を果たすようになってきているため、**社会福祉協議会の機能の充実や民生児童委員活動の質の向上を図るとともに、ボランティア人材の育成に努め、ボランティア市民活動センターの充実を図る**必要があります。また、近年、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のための支援体制の整備が重要となってきていることから、**地域の情報伝達体制や避難体制の整備を図り、地域の共助による安心安全の地域づくりを進める**必要があります。
- ③ 生活保護に至る前の失業者、ニート^{*}、ひきこもりなど生活困窮者に関する支援を強化するために、平成27年4月より、生活困窮者自立支援制度が開始されました。生活困窮者は、複合的な課題を抱えている場合が多く、早期把握・早期支援が求められ、課題解決には、**包括的な支援体制の強化や地域のネットワーク構築、各種関係機関との連携**が必要とされています。

大人のひきこもりについては、8050問題や介護離職に伴うものが顕在化してきていますが、ひきこもりの原因は多岐にわたり個別性も高いため、**相談・対応機能を構築する**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
民生児童委員活動件数	6,704件 (令和元年度)	7,300件 (令和12年度)
ボランティア団体登録数	223団体 (令和元年度)	233団体 (令和12年度)
生活困窮者支援成果率	92% (令和元年度)	100% (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-2-1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実

取組方針

- 小学校区単位を基本とした地域の福祉拠点の充実を図ります。
- 地域ネットワークの充実・強化を図ります。
- 公共建築物、道路、公園などのユニバーサルデザイン※化を促進します。

取組内容

- 福祉のまちづくりのための啓発活動及びイベントの開催
- 総合福祉センターの整備
- ユニバーサルデザインの理解促進 など



基本計画 2-2-2 地域福祉活動の推進と担い手の育成

取組方針

- 社会福祉協議会の組織機能の充実を図ります。
- 民生児童委員の活動強化を図ります。
- ボランティア人材の育成を促進します。
- 避難行動要支援者の安心安全体制の強化を図ります。

取組内容

- 社会福祉協議会及び民生児童委員活動の充実・強化
- 各種ボランティア養成講座の実施
- 避難行動要支援者名簿の整備及び情報伝達体制の構築
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施 など



基本計画 2-2-3 生活困窮者支援を通じた地域づくり

取組方針

- 包括的な支援体制の強化を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度間の連携を強化します。
- 大人のひきこもりに関する相談・対応機能を構築します。

取組内容

- 就労準備支援事業等任意事業の実施検討
- 生活困窮者支援を通じた相互に支え合う地域ネットワークづくり など



生き生きせフェスティバル・ボランティアフェスティバル



民生児童委員協議会総会

関係計画

新居浜市地域福祉推進計画2021（令和2年度）



施策2-3 障がい者福祉の充実

現況と課題

① すべての人が地域社会の一員として安心して暮らせる等「ノーマライゼーション^{*}」の理念は、障がい者福祉の最も基本的な考え方であり、障がい者施策を進めるうえでの重要なテーマです。市民、各種団体、企業、行政がともに力をあわせ、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指すために、この理念の普及啓発を行い、障がいへの理解を深める必要があります。また、障がい者が自立するために大切な就労機会の確保や支援体制の充実を進めていく必要があります。

外出時の移動手段の確保や視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等のコミュニケーションの確保、文化・スポーツ活動などに関する支援なども継続して充実を図っていく必要があります。

② 障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化への対応が求められており、このためサービス利用の増加がみられます。また、医療費等の経済的な負担の軽減を図る必要があり、災害や感染症の被害が発生し、長期間に渡るサービスへの影響が生じた場合における対応も新たな課題となっています。これらの状況を踏まえたサービス提供体制の構築に向け、障がい福祉計画等に基づき着実に各種サービスの充実を図る必要があります。

障がい者福祉センターの老朽化に対応し、障がい者支援施設の整備・機能充実を引き続き推進することも必要です。

③ 障がいがあっても地域で生活していくために、障がい者の健康づくりを進めるとともに、障がい者が抱える日常生活や社会生活を送るうえでの不安や悩み、サービスの利用方法などの相談ができる支援体制の充実強化、生活の場の確保を図る必要があります。また、障がいを早期に発見・支援することや、発達段階や障がい特性に応じた支援、障がい児を育てる家庭に関する支援等が重要であり、医療的ケアが必要な子どもへの十分な支援体制の整備を進める必要があります。

権利擁護や虐待対応を含め、ライフステージに応じた生涯にわたる一貫した支援のさらなる充実を図ることも求められています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
障がい理解促進研修・啓発事業の参加者数	1,647人 (令和元年度)	1,800人 (令和12年度)
障がい福祉サービス利用者数	1,110人 (令和元年度)	1,300人 (令和12年度)
相談支援事業利用件数	7,701件 (令和元年度)	8,500件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-3-1 障がい者への理解と社会参加の促進

取組方針

- 「ノーマライゼーション」理念の普及啓発、地域共生社会の構築を推進します。
- 移動、コミュニケーション確保等に関する支援を推進します。
- 就労機会の確保及び社会参加の支援に努めます。



取組内容

- 自立支援協議会の充実及び運営協議
- 理解促進研修及び啓発事業の実施
- 就業関係機関等と連携した雇用機会の確保
- 文化・スポーツ活動などの社会参加への支援
- 地域福祉バスの運行
- 手話通訳者の設置及び点字、声の広報の発行 など

基本計画 2-3-2 障がい福祉サービスの充実

取組方針

- 障がい者の経済的負担の軽減を図ります。
- 障がい者団体への支援を行います。
- 障がい福祉サービス、施設サービスの充実を図ります。



取組内容

- 重度心身障がい者（児）医療費助成制度及び自立支援医療の実施
- 障がい者団体等への活動補助及び支援
- 障がい者福祉センターの整備
- 自立支援給付による障がい福祉サービスの提供
- 障がい者支援施設等への施設整備支援 など

基本計画 2-3-3 地域生活の支援体制の充実

取組方針

- 障がい者（児）の健康づくりを推進します。
- 相談支援体制の充実強化を図ります。
- 障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図ります。



取組内容

- 地域生活支援事業の実施
- 基幹相談支援センターの設置・拡充
- 障がい児通所サービスの充実と児童発達支援センターの設置
- 早期発見早期療育の理解促進
- 居住支援協議会による住居確保体制の整備 など



ヘルプマーク・ヘルプカード出張配布



福祉のつどい

関係計画

- 新居浜市第3期障がい者計画（令和2年度）
- 新居浜市第6期障がい福祉計画（令和2年度）
- 新居浜市第2期障がい児福祉計画（令和2年度）



施策2-4 高齢者福祉の充実

現況と課題

- ① 高齢化の進展に伴い、要介護者、在宅で自立した生活が困難な高齢者及び在宅支援が必要な一人暮らし高齢者が増加するとともに、地域社会における連帯や共生の意識が薄れ、高齢者を抱える家族が孤立化する問題が生じています。そのため、複数の課題を抱える **高齢者や家族が、在宅での生活を安心して送れるように支援し、経済的負担の軽減なども図る**必要があります。
- ② 健康に在宅生活を続けていくためには、**高齢者自身の介護予防意識の向上に向けた取組**の必要があります。一方、万が一の際には、安心して入所が可能な施設が必要とされるため、**介護サービス基盤の整備を進める**必要があります。また、介護現場の人材不足、高齢化により、安定したサービスを提供するためには、**介護スタッフの育成や介護ロボットの導入に関する支援等**の必要があります。
- ③ 要介護者及び在宅で自立した生活が困難な高齢者が増えていることから、**在宅高齢者が安心して生活できるための支援に加え、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりを推進する**必要があります。また、認知症高齢者については、財産管理等が困難な場合も増えてきており、**認知症高齢者等が安心して財産管理や身上保護を任せられる成年後見制度を利用できる体制の整備**が求められています。

一方で、自立した高齢者が活躍の場を求めており、社会参加にあまり積極的ではない人も含め、**高齢者の能力が地域で役割を担うことができる社会づくり**を行う必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
要支援・要介護認定者数のうち、在宅生活者数	6,599人 (令和元年度)	7,200人 (令和12年度)
健康長寿地域拠点参加者数	1,924人 (令和元年度)	2,250人 (令和12年度)
認知症サポーター*養成講座受講者数	15,774人 (平成18年度～令和元年度)	30,000人 (平成18年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-4-1 住み慣れた地域での生活支援

取組方針

- 支援が必要な高齢者に関する支援体制の整備を行います。
- ねたきりなど的高齢者を在宅で介護している家族に関する支援を行います。
- 自治会、民生児童委員、老人クラブ及び社協支部等と連携し、独居高齢者や認知症高齢者及び介護をしている家族に関する支援を行います。



取組内容

- 総合相談権利擁護*事業の実施
- 生活支援体制整備事業の推進
- 地域ケア会議の開催
- 要介護者へ紙おむつの支給
- 家族介護者へ慰労金支給
- 緊急通報体制の整備
- 認知症高齢者地域支え合い事業の実施 など

基本計画 2-4-2 介護予防及び介護サービスの充実

取組方針

- 介護予防事業を充実し、介護予防に関する意識啓発を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるための施設整備を推進します。
- 介護人材の育成と確保を推進します。
- 介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行います。



取組内容

- 一般介護予防事業の実施
- 健康長寿地域拠点づくり事業の実施
- 介護基盤緊急整備事業の実施
- 高齢者福祉センターの設備・機能の充実
- 介護職員処遇改善の支援
- 介護サービス相談員*派遣事業の実施
- 各種研修や助成制度の周知 など

基本計画 2-4-3 共に生き支え合う社会づくり

取組方針

- 地域包括ケアシステムを構築し、包括的な高齢者支援の充実を図ります。
- 高齢者活動をサポートし、高齢者の社会参加を促進します。
- 医療サービスと介護サービスの連携を行います。
- 成年後見制度の利用を推進します。
- 高齢者が高齢者を支えるしくみづくりを促進します。



取組内容

- 包括的継続的ケアマネジメント事業の実施
- 認知症高齢者地域支え合い事業の実施
- シルバーボランティアの推進
- 老人クラブの育成と活動支援
- 在宅医療・介護連携推進事業の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 市民体操指導士の養成 など



在宅医療・介護連携推進事業イベント



認知症サポーター養成講座（小学校）

関係計画

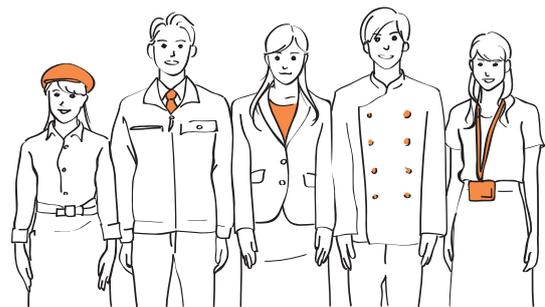
新居浜市高齢者福祉計画2021（介護保険事業計画）（令和2年度）



施策 2-5 社会保障の充実

現況と課題

- ① 本市の保護動向は、ほぼ横ばいで推移していますが、社会構造の変化に伴う格差社会の拡大や非正規雇用の増加、消費税増税の影響など、生活困窮者は引き続き顕在化しています。そのため、**生活困窮者に対し経済的援助や就労支援などを行い、保護の適正な実施に努める**必要があるとともに、複合的で困難な課題を抱えている場合も多いため、**関係機関との連携協力体制を構築する**必要があります。
- ② 要支援・要介護認定者数、事業対象者数の増加に伴い、介護保険給付費が増加しています。そのため、**要介護認定の適正化の継続と介護サービスの質的向上を図る**とともに、介護保険制度を持続可能なものとし、**地域における介護サービス基盤を整備する**必要があります。
- ③ 一人当たりの医療費の上昇が、国保財政を圧迫しており、**医療費の伸びの抑制に向けた取組を推進する**必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
相談案件解決率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
高齢者全体に占める自立者割合	79% (令和元年度)	82% (令和12年度)
特定健康診査*受診率	31.3% (平成30年度)	45% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-5-1 生活の安定と自立に向けた支援

取組方針

- 生活保護を適正に実施します。
- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度間の連携を強化します。

取組内容

- 生活保護の実施
- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携強化 など



SDG目標2

健康・福祉

基本計画 2-5-2 介護保険制度の円滑な運営

取組方針

- 認定調査員、介護認定審査会委員等の資質の向上を図ります。
- 介護相談員等を活用します。
- 介護給付の適正化を推進します。
- 給付と負担のバランスの取れた介護保険事業を行います。

取組内容

- 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の策定
- 福祉サービス第三者評価事業*の実施及び公表 など



基本計画 2-5-3 国民健康保険事業の健全な運営

取組方針

- 生活習慣病の早期発見、発症予防に努めます。
- 生活習慣の見直しのための支援を行います。

取組内容

- 特定健康診査の実施
- 特定保健指導*の実施 など



健康長寿地域拠点活動



特定健診結果説明会

関係計画

- 新居浜市地域福祉推進計画2021（令和2年度）
- 新居浜市高齢者福祉計画2021（介護保険事業計画）（令和2年度）
- 第3期新居浜市特定健康診査等実施計画（平成29年度）

まちづくりの目標

目標 3

経済・雇用

活力とにぎわいにみちみち、魅力ある
職場が生まれ出されるまちづくり

施策・基本計画

1 工業の振興

- 1 ものづくり人材の確保と育成
- 2 販路開拓・新事業展開の促進
- 3 中小企業の経営体質の強化と企業価値の向上
- 4 企業誘致及び立地の促進



4 観光・物産の振興

- 1 近代化産業遺産群を活用した観光の振興
- 2 新居浜ブランドの育成・拡大
- 3 地域資源の磨き上げと次世代の観光資源の発掘
- 4 観光マーケティング機能の導入と受入体制の充実



2 商業の振興

- 1 にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
- 2 経営基盤強化・創業への支援



3 雇用環境の充実

- 1 産業を支える人材の確保
- 2 働きやすい環境づくり



5 農業の振興

- 1 農産物の地産地消の推進
- 2 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進
- 3 担い手の育成と営農支援体制の確立
- 4 農業生産基盤の整備
- 5 農産物のブランド化と高付加価値化の推進



6 林業の振興

- 1 環境保全とふれあいの森づくり
- 2 林業生産基盤の整備
- 3 木材の加工流通の整備
- 4 林業経営体の育成と就労体制の支援



7 水産業の振興

- 1 漁業生産基盤の整備
- 2 漁業協同組合の強化と漁業の担い手への支援
- 3 水産物の高付加価値化の推進





施策3-1 工業の振興

現況と課題

- ① 新居浜市の基幹産業である「ものづくり産業」は、少子高齢化による熟練技能の継承及び若年労働者の人材育成・確保という喫緊の課題に直面しており、地場産業の持続的発展を図るため、**人材確保に取り組む**とともに、**優れた若年労働者を育成し、ものづくり技能の継承を行う**必要があります。
- ② ものづくりブランド創出・支援等事業等を通じ、**自社製品・技術の周知を図る**とともに、**新たな事業展開の支援**を行ってきたが、ものづくり産業の振興のため、引き続き支援を行う必要があります。
- ③ 生産年齢人口が減少する中、生産性の向上やコスト削減、働き方改革等が求められており、ものづくり現場へ**ICT/IoTなど生産性向上に資する設備の導入を促進し、生産性向上を図る**ことにより中小企業の**経営体質強化に向け取り組む**とともに、**働き方改革等により企業価値を向上する**必要があります。
- ④ 新たな企業用地の確保に向けた検討や多様な企業誘致に取り組み、**新たな企業の立地や既存企業の設備投資に関する継続的な支援**を図ることで、**域外マネーの獲得と基幹産業の育成を推進する**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
新居浜ものづくりマイスター認定者数	16人 (令和元年度)	36人 (令和12年度)
展示会・商談会出展支援件数	17件 (令和元年度)	20件 (令和12年度)
生産性向上機器導入事業交付件数	17件 (令和元年度)	27件 (令和12年度)
企業立地奨励金の対象となる企業の立地件数	8件 (平成23年度～令和元年度平均)	10件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-1-1 ものづくり人材の確保と育成

取組方針

- 次世代のものづくり産業への関心を高めます。
- 新居浜ものづくり人材育成協会などの関係機関と連携し、若年労働者の育成、技能伝承への支援に努めます。
- 関係機関と連携し、地元企業への人材マッチング、インターンシップ[※]の支援を行うなどものづくり人材の確保に努めます。



取組内容

- 高度技能伝承事業補助金
- 新居浜ものづくりマイスター制度[※]
- 中小企業振興条例に基づく支援
- ものづくり企業工場見学の実施
- 製造業イメージアップ事業
- 市内企業の人材確保への支援 など

基本計画 3-1-2 販路開拓・新事業展開の促進

取組方針

- 国や県などの関係機関と連携し、新製品開発・新事業展開に取り組む企業を支援します。
- えひめ東予産業創造センター等と連携し、展示会やマッチングによる販路開拓を支援します。
- 中小企業振興条例に基づく補助金制度により支援します。



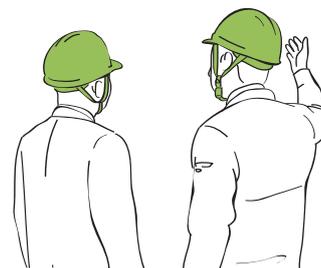
取組内容

- 中小企業振興条例に基づく支援
- 中小企業の新製品開発・新事業展開への支援
- ものづくりブランド創出・支援等事業 など

基本計画 3-1-3 中小企業の経営体質の強化と企業価値の向上

取組方針

- 生産性向上のための先端設備を導入する企業を支援します。
- 製造原価の低減・品質向上に取り組む企業を支援します。
- 働き方改革など企業の魅力や価値の向上への取組を支援します。
- 中小企業振興条例に基づく補助金制度により支援します。



取組内容

- 中小企業振興条例に基づく支援
- 中小・中堅企業の経営力改善への支援
- 働き方改革や SDGs の推進に取り組む企業への支援 など



製造業イメージアップ事業（ゲンバ男子）



ものづくり人材の確保

基本計画 3-1-4 企業誘致・留置及び立地の促進

取組方針

- 都市部からの流れを創出するサテライトオフィス等も含め、多様な企業誘致に取り組めます。
- 新たな企業用地の検討を進めるとともに、民間未利用地の活用を図るなど、企業の立地や設備投資を支援します。

取組内容

- 企業立地促進条例に基づく支援等
- 新たな企業用地の確保に向けた検討 など



関係計画

新居浜市ものづくり産業振興ビジョン（平成27年度）



企業価値の向上



ものづくり人材の育成



新居浜市働き方改革推進企業 ロゴマーク



新居浜市 SDGs 推進企業 ロゴマーク

未来の新居浜市 入選作品



すてきないはまし
高津小学校2年 三好 陽

未来の新居浜市 入選作品



シャボンだまではいたつ
金子小学校2年 杉本 真優果



施策3-2 商業の振興

現況と課題

- ① 大型商業施設立地により、商店街への来客減少、空き店舗が増加し、商店街が衰退しています。また、中心商店街の活性化及び商業振興のための旧商業振興センター（銅夢にいほま）の利用者数が減少している中、民間企業による「銅夢市場（仮称）」を開設しました。日常的なにぎわいを創出するための活性化策が求められています。
- ② 市の制度融資や中小企業振興条例に基づく補助制度の利用者数は増加しているものの、今後も社会経済情勢の変化を見極め制度の見直しを行っていく必要があります。創業については、創業支援事業計画の期間延長が国に認められたことから、計画に基づき、新居浜商工会議所などの各支援機関と連携し、事業プランを持っている創業希望者に関する支援や前向きでやる気のある店舗等に関する支援を行っていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
空き店舗活用事業交付件数	2件 (令和元年度)	合計30件 (令和3年度～令和12年度)
創業支援補助金交付件数	15件 (令和元年度)	合計100件 (令和3年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-2-1 にぎわいと魅力あふれる商店街の形成

取組方針

- 中心商店街の活性化に向けた取組を推進します。
- 中小企業振興条例による空き店舗利活用等の支援を行います。

取組内容

- 旧商業振興センターを活用したにぎわいの創出促進
- 中小企業振興条例に基づく支援 など



基本計画 3-2-2 経営基盤強化・創業への支援

取組方針

- 経済情勢や地域企業の動向に応じた市制度融資や中小企業振興条例に基づく支援を行います。
- 創業希望者に関する各支援機関と連携した支援を行います。

取組内容

- 創業に関する支援 ● 中小企業振興条例に基づく支援
- 中小企業融資制度に基づく低利融資 など



はまさいフェスティバルの様子（マーケット）



はまさいフェスティバルの様子（登り道）



にいハマ夏まつり



にいハマ夏まつり



施策 3-3 雇用環境の充実

現況と課題

- ① 近年、本市の有効求人倍率は県内でも高水準で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、国内の雇用情勢は不透明な状況となっています。このような状況の下、企業の動向など今後の雇用情勢の変化を注視しつつ、企業と求職者のマッチング、潜在的な求職者の掘りおこし、就業機会の確保に取り組む必要があります。加えてシルバー人材センターの支援、若年無業者等の支援体制確立、今後増加が見込まれる、外国人材に関する支援が必要となっています。
- ② 雇用環境については、育児・介護などと仕事を両立できる働き方が求められており、女性の労働環境整備や多様な働き方が認められる機運の醸成や支援が必要となっています。また、経済情勢や雇用情勢が変化する中、働く人のニーズに応じた支援が必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
雇用保険被保険者数	38,440人 (令和元年度)	42,200人 (令和12年度)
働き方改革認定制度における認定件数	0件 (令和元年度)	合計150件 (令和3年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-3-1 産業を支える人材の確保

取組方針

- 企業と求職者とのマッチング機会の充実及びインターンシップへの支援を行います。
- シルバー人材センターへの支援を行います。
- 若年無業者等への理解促進及び就業支援を行います。

取組内容

- 企業説明会の開催
- インターンシップ支援など人材確保対策事業の実施
- 多様な人材の確保に関する支援
- シルバー人材センター運営等支援
- 若者サポートステーションへの支援 など



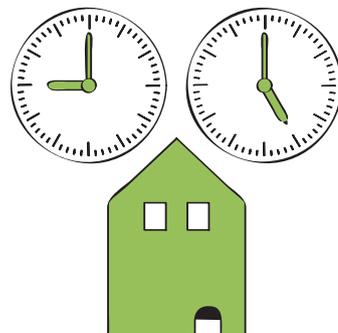
基本計画 3-3-2 働きやすい環境づくり

取組方針

- 働き方改革に取り組む企業を支援します。
- 女性が働きやすい職場づくりを支援します。
- 勤労者融資制度による勤労者の支援を行います。

取組内容

- 働き方改革等に取り組む市内中小企業への支援
- 中小企業振興条例に基づく支援
- 勤労者融資制度（住宅資金、教育福祉資金）の実施 など



高校生合同企業説明会



大学生合同企業説明会



施策3-4 観光・物産の振興

現況と課題

- ① 本市の観光振興においては、「強み」である別子銅山の近代化産業遺産群を中核的な観光資源として施策を展開していく必要がありますが、全国的な知名度が低く、十分な情報発信が図られていません。これらの課題を解決するためには、近代化産業遺産群が持つ魅力の向上を図り、効果的な情報発信を行うとともに、それらの魅力を最大限に活用した様々な観光資源の発掘と磨き上げを行う必要があります。
- ② 本市の特産品・お土産の認知度が低いため、観光消費額*の増加につながっていません。また、本市には多くのビジネス関連客が訪れていますが、宿泊や交通など最低限の消費に留まっているため、既存産品の掘り起こしに加え、新たな特産品、名物料理等の開発が必要です。
- ③ 四国への観光客にとって、本市が重要な立ち寄り場所となっておらず、宿泊はもとより、主要観光施設等への周遊に繋がっていません。これらの課題を解決するため、自然や伝統文化など地域が有する様々な資源を観光資源として活用し、新規観光客獲得のための情報発信・PR、周遊ルートや体験メニューの整備等の観光振興策が求められています。
- ④ 観光施策を効果効率的に実施していくためには、情報収集・分析や施策の立案・実行を一体的にマネジメントできる機能を地域に備えていくことが求められています。また、入込観光客の増加を図るためには、新居浜太鼓祭り等における観光客の受入環境をソフト・ハードの両面から充実させる必要があります。特に近年急速に増加するインバウンド観光客への情報発信、受入態勢の整備が求められています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
入込観光客数	2,635,659人 (令和元年)	3,110,000人 (令和12年)
観光消費額	44億469万円 (令和元年)	62億2,000万円 (令和12年)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-4-1 近代化産業遺産群を活用した観光の振興

取組方針

- 近代化産業遺産群の魅力向上を図ります。
- 既存製品の掘り起こしに加え、近代化産業遺産群に因んだ特産品、名物料理、お土産品の開発を推進します。
- 近代化産業遺産群を活用した会議、研修等の誘致を推進します。

取組内容

- 既存産業遺産群を面的に活用した観光化の検討
- 近代化産業遺産群観光ルートの充実
- 銅山関連特産品の開発支援
- マイントピア別子への誘客促進
- 近代化産業遺産群を活用した MICE*の推進 など



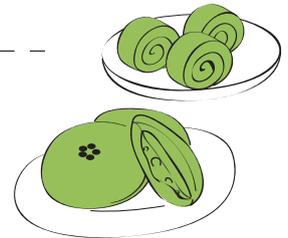
基本計画 3-4-2 新居浜ブランドの育成・拡大

取組方針

- 市民や地域外の人から特別なイメージ（産業遺産群のまち、ものづくりのまち等）を連想するブランド化に取り組みます。
- 既存製品の掘り起こし、特産品、名物料理、お土産品の開発を推進するとともに、新たな製品の開発を支援します。
- 「銅」や「あかがねのまち」を用いた新たな製品開発やブランド育成に取り組みます。
- 特産品等の販路開拓に取り組みます。

取組内容

- 「銅婚*の里」「新居浜の逸品」といった既存の取組を促進
- 新たな特産品や地元グルメの開発と定着支援
- 大島白いも（七福芋）のブランド育成・拡充
- 物産展等への出展支援 など



基本計画 3-4-3 地域資源の磨き上げと次世代の観光資源の発掘

取組方針

- 新居浜太鼓祭り等の伝統行事や伝統的建造物を活用した観光を推進します。
- 山（赤石山系）や海（新居大島）の観光資源化に取り組みます。
- 「ものづくりのまち」の特徴を活かした観光メニューの充実を図ります。
- 近隣市と連携した観光情報の発信を推進します。

取組内容

- 新居浜太鼓祭りにおける観光客受入環境整備
- 森林公園ゆらぎの森への誘客促進
- アウトドア・アクティビティの整備
- 伝統文化行事や伝統的な建造物の観光資源化
- 広域観光の視点に立った観光ルートの検討 など



基本計画 3-4-4 観光マーケティング機能の導入と受入体制の充実

取組方針

- 効果的、効率的な観光マーケティング機能の導入を検討します。
- 観光ガイドの養成、育成を推進します。
- 観光客の受入環境、交通環境等の整備を推進します。
- インバウンド観光客へのホスピタリティ醸成を図ります。

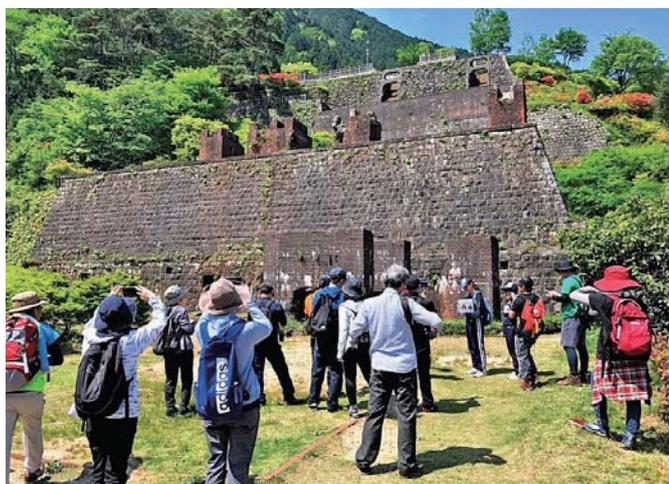


取組内容

- 新居浜版DMO*設立の検討
- 観光ガイド組織の強化と人材育成
- 観光客向け案内看板の整備
- 民間交通事業者と連携した市内観光地を結ぶ移動手段の整備検討
- インバウンド向け観光サイトの開設
- キャッシュレス、Wi-Fi 環境の整備検討
- 観光施設等の整備・充実 など

関係計画

- 新居浜市観光振興計画（平成29年度）
- 近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画（平成23年度）
- 旧端出場水力発電所保存活用計画（平成28年度）
- 住友山田社宅保存活用計画（令和元年度）
- 旧広瀬氏庭園保存活用計画（仮称）（令和3年度策定予定）
- 旧広瀬家住宅保存活用計画（仮称）（令和3年度策定予定）



産業遺産観光



観光ガイド



マイントピア別子の芍薬



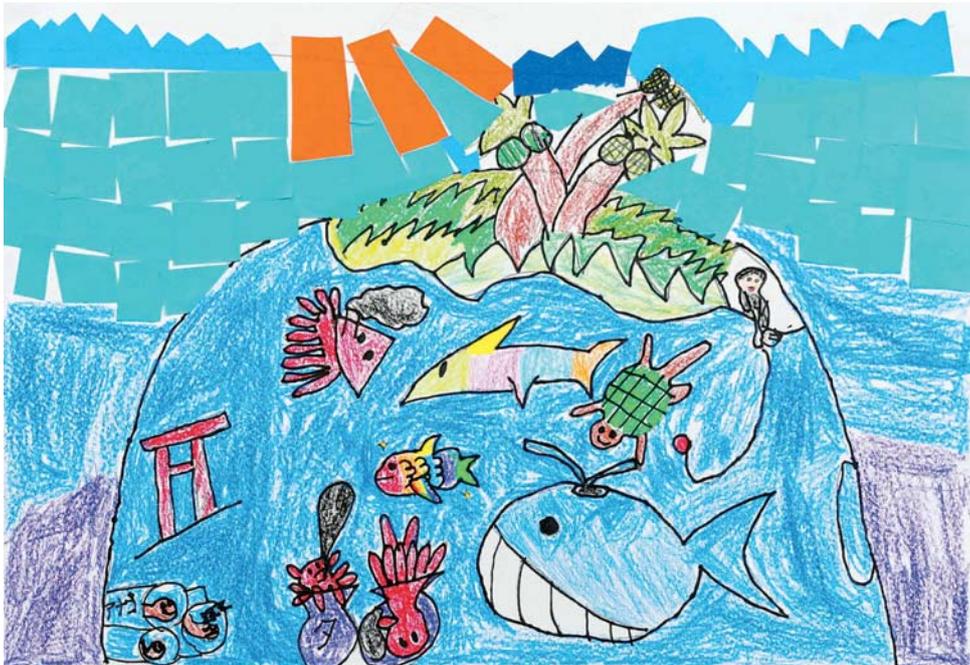
銅婚証明

未来の新居浜市 入選作品



未来の子どもパーク
角野小学校3年 尾崎 百々花

未来の新居浜市 入選作品



海にごみのない新居浜市
中萩小学校3年 田中 琉翔



施策3-5 農業の振興

現況と課題

- ① 本市は小規模農家が多く、販売農家が少ないため、産直市やスーパー等のインショップにも新居浜産の農産物の種類や量が少なく、少量多品目の農産物の生産を推奨し地産地消の推進を図る必要があります。
- ② 平野部には、住宅地と農地が混在しており、大規模な経営には不向きであるため、小規模零細農家が多い状態となっています。加えて農業従事者の高齢化に伴い遊休農地が増加していますが、農業の担い手と農地の出し手とのマッチングが進んでいません。
また、イノシシ等の鳥獣による農作物被害より耕作意欲の減退が起きています。
- ③ 農業者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっており、農業関係機関と連携を図っていますが、若手の新規就農者が少なく、担い手確保が困難な状況となっています。
また、大規模生産に適した農地が少なく、農業に魅力を見いだせない状況となっています。
- ④ 農道や水路、ため池等の土地改良施設の老朽化が進行しているため、施設の維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。
また、農地が細分化され、農地の利用効率が低下しているため、軽微な基盤整備と農地の利用集積等を推進し、営農の効率化を図る必要があります。
- ⑤ 本市特産物である七福芋（白いも）が大島で栽培されていますが、高齢化等によって作付け面積が減少しており、担い手の確保やその加工品を含めたブランド化を推進する必要があります。また、新たな特産物の生産も課題となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
地産地消協力店数	12店舗 (令和元年度)	17店舗 (令和12年度)
耕作放棄地*等の面積	71.9ha (令和元年度)	70.9ha (令和12年度)
認定農業者*数	30経営体 (令和元年度)	35経営体 (令和12年度)
要改修ため池の整備率	0% (令和元年度)	59% (令和12年度)
大島地区における七福芋（白いも）作付面積	1.0ha (平成30年度)	3.0ha (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-5-1 農産物の地産地消の推進

取組方針

- 地産地消マスコットや標語を活用し、新鮮で安全・安心な新居浜の農畜産物の消費拡大を推進します。

取組内容

- 市政だよりやホームページ、各種イベントや農業まつり等で地産地消を推進 など



基本計画 3-5-2 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進

取組方針

- 自分の農地（集落）を自ら守る方策を支援します。
- 狩猟免許取得希望者の支援を行います。
- 認定農業者等の担い手に、農地の貸し借りについての情報提供を行います。
- 人・農地プランの実質化を図り、担い手への農地の集約を進めます。

取組内容

- 次世代の捕獲隊員の育成支援
- 鳥獣に関する正しい知識・対策等についてのセミナー・座談会の実施
- 遊休農地を利用した景観形成事業の実施 ● JA えひめ未来と連携した市民農園の開設 など



基本計画 3-5-3 担い手の育成と営農支援体制の確立

取組方針

- 県外からの移住を推進し、農業の再生を図ります。
- 関係機関と連携を図り、新規就農を目指す若手に関する支援を行います。

取組内容

- 国及び県補助事業の活用
- 金融機関の融資に関する利子補給
- 経営規模の拡大を図る認定農業者の支援
- 農業次世代人材投資事業の活用 など



四季菜広場



農業まつり

基本計画3-5-4 農業生産基盤の整備

取組方針

- ため池の老朽化対策及び耐震化を計画的に実施します。
- 土地改良区^{*}を支援し、土地改良施設の適切な維持管理・更新を推進します。
- 営農の効率化に向けた軽微な基盤整備に関する周知と要望の把握に取り組みます。

取組内容

- 要改修ため池の老朽化対策及び耐震化
- 土地改良施設を管理する土地改良区への支援
- 簡易基盤整備による農地の集積化や拡大化等の周知 など



基本計画3-5-5 農産物のブランド化と高付加価値化の推進

取組方針

- 七福芋（白いも）の担い手の支援を行います。
- 大島で七福芋（白いも）の栽培を行っている法人と農業関係団体の連携を図り、栽培技術の確立に努めます。
- 新たな農業特産物の開発を行います。

取組内容

- 地域おこし協力隊制度の活用
- 休耕農地再活用による特産物の開発 など



関係計画

- 新居浜農業振興地域整備計画（昭和48年度）
- 新居浜市鳥獣被害防止計画（平成30年度）
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年度）

「いただきます！」今日もおいしい新居浜産



地産地消マスコット



自然農園



池田池（県営 ため池耐震対策事業）



県単補助事業（農業用ハウス）



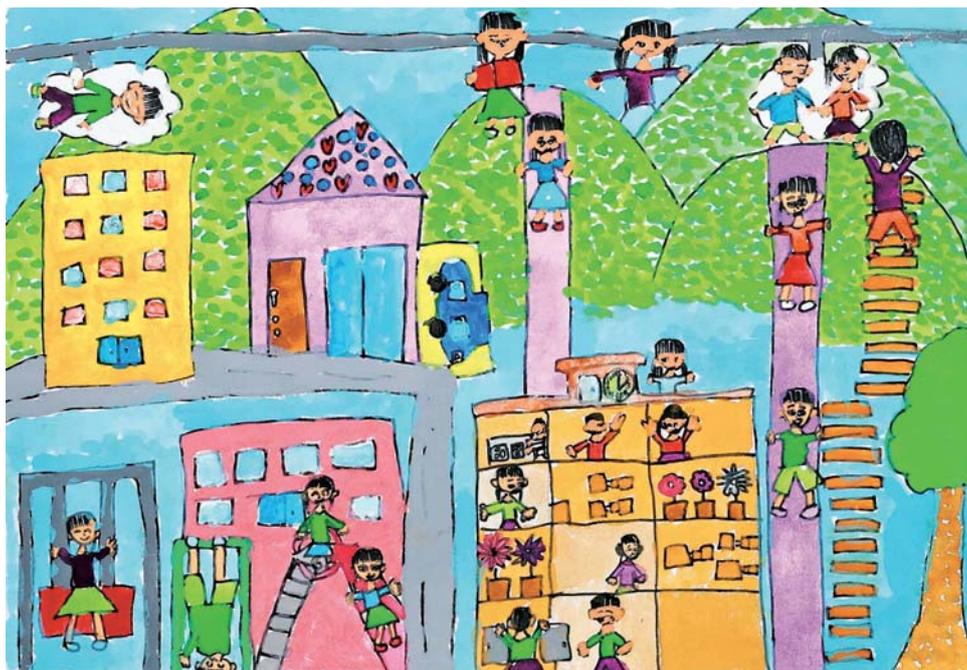
未来の新居浜市 入選作品



未来の太こ台
中萩小学校4年 尾藤 悠真

経済・雇用の未来

未来の新居浜市 入選作品



町の中の遊園地
大生院小学校4年 鍵山 碧月



施策3-6 林業の振興

現況と課題

- ① 地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために、間伐^{*}など、健全な森林整備の推進が必要であるとともに、環境保全のための木質バイオマス^{*}利用の促進が必要です。また、「市民の森」の適正な維持管理により、市民が森林に親しめる環境の整備を進めることも必要です。
林産材価格の低迷と間伐材利用の減少、林業就業者の減少により、山林の放置林化が問題となっており、担い手の育成、施業集約化等の取組が必要です。
- ② 急峻な地形及び自然災害により林道等の基盤整備が遅れているため、施業可能面積が減少しており、路網整備、高性能林業機械の導入等、森林施業の効率化が急務となっています。
また、別子山地区の基幹産業である林業を推進するために、効率的な林道整備のほか、別子木材センターの整備、別子山地区から搬出される木材の有効活用、販路開拓が必要です。
- ③ 林産材価格の低迷と間伐材の利用が減少する中、間伐材等を有効利用するために、川上から川下まで^{*}、一体的に活性化する方策が求められています。特に、川下にあたる加工業者等への積極的な支援が必要です。
- ④ 森林組合を中心に、林業振興施策等に取り組んでいますが、林業従事者が増加するような就労体制が確立できておらず、林業従事者の減少が問題となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
間伐面積	87ha (平成30年度)	122ha (令和12年度)
林道延長 (累計)	76,922m (平成30年度)	78,222m (令和12年度)
森林組合直販流通量	2,525m ³ (平成30年度)	2,818m ³ (令和12年度)
新規林業従事者	合計13人 (平成23年度～令和元年度)	合計15人 (令和3年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-6-1 環境保全とふれあいの森づくり

取組方針

- 市民の森を安全・快適に利用していただけるよう、環境整備を進めます。
- 間伐残材の利活用を推進します。
- 新たな森林管理システムの推進に取り組み、民有林の管理を進めていきます。
- 国の補助金等を活用し、森林組合による間伐等施業面積の拡充を支援します。

取組内容

- 市民の森の進入路の整備及び園内の老朽化した施設の更新
- 木質バイオマス利活用に関する支援
- 国の補助金を活用した山林及び竹林の整備
- 山林所有者を対象とした意向調査の実施
- 東予圏域他市との連携による森林整備
- 森林組合、住友林業との森づくり協定締結を検討 など



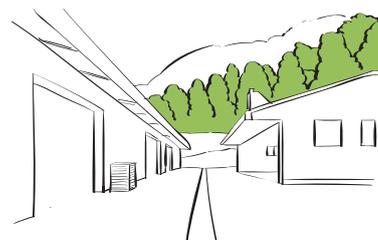
基本計画 3-6-2 林業生産基盤の整備

取組方針

- 林業の基盤整備を推進し、施業の効率化を図ります。
- 整備効率の高い林道を優先的に整備します。
- 別子木材センターの活性化を支援します。

取組内容

- 別子山地区森林整備事業の推進
- 林道加茂角野線の整備促進
- 林道保土野線の整備促進
- 林道床鍋線、肉淵谷線の事業化検討
- 別子木材センター中長期計画策定支援 など



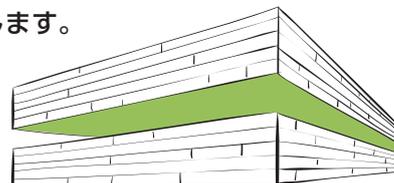
基本計画 3-6-3 木材の加工流通の整備

取組方針

- 国・県の補助金を活用し、加工業者の施設整備等を支援します。

取組内容

- C L T[※]加工施設等設備への助成 など



別子山地区森林整備事業



別子山地区森林整備事業

基本計画3-6-4 林業経営体の育成と就労体制の支援

取組方針

- 機械化・路網整備による労働力強度の削減を図るとともに、担い手育成・新規就労者への支援を行います。

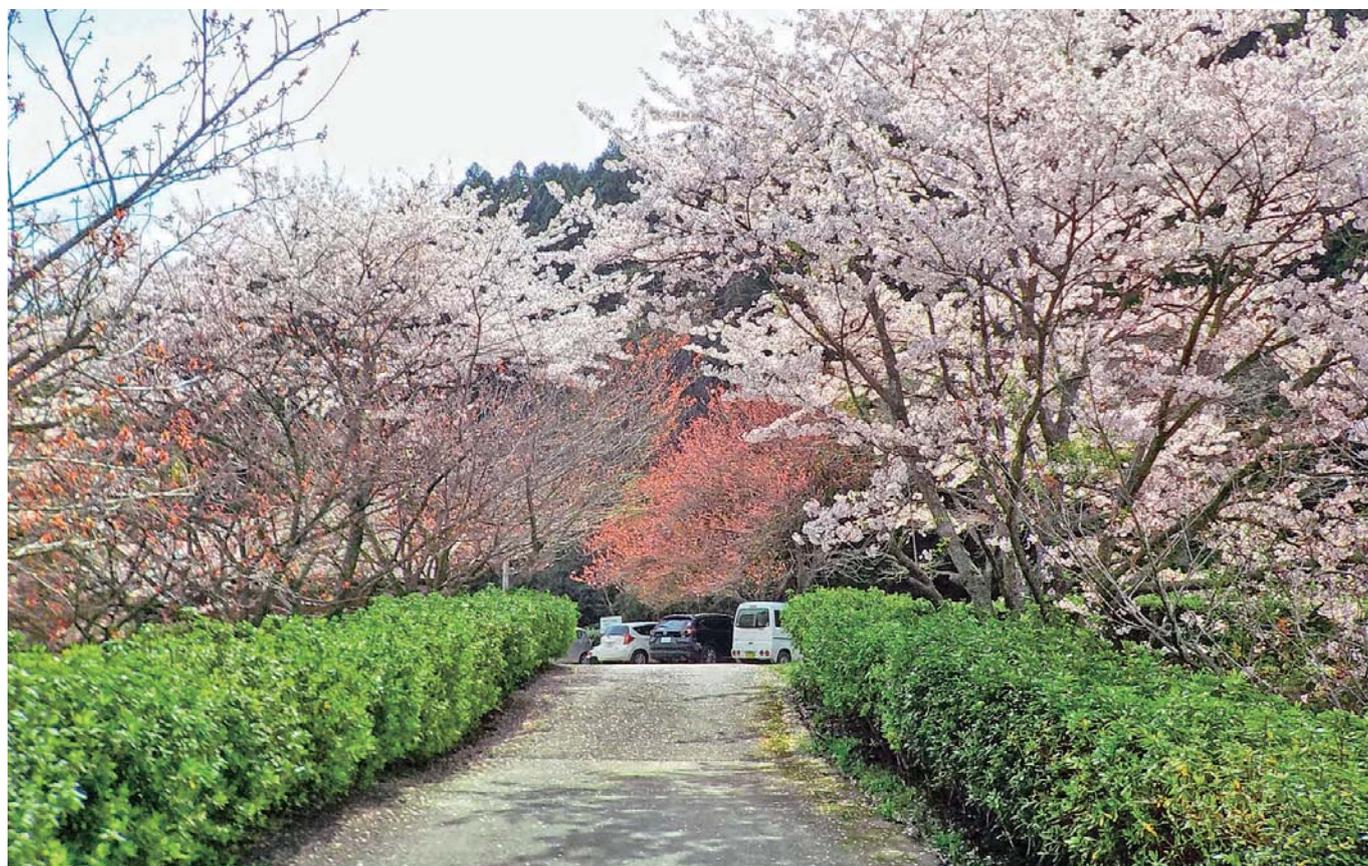
取組内容

- 東予流域林業活性化センターの運営支援 など



関係計画

- 新居浜市森林整備計画（令和2年度）
- 新居浜市別子山地区森林整備計画（平成28年度）
- 新居浜市林道施設長寿命化計画*（令和2年度）



市民の森（桜）



植林チューブ



別子木材センター

未来の新居浜市 入選作品



楽しい海底ドライブ
大生院小学校4年 小池 健人

未来の新居浜市 入選作品



年をとってもらくな未来
大生院小学校4年 伊藤 瑞姫



施策3-7 水産業の振興

現況と課題

- ① 漁港施設及び海岸の老朽化の進行、漁業資源の減少が大きな問題となっており、漁業活動に大きな支障をきたしています。また、全国的に不漁が叫ばれており、**漁業資源の回復**が急務となっています。
- ② 漁業活動に必要な施設の老朽化が進んでいますが、資金難により更新ができず、漁業活動に支障をきたしています。そのため、事業者の合併統合を踏まえ、**経営体制の再構築**を図る必要があります。また、漁業従事者の高齢化が進行しており、**新たな担い手の確保、育成**が急務となっています。
- ③ 漁獲量の減少に加え、地魚の魚価は低迷を続け、漁業収入は減少しています。そのため、**高付加価値化、販路拡大等の流通対策を実施する**必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
漁獲量	323 t (平成30年度)	388 t (令和12年度)
新たな漁業担い手の人数	合計6人 (平成23年度～令和元年度)	合計7人 (令和3年度～令和12年度)
漁獲高	2億6,500万円 (平成30年度)	2億9,200万円 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

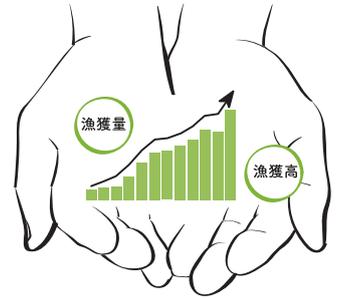
基本計画 3-7-1 漁業生産基盤の整備

取組方針

- 施設の延命化を図るとともに、適正な維持管理を行います。
- 放流事業等を支援するとともに、藻場*の改善に取り組みます。
- 海底ごみ収集による漁場環境の改善に取り組みます。

取組内容

- 漁港施設及び海岸保全施設の長寿命化対策
- 種苗放流*への支援
- 漁場廃棄物の回収支援 など



基本計画 3-7-2 漁業協同組合の強化と漁業の担い手への支援

取組方針

- 漁業の就労環境改善を図ります。
- 市場機能再編、施設の集約化に向けた協議を進めます。
- 新たな漁業収益モデルの構築を図ります。

取組内容

- 漁協所有施設改修への支援
- 支所統合、市場統合に向けた支援
- 若手漁業者ネットワークの構築
- 金融機関の融資に関する利子補給 など



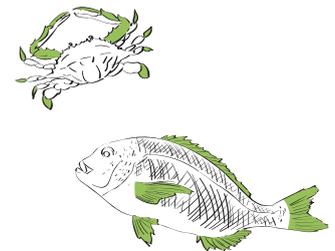
基本計画 3-7-3 水産物の高付加価値化の推進

取組方針

- 地元産魚のブランディング、地産地消を推進します。
- 魚食の普及拡大、新たな加工品の開発を支援します。
- 流通体制の組織化、連携強化への協議を進めます。

取組内容

- 水産物の加工、流通、販路開拓への支援
- 漁業収益向上へ向けた事業への支援 など



種苗放流



魚のメンチカツ

関係計画

- 漁港施設機能保全計画（平成23年度）
- 漁港海岸長寿命化計画（平成30年度）

まちづくりの目標

目標

4

安全・安心・快適を
実感できるまちづくり

都市基盤・防災・防犯・消防

施策・基本計画

1 快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 JR新居浜駅周辺における都市拠点の形成
- 3 誰もが安全、快適に利用できる公園緑地の整備
- 4 良好な景観の保全・創出



3 安心な住宅の整備

- 1 公営住宅等の整備
- 2 住宅及び住環境の整備



6 生活安全対策の推進

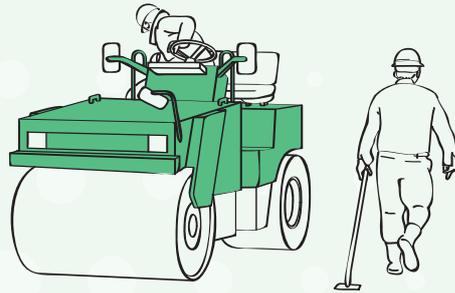
- 1 交通安全対策の推進
- 2 防犯対策の推進
- 3 消費者の自立支援と相談体制の充実
- 4 適正な計量の推進





2 道路の整備

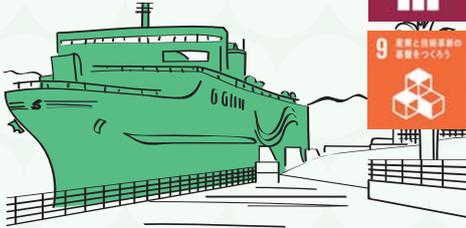
- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路の充実
- 3 道路交通安全対策の推進



まちづくり目標4
都市基盤・防災・防犯・消防

4 港湾の整備

- 1 物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備
- 2 港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化
- 3 港のにぎわいづくり



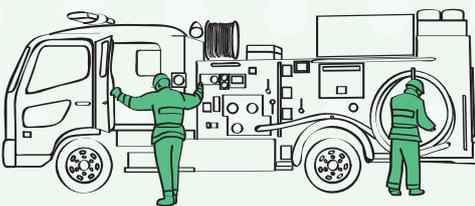
5 防災・減災対策の推進

- 1 防災・減災対策の強化
- 2 地域防災力の強化
- 3 災害に備えた河川・排水施設の維持管理と整備推進



7 消防体制の充実

- 1 警防体制の充実
- 2 予防体制の充実
- 3 救急救助体制の充実
- 4 消防団の活性化



8 運輸交通体系の整備

- 1 公共交通の維持・整備
- 2 新しい移動サービスの導入





施策4-1 快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出

現況と課題

- ① 人口減少、少子高齢化が進行する中、都市機能や居住機能がまとまって立地する持続可能なまちづくりを推進する必要があります。また、公共事業・土地取引の円滑化及び災害時の早期復旧等を図るため、地籍調査*を推進していく必要があります。
- ② J R新居浜駅の北側は、面的整備が施行され、あかがねミュージアムを核とした一定のにぎわいが創出されていますが、飲食店等の商業サービスが少なく、さらなるにぎわいの創出が必要とされています。
一方、J R新居浜駅の南側は、木造住宅の密集や過小な公共空間（道路、公園）、用途白地地域*が存在しており、基盤整備や適正な土地利用を図る必要があります。
- ③ 公園利用者の多種多様なニーズに対応した公園・緑地の整備が必要となっています。また、公園施設の老朽化が進行し、公園利用者の安全確保と施設の延命化が必要となっています。
- ④ インフラ*整備や生活様式が変化する中、地域の特徴的な景観が損なわれることが無いように、魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
人口に関する居住誘導区域内人口の割合	40.4% (令和元年度)	44.3% (令和12年度)
駅周辺のにぎわいに関する市民満足度	16.9% (平成30年度)	36.2% (令和12年度)
公園利用者数（滝の宮公園）	18.6万人 (令和元年度)	22.6万人 (令和12年度)
都市景観に配慮したまちづくりに関する市民満足度	12.7% (平成30年度)	38.7% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-1-1 計画的な土地利用の推進

取組方針

- 市全体としてコンパクトで魅力と活力あるまちづくりを推進します。
- 市街地のスポンジ化^{*}、無秩序に開発が進むスプロール化^{*}を抑制します。
- 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を推進します。
- 長期的な視点での荷内沖の活用方策について引き続き検討します。

取組内容

- 立地適正化計画の周知と各種誘導施策の検討・推進
- D I D及び公共事業計画区域等における優先的な地籍調査の実施 など



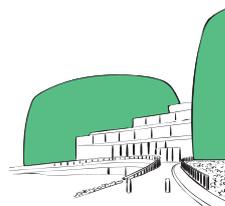
基本計画 4-1-2 J R 新居浜駅周辺における都市拠点の形成

取組方針

- J R 新居浜駅の周辺において、都市基盤の整備を推進します。
- J R 新居浜駅周辺のさらなるにぎわいの創出に努めます。

取組内容

- J R 新居浜駅の南側における基盤整備の推進
- にぎわいの創出のため、集客力のある施設等の誘致を推進 など



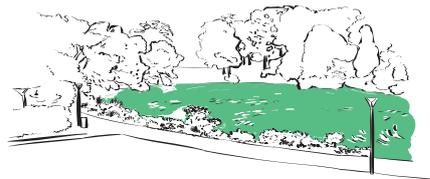
基本計画 4-1-3 誰もが安全、快適に利用できる公園緑地の整備

取組方針

- 幅広いニーズ（子ども向け、高齢者向け等）に応じた公園緑地の整備を推進します。
- 安全・安心な公園緑地を長く大切に使えるよう適正な維持管理を実施します。

取組内容

- 滝の宮公園や湧水空間等の再整備や利活用の推進
- 借地方式や、公共施設の再編で生じた未利用地を活用した公園緑地の整備
- 民間活力による公園整備の検討 ● 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な更新 など



滝の宮公園



中央公園

基本計画 4-1-4 良好な景観の保全・創出



取組方針

- 別子銅山関連の近代化産業遺産群をはじめ、地域独自の自然、歴史、文化に根ざした景観の保全と創出を図ります。
- 地域の活性化に資するよう、市民、事業者、市が連携・協働して一体的に取り組みます。

取組内容

- 新居浜市景観計画^{*}に則した景観形成の推進
- 景観計画区域の拡大や、景観まちづくりを推進する上で重要な景観資源の保全・管理
- 良好な景観形成に関する意識啓発や、道路の美化・花植え活動等への多様な支援 など

関係計画

- 新居浜市都市計画マスタープラン（令和2年度）
- 新居浜市立地適正化計画（令和元年度）
- 新居浜市公園施設長寿命化計画（平成26年度）
- 新居浜市緑の基本計画（平成9年度）
- 新居浜市景観計画（令和2年度）



えんとつ山と新田橋



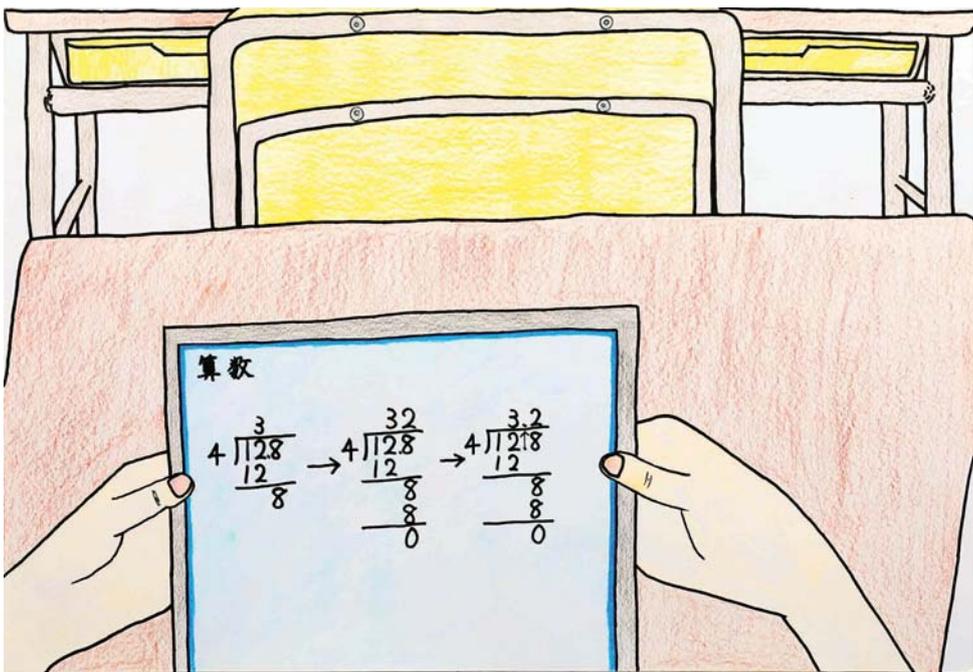
池田池公園（菖蒲園）

未来の新居浜市 入選作品



だれもが幸せにくらせる新居浜市
中萩小学校5年 愛川 芽姫

未来の新居浜市 入選作品



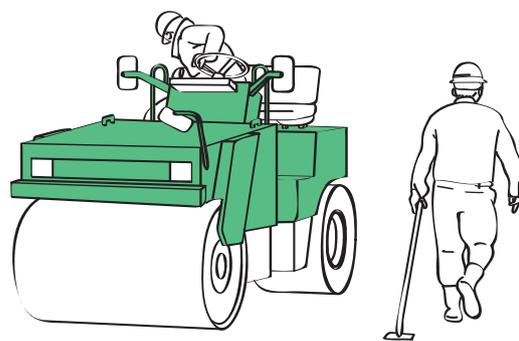
未来の教科書は紙じゃない
中萩小学校5年 片上 沙羅



施策4-2 道路の整備

現況と課題

- ① 広域交流幹線道路である国道11号線の渋滞を緩和するため、11号バイパス全線の供用にむけて整備を促進する必要があります。
また、貨物車と乗用車の混在などによる交通渋滞が発生するなど、道路整備が不十分であることから、安全・快適な通行に支障が生じているため、都市の骨格を構成する市域内幹線道路の整備が必要です。
- ② 身近な生活道路については、幅員が狭小で未整備な区間が多く存在しています。また、既存市道の道路施設（舗装、橋梁等）については、老朽化が進むことにより、維持管理コストが増大するとともに、安全・快適な通行が確保できない可能性があるため、計画的な整備及びメンテナンスが必要です。
また、大地震発生時において、緊急輸送路や避難路を確保できるよう、市道の耐震対策の推進が必要です。
- ③ 市内の道路には、歩行者や自転車、自動車の利用上、危険な箇所が多数あり、特に、通学路等の児童や幼児への安全対策が不十分であるため、安全・快適な通行が確保されるよう交通安全施設の整備が必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
都市計画道路整備率	57.7% (令和元年度)	64.6% (令和12年度)
橋梁補修数	13橋 (令和元年度)	87橋 (令和12年度)
交通事故発生件数	271件 (令和元年度)	220件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

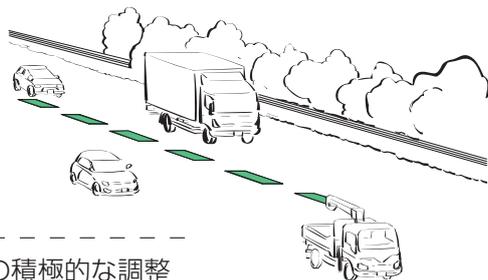
基本計画 4-2-1 幹線道路の整備

取組方針

- 11号バイパス全線の早期供用に努めます。
- 交通渋滞の解消及び通行の安全確保を図り、快適かつ計画的なまちづくりを進めます。

取組内容

- 11号バイパス整備促進のため、地元関係者等との積極的な調整
- 主要幹線道路整備促進期成同盟会を通じた国への要望活動
- 都市計画道路などの市域内幹線道路網の検討及び整備 など



基本計画 4-2-2 生活道路の充実

取組方針

- 橋梁の効果効率的な補修、改修を推進します。
- 利便性向上のために生活道路の適正な整備を図ります。
- 地域との協働による効率的な維持管理に努めます。

取組内容

- 点検結果に基づいた橋梁長寿命化修繕計画の更新
- 橋梁の計画的な補修、更新、耐震化
- 生活道路の拡幅改良
- 劣化した道路施設の補修、更新 など



基本計画 4-2-3 道路交通安全対策の推進

取組方針

- 歩行者や自転車の安全で快適な通行空間の整備を推進します。
- 公安委員会など関係機関と連携し、交通安全対策を推進します。

取組内容

- 交通安全施設（歩道、防護柵、カーブミラー等）の整備
- 交差点環境の充実
- 通学路対策（グリーンベルト等）の推進
- 自転車ネットワーク整備基本計画の推進 など



上部東西線 広瀬橋開通式



インフラ整備 橋梁点検状況

関係計画

- 新居浜市都市計画マスタープラン（令和2年度）
- 新居浜市橋梁長寿命化修繕計画（令和元年度）
- 新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画（平成27年度）
- 新居浜市橋梁耐震化計画（平成30年度）



施策 4-3 安心な住宅の整備

現況と課題

- ① 住宅のセーフティネット*の中核を担う公営住宅の機能を高めるため、老朽化した公営住宅については、将来目標管理戸数を見据えた計画的な建替えを行う必要があります。
長期に渡り安定して居住可能な耐久性を確保するためには、予防保全となる維持管理を計画的に推進する必要があります。
単身者や高齢者世帯、子育て世代等の多様な居住ニーズに応じた住宅の確保が必要となっています。
- ② 大地震から生命や財産を守るため、防災減災機能を高める必要があります。
適切な管理が行われていない空き家や、倒壊のおそれのあるブロック塀等が多数あり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、災害時に危険をもたらす可能性があるため、適正管理を促す必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
公営住宅管理戸数	1,800戸 (令和元年度)	1,279戸 (令和12年度)
民間木造住宅耐震改修戸数	14戸 (令和元年度)	合計250戸 (令和3年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-3-1 公営住宅等の整備

取組方針

- 入居希望者のニーズに対応した公営住宅の提供に努めます。
- 計画的な公営住宅の建替え及び改修を実施します。

取組内容

- 単身高齢者向け住居の整備
- 公営住宅の将来目標管理戸数を見据えた統廃合の検討
- 公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替え など



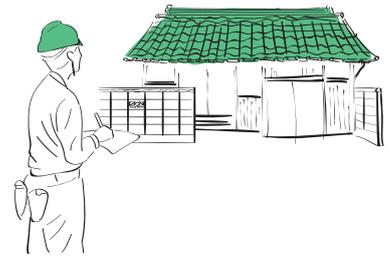
基本計画 4-3-2 住宅及び住環境の整備

取組方針

- 耐震化率の向上に努めます。
- 危険な建築物の解消に取り組みます。
- 危険な老朽空き家の適正管理を促します。

取組内容

- 耐震診断・耐震改修の必要性について周知啓発
- 民間木造住宅の耐震診断、耐震改修、耐震シェルターの整備に係る費用の補助
- 民間ブロック塀撤去、改修費補助事業の実施
- 空家等対策の推進、老朽危険空家除却事業の実施 など



公営住宅（治良丸南団地新築）



公営住宅（南小松原団地新築）

関係計画

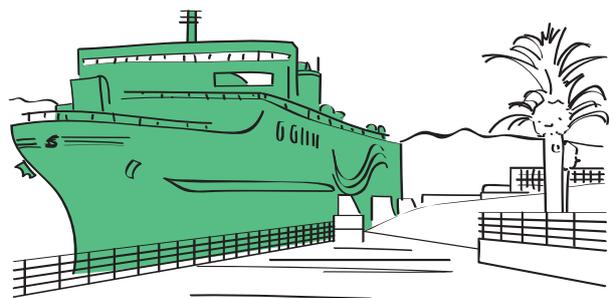
- 新居浜市公営住宅等長寿命化計画（平成29年度）
- 新居浜市耐震改修促進計画（平成19年度）



施策 4-4 港湾の整備

現況と課題

- ① 経済のグローバル化による物流需要の増大やコンテナ船大型化をはじめとした輸送革新が進む中、変化に対応した物流機能のより一層の強化・充実が求められています。
- ② 自然災害時等においても、緊急物資輸送のための港湾輸送能力の確保等が求められており、大規模地震発生時に対応した施設整備が必要です。
また、港湾施設、海岸保全施設の老朽化が進行しているため、適切な維持管理が必要となっています。
- ③ 新居浜港は、古くから地域の拠点として、人々の生活や産業を支え、地域の歴史や文化の育成に貢献してきました。今後も地域住民の交流の場として、また、観光客の受入施設としての機能を高めるほか、地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりが求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
公共岸壁の整備率	91.7% (令和元年度)	100% (令和12年度)
港湾施設の橋梁の耐震化率	0% (令和元年度)	100% (令和12年度)
みなとオアシスマリンパーク新居浜年間利用者数	11.8万人 (令和元年度)	13万人 (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

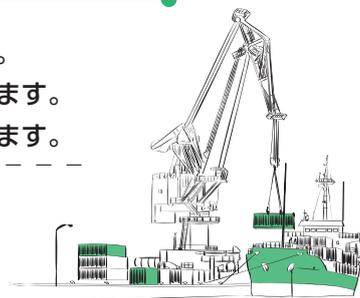
基本計画 4-4-1 物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備

取組方針

- 物流需要や輸送方法の変化に対応した港の整備を推進します。
- 本市域における港湾の将来像について、その方向性を検討します。
- 物流の変化に対応するため、関係者との連携と協力を強化します。

取組内容

- 港湾機能（施設整備、浚渫^{*}等）の維持及び拡充
- 新居浜港港湾計画の見直し
- 関係団体企業等の多様な輸送ニーズの把握
- 関係機関と連携した埋立ての検討 など



基本計画 4-4-2 港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化

取組方針

- 効果効率的な点検診断を実施します。
- 大規模地震発生時に備えた耐震化の施設整備を推進し、国土強靱化を図ります。
- 港湾、海岸保全施設の効果効率的な老朽化対策を推進します。

取組内容

- 個別施設計画、維持管理計画等に基づく点検
- 維持管理計画及び定期点検診断結果等に基づく老朽化対策、耐震化計画の策定
- 点検結果や施設利用状況等に応じた修繕、改修の実施 など



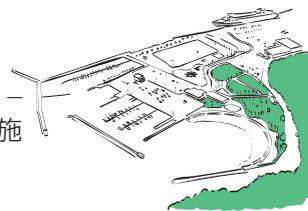
基本計画 4-4-3 港のにぎわいづくり

取組方針

- みなとオアシスマリンパーク新居浜を中心とした港のにぎわいの創出を推進します。
- 他の観光施設との連携を強化して、にぎわいづくりを行います。
- クルーズ船の寄港に向けた取組を推進します。

取組内容

- みなとオアシスマリンパーク新居浜を有効活用したイベントの実施
- 産業遺産や太鼓祭り等を活用したクルーズ船誘致活動の実施
- クルーズセミナー等の広報活動の実施 など



太鼓大橋耐震化状況



みなとオアシスマリンパーク新居浜 (GW 利用状況)

関係計画

- 新居浜港港湾計画（平成11年度改訂）
- 愛媛県海岸保全基本計画（平成27年度）



施策4-5 防災・減災対策の推進

現況と課題

- ① 近年、台風や記録的豪雨による甚大な被害が全国各地で相次ぎ発生しているとともに、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、危機管理に関する組織の強化、国・県等の計画と連動した地域防災計画の見直しを行ってまいりましたが、あらゆるリスクを見据えた防災・減災対策に取り組み、強靱な地域づくりを推進する必要があります。

防災情報の伝達手段として、防災行政無線、防災ラジオ等による充実・強化を図っていますが、防災意識のさらなる向上に向け、情報伝達手段の多様化・迅速化に対応していく必要があります。

避難所については、必要な整備、備蓄を計画的に実施していますが、地域性による必要数、福祉避難所など要配慮者の多様なニーズに合わせた整備に取り組む必要があります。

災害時における自治体間の連携を推進するため、本市の受援体制及び支援体制を確立・強化していく必要があります。

- ② 災害発生時における「自助」「共助」の取組を進めるため、現在、全校区に自主防災組織が結成されていますが、自治会単位での自主防災組織結成率は伸び悩んでおり、活動内容や組織の機能充実に取り組む必要があります。また、災害時の応急活動において中心的な役割を果たす防災士の養成を行うとともに、地域での活動を促進する必要があります。

障がいや高齢により配慮が必要な人の避難に関する支援体制づくりについて、要支援者名簿等の作成を進めていますが、平常時から取組を進める必要があります。

防災に関する知識及び技術の普及を図るため、令和2年4月に開設した防災センターについては、幅広い年代・対象に応じた内容を充実させ、防災知識・技術の普及、意識の高揚に努めていく必要があります。

- ③ 水害対策として、河川や水路、排水施設等の適正な維持管理と整備を行う必要があります。大規模地震対策として、土砂災害、液状化現象等様々な事態を視野に入れた対策が必要となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
災害時応援協定締結数	95件 (令和元年度)	115件 (令和12年度)
防災士資格取得者（うち、女性の数）	579人（121人） (令和元年度)	1,579人（395人） (令和12年度)
雨水ポンプ場施設劣化抑制率	0% (令和元年度)	17.8% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

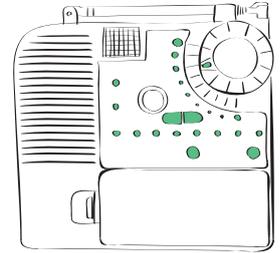
基本計画 4-5-1 防災・減災対策の強化

取組方針

- 国土強靱化地域計画及び地域防災計画に基づき、強く、しなやかで活力のある地域づくりを進めます。
- 社会変化及び多様化に対応した防災情報伝達手段を検討します。
- 様々な人の立場に立った避難所の環境整備に努めます。
- 災害時の広域連携に向けた危機管理体制を強化します。

取組内容

- 危機管理体制の強化
- 防災情報伝達手段の充実強化
- 避難所施設・物資の整備
- 災害時の受援・支援体制の強化 など



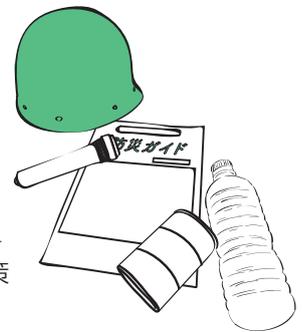
基本計画 4-5-2 地域防災力の強化

取組方針

- 自主防災組織への支援を充実し、組織の活性化を図ります。
- 防災士の養成及び活躍の場の創出を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、避難行動要支援者対策を図ります。
- 市民の防災知識及び技術の普及に努めます。

取組内容

- 防災士養成及び活動の促進
- 要配慮者・避難行動要支援者対策
- 防災センター体験施設の充実 など



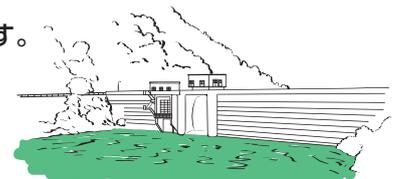
基本計画 4-5-3 災害に備えた河川・排水施設の維持管理と整備推進

取組方針

- 河川の整備及び適正な維持管理を推進します。
- 効果効率的な排水施設の維持管理及び改築更新を推進します。
- 国・県等と連携を図り、耐震化等の対策を推進します。
- 県管理河川整備及び土砂災害対策事業の推進を図ります。

取組内容

- 国・県等の各関係機関と連携強化
- 河川や水路の除草や浚渫、排水施設の維持管理及び更新工事等による機能保全
- 鹿森ダムの洪水調節機能の維持のため、堆積土砂の浚渫に向けた検討 など



新居浜市防災センター（地震体験）



校区防災訓練（簡易担架作成）

関係計画

- 新居浜市国土強靱化地域計画（令和2年度）
- 新居浜市地域防災計画（令和2年度改訂）
- 新居浜市下水道ストックマネジメント計画（令和3年度策定予定）



施策4-6 生活安全対策の推進

現況と課題

- ① 本市の人口当たりの交通事故発生件数は、県内他市と比べて高い状況にあり、事故削減のためには、**交通マナーの向上や交通安全意識の普及・啓発を図る**必要があります。
 自動車の運転に不安のある市民に対して、免許返納を促進するため、運転経歴証明書の発行手数料等を助成していますが、**返納後の生活も踏まえたサービス等を充実させる**必要があります。
 高齢ドライバーの運転操作誤りによる重大事故が多発する中、事故発生を抑制するため、**安全運転支援装置の導入が進められていることから、普及促進に努めていく**必要があります。
- ② 防犯団体、警察、教育機関、行政の連携により、活発な防犯活動を展開していますが、未成年者の犯罪件数は依然として多い傾向にあります。防犯カメラの設置等により犯罪抑止が図られていますが、**防犯活動は継続が必要であり、関係団体の支援を継続する**必要があります。
- ③ 悪質商法や多重債務などの消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施していますが、スマートフォンの普及によるネットトラブルの増加等、問題は複雑・多様化しており、**相談体制の充実・強化を図る**必要があります。特に高齢者等をターゲットにした消費者トラブルが増加していることから、**関係機関と連携して被害防止のための見守り活動を充実する**必要があります。
 消費者学習講座等の開催、市政だより・ホームページ等を通じた消費者問題に関する情報提供・啓発に努めていますが、商品や製品に関する消費者トラブルが相次いでおり、**若年層も含めた消費者教育の実施を通して、消費者問題への関心を高める**必要があります。
- ④ 現在、市内量販店等への商品量目立入検査^{*}、特定計量器^{*}の定期検査及び計量に関する普及啓発活動を実施していますが、**さらなる計量の適正化に努める**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
交通事故発生件数	271件 (令和元年度)	220件 (令和12年度)
犯罪発生件数	573件 (令和元年度)	450件 (令和12年度)
消費生活相談における 助言・あっせんによる解決率	78.3% (令和元年度)	80.0% (令和12年度)
商品量目立入検査・不適正（不足）率	4.5% (令和元年度)	2.2% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

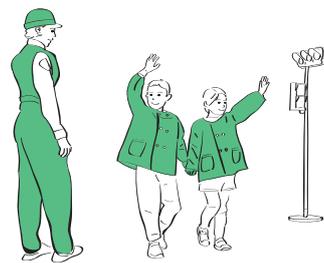
基本計画 4-6-1 交通安全対策の推進

取組方針

- 交通安全教育の充実に努めます。
- 運転免許返納に関する助成制度の充実に努めます。
- 関係団体・企業と連携して、安全運転支援の推進を図ります。

取組内容

- 交通安全教室等の実施
- 高齢者を対象にした交通安全啓発
- 運転免許の自主返納支援
- 安全運転支援装置の普及促進 など



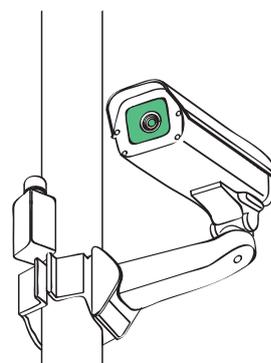
基本計画 4-6-2 防犯対策の推進

取組方針

- 防犯団体、警察、教育機関等と連携して、防犯啓発と防犯活動への支援を行います。
- 安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい街の実現のため、防犯カメラの設置を推進します。

取組内容

- 新居浜地区防犯協会への支援
- 防犯灯設置への助成
- 防犯カメラの設置への助成 など



基本計画 4-6-3 消費者の自立支援と相談体制の充実

取組方針

- 消費生活相談の充実と新たな消費者問題への対応を図ります。
- 学校や関係機関、団体との連携により、消費者被害の未然防止を進めます。
- 消費者の自立支援に向け、幅広い世代に関する消費生活向上への意識啓発、消費者教育を推進します。

取組内容

- 消費生活相談体制の充実、法律相談の実施
- 消費者教育の推進と情報リテラシー*の向上
- 見守りネットワークの活用による情報提供 など



消費者出前講座



交通安全啓発活動（交通茶屋）

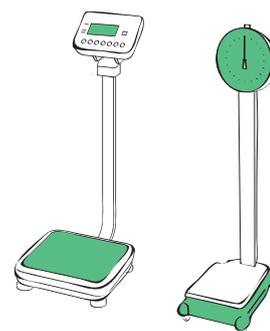
基本計画 4-6-4 適正な計量の推進

取組方針

- 適正な計量取引の推進を図ります。
- 計量検査体制の充実強化を図ります。

取組内容

- 特定計量器定期検査の実施
- 計量関係事業者立入検査の強化 など

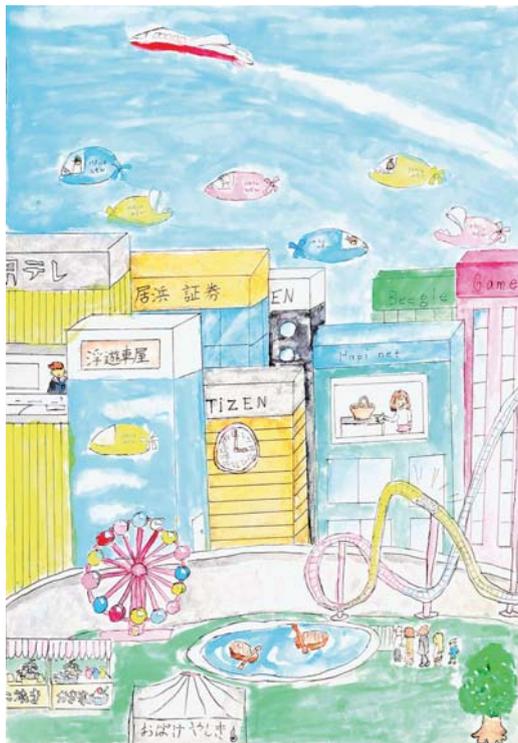


防犯イベントの様子



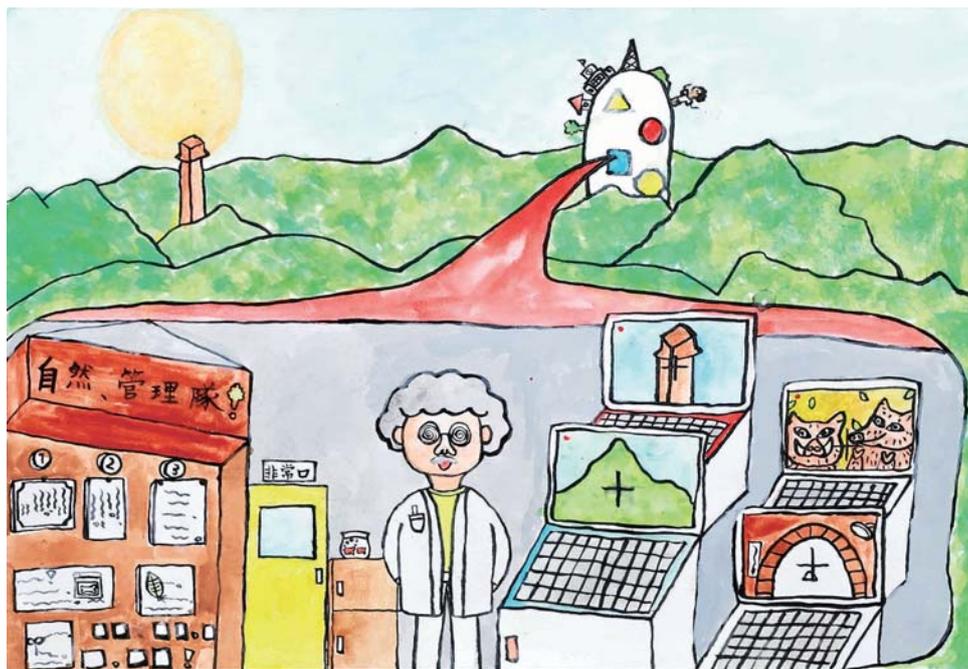
特定計量器定期検査会場

未来の新居浜市 入選作品



エンジョイ！新居浜ランド
 泉川小学校6年 徳永 彩花

未来の新居浜市 入選作品



自然管理隊！
 中萩小学校6年 山本 姫那



施策 4-7 消防体制の充実

現況と課題

- 警防体制の充実に向け、職員定数の改正、消防防災合同庁舎の建設整備、通信指令設備の更新、消防車両・資機材の計画的な整備を図ってきましたが、南海トラフ巨大地震等の**大規模災害発生に備えた初動体制を強化するとともに、消防の広域連携の強化を図る**必要があります。

また、大島・別子山地区については、高齢化や人口減少、地理的要因により消防力の低下が懸念されており、災害時における自衛消防力の強化が求められています。
- 住宅用火災警報器の設置については、関係団体と連携した広報を実施してきましたが、**設置率は全国等の平均を下回っており、維持管理を含めた更なる対策が必要**です。また、全国的に危険物・高圧ガス施設等での事故件数は増加傾向にあり大規模地震の発生や施設の老朽化等による災害リスクの高まりが懸念されることから、**保安対策の推進**が求められています。さらに、利用者の安全確保に向けた違対象物の是正指導、複雑・多様化する火災の原因調査等、**火災予防への広範な対策に取り組む**必要があります。
- 救急救助体制の充実に向け、応急手当の普及拡大を目指した救急講習会の開催、救急救命士等の有資格者の養成を図っていますが、高齢化の進展等により、救急件数は増加の一途をたどっていることから、**救急医療の高度化に対応した救急救命士の育成及び医療機関と連携したメディカルコントロール^{*}体制の強化**が求められています。また、救急救助事案の複雑・高度化に対応するため、**救急隊員の技能向上**が求められています。
- 地域の安全・安心を守る消防団は、社会情勢の変化等により団員数が減少傾向にあり、活動に支障をきたす等、地域防災力の低下が懸念されています。また、消防団の活動拠点となる詰所についても、老朽化が進んでいることから、**計画的な施設整備を図っていく**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
消防職員充足率 (消防職員定数に関する職員の充足率)	81.7% (令和元年度)	100% (令和12年度)
出火率 (人口1万人当たりの年間火災発生件数)	2.44件 (令和元年度)	2.00件 (令和12年度)
実働救命士充足率 (救急車6台の安定運用に必要な実働救命士の充足率)	63.9% (令和元年度)	100% (令和12年度)
消防団員の充足率 (消防団員定数に関する団員の充足率)	90.8% (令和元年度)	100% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-7-1 警防体制の充実

取組方針

- 災害発生時の初動体制の強化及び人材育成の充実を図ります。
- 公共施設の再編も踏まえた南消防庁舎等の機能強化を検討します。
- 消防自動車及び資機材の計画的な整備を図ります。
- 離島、遠隔地の自衛消防力の強化に努めます。



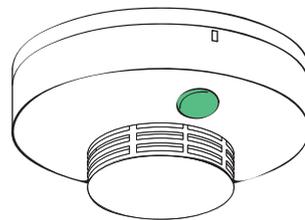
取組内容

- 初動体制時の人員確保
- 消防職員人材育成の充実
- 消防庁舎整備計画の策定
- 災害情報伝達・共有体制の強化
- 消防自動車及び資機材の更新整備
- 離島、遠隔地の消防・防火対策の推進 など

基本計画 4-7-2 予防体制の充実

取組方針

- 各種団体と連携した住宅防火の推進を図ります。
- 企業における保安・防災対策の推進を図ります。
- 予防査察及び火災調査体制等の充実強化を図ります。
- 類似火災防止に向けた予防広報の推進を図ります。



取組内容

- 住宅用火災警報器に関する広報の充実
- 企業の保安・防災対策への指導・助言
- 違反対象物の是正強化
- 火災調査技術の向上
- 火災予防広報等の推進 など

基本計画 4-7-3 救急救助体制の充実

取組方針

- 救急救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- 基幹病院を中心にメディカルコントロール体制の強化を図ります。
- 応急手当の普及促進を図ります。
- 救急救命士等、有資格者の養成を図ります。
- 救急救助技術の高度化を推進します。



取組内容

- 救急救助資機材の更新整備
- メディカルコントロール体制の充実強化
- 救急講習会等の充実拡大
- 救急救命士等、各種資格取得の推進
- 救急ワークステーション[※]事業の推進 など

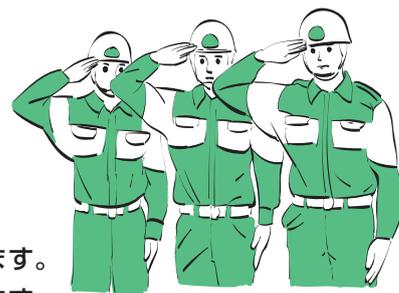


消防車両



消防団訓練風景

基本計画 4-7-4 消防団の活性化



取組方針

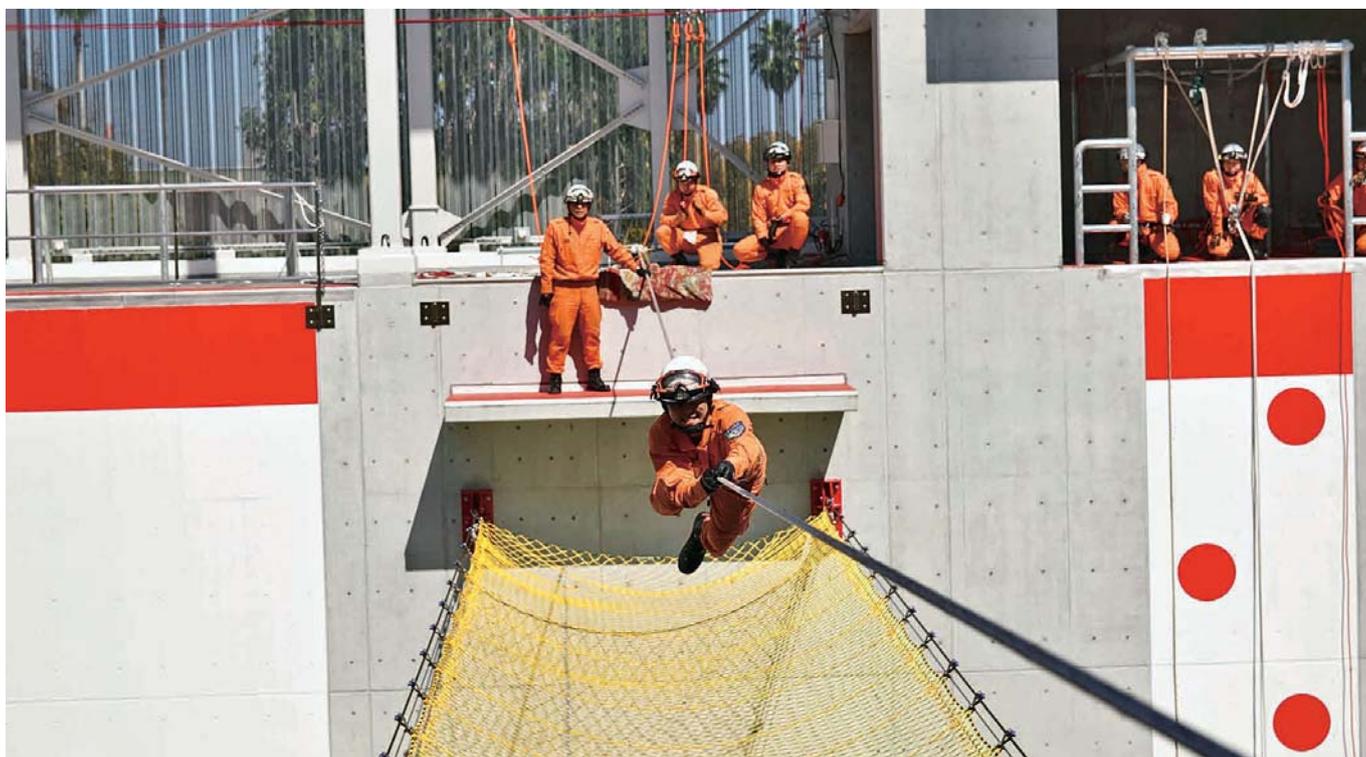
- 消防団員の確保に向けた取組を進めます。
- 消防団詰所の計画的な改修を図ります。
- 消防団車両、資機材の計画的な整備を図ります。
- 地域防災力の向上につながる消防団員の人材育成に努めます。
- 消防団活動を積極的に広報し、消防団の活性化を推進します。

取組内容

- 消防団員の確保対策の推進
- 消防分団詰所等の整備
- 消防団車両、資機材の更新整備
- 教育・訓練の充実
- 消防団広報の充実 など

関係計画

- 新居浜市地域防災計画（令和2年度改訂）
- 愛媛県消防広域化推進計画*（平成20年度）



救助訓練風景

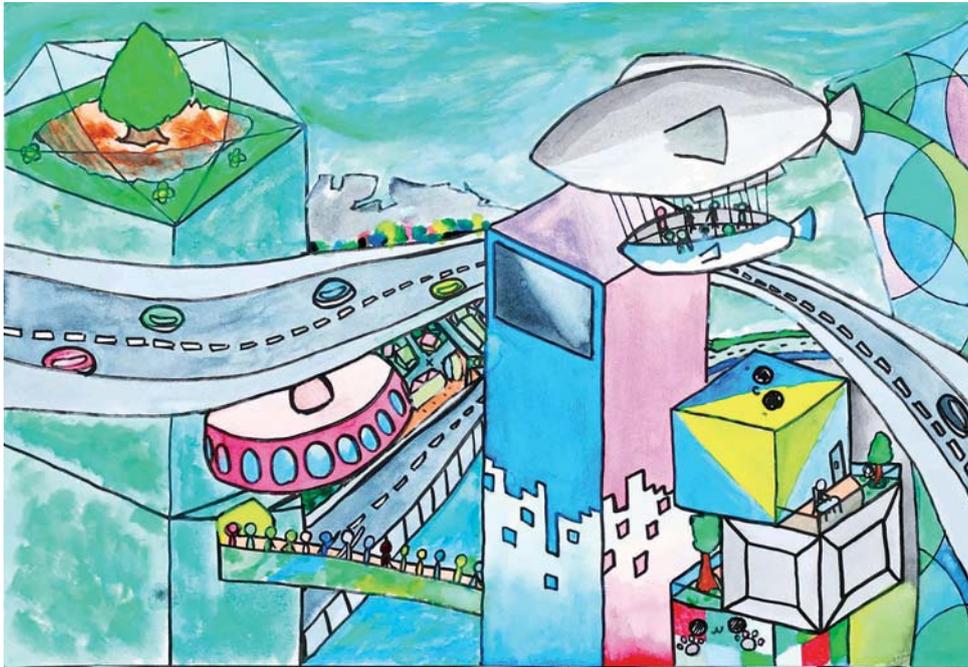


防火査察風景



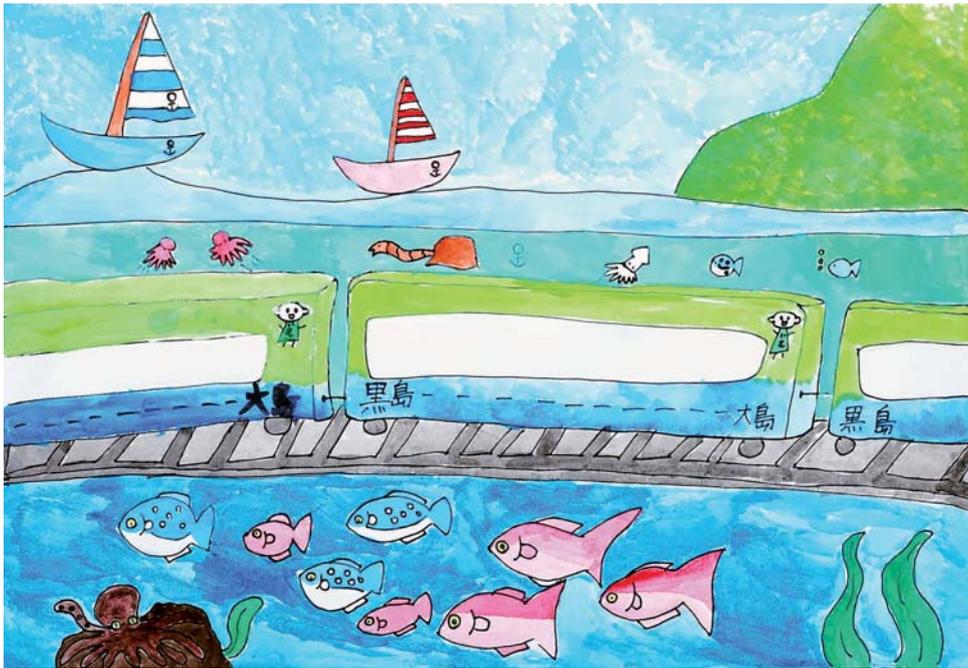
防火査察風景

未来の新居浜市 入選作品



未来都市
中萩小学校6年 渡邊 真悠

未来の新居浜市 入選作品



水中電車『大島7(セブン)2号』
多喜浜小学校6年 中山 桃花



施策 4-8 運輸交通体系の整備

現況と課題

- ① 高齢化の進行により、自動車を運転しない高齢者の増加、高齢者による事故の増加が懸念されています。また駅やバス停から離れて居住している人口が約3割を占めており、既存のバス路線の利便性向上や、交通結節点*である新居浜駅周辺の利用促進及び駅南側からのアクセス性向上が必要となります。同時に、利用者の増加を図るため、人口集中地区及び人口の増加が見込まれる地区へ路線を配置することにより、バス交通圏域の人口増を図る必要があります。

また、本市渡海船については、大島住民の通勤、通学、通院、買い物等、「生活福祉航路」として行政が直営で運航していますが、運賃収入等の増加が見込めない中、配船計画の見直しや、船舶の小型化により安定的な運営を図ることが課題となっています。

- ② 高齢化が進む中、マイカーに頼らなくても移動できる環境整備が求められています。既存の移動サービスである、鉄道、バス、タクシーの利便性向上に加え、新しい移動サービスの導入が求められています。また、四国への新幹線導入を目指し、愛媛県内外での機運醸成を図っていますが、実現には至っておりません。早期に、基本計画を整備計画へ格上げするための継続した取組が求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
公共交通（バス・デマンドタクシー）の利用者数	39万人 (平成30年度)	42万人 (令和12年度)
渡海船事業収支率	8.7% (平成30年度)	6.0% (令和12年度)
新居浜駅乗降人員数	142万人 (令和元年度)	150万人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

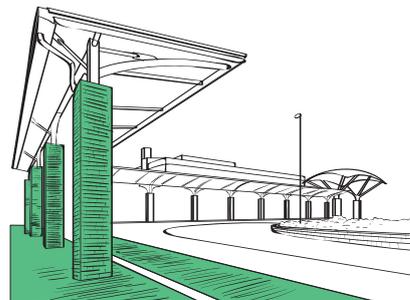
基本計画 4-8-1 公共交通の維持・整備

取組方針

- 市民・交通事業者・行政の協働により、本市の公共交通を維持します。
- コンパクトなまちづくりを先導する、便利で使いやすい持続可能な公共交通網の形成を図ります。
- 渡海船の安定的な運営を図るため、運営体制等、全体的な見直しを行います。

取組内容

- 既存バス路線網の見直し
- 路線バスと連動したデマンドタクシーの見直し
- 健康促進に着目した公共交通転換の実施
- 別子山地域バスの運行
- 総合的な渡海船運営の見直し及び新船建造に向けての検討 など



基本計画 4-8-2 新しい移動サービスの導入

取組方針

- 出発地から目的地までの移動ニーズに対して、リアルタイムでの運行情報の提供等、利便性の高い移動サービスの導入に向けた検討を進めます。
- 四国新幹線導入に向け、関係機関への要望活動を行います。

取組内容

- MaaS*等による公共交通機関の効率化、新しい移動サービスの検討
- イベント等による四国新幹線導入に向けた広報・啓発活動の実施
- 国、県、JR四国、西日本等、関係者への要望活動の実施 など

MOBILITY AS A SERVICE



新居浜市デマンドタクシー



別子山地域バス

関係計画

- 新居浜市地域公共交通網形成計画（平成29年度）
- 新居浜市都市交通マスタープラン（平成20年度）
- 新居浜市都市交通戦略（平成25年度）

まちづくりの目標

目標 5

つながり、学び合うまちづくり
人と地域の力で豊かな心を育み、

人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ

施策・基本計画

1 学習活動の充実

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習関連施設の充実
- 3 図書館機能の充実



4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

- 1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進
- 2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信
- 3 多喜浜塩田文化の保存・継承



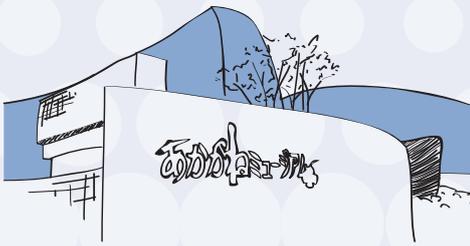
7 地域コミュニティの充実

- 1 地域コミュニティ活動への支援
- 2 地域再編への体制づくり



2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承



3 スポーツの振興と競技力の向上

- 1 生涯スポーツの振興
- 2 競技スポーツの振興
- 3 施設環境の整備



5 人権の尊重

- 1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進
- 2 学校における人権・同和教育の推進
- 3 人権擁護体制の充実



6 男女共同参画社会の形成

- 1 男女共同参画社会の推進
- 2 DV対策の推進



8 多様な主体による協働の推進

- 1 協働のまちづくりを推進する体制づくり
- 2 市民のまちづくり活動への支援



9 国際化の推進

- 1 国際交流の推進
- 2 多文化共生社会の推進
- 3 国際化を進める体制づくり



まじりの目標の
人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ



施策5-1 学習活動の充実

現況と課題

- ① 公民館や交流センター、生涯学習センター等では、市民の多様な学習要求に応えるため、様々な講座等を開設していますが、一部の講座は、参加者が固定化・高齢化しており、参加者数も減少傾向にあります。
 今後は地域や高等教育機関等と連携し、社会の必要課題に対応した魅力的な講座等を開設すること、その成果を活かせる場所を作ることが求められています。
 また、地域の伝統文化や歴史を、次の世代へ継承するため、小中学校等と連携し、学習機会の提供に努める必要があります。
- ② 人生100年時代を迎え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すためには、学習活動の拠点となる公民館等の計画的な維持管理、老朽化対策を行っていく必要があります。
- ③ 図書館は、幅広い年代が集い学べる、市内最大の情報拠点施設であるため、時代の変化・市民ニーズに対応した資料の充実、学習機会の提供に努める必要があります。また、利用者の利便性向上を図るため、老朽化した施設整備・設備の計画的な修繕・維持管理を行っていく必要があります。図書館の利用者は減少傾向にあるため、図書館の価値・魅力を広くPRし、入館者の増加を目指す必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
公民館等における講座参加者の満足度	- (令和元年度)	90% (令和12年度)
公民館等の施設利用者の満足度	- (令和元年度)	80% (令和12年度)
図書館来館者数	223,616人 (令和元年度)	235,000人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画5-1-1 生涯学習機会の充実

取組方針

- 地域住民の要望や時代のニーズに合った講座等を開催します。
- 生涯学習施設で学んだことを還元し、活躍できる場所をつくります。
- 小中学校等と連携し、地域の歴史・伝統文化について学ぶ機会を提供します。
- 愛媛大学、松山大学、新居浜高専等と連携した事業等を実施します。

取組内容

- 公民館等の学級・講座の開催
- 生涯学習大学講座の開催
- 高齢者生きがい創造学園講座の開催
- 校区夏祭り・文化祭等の開催支援
- 地域の伝統・歴史を伝承するための事業開催
- 小中学校におけるふるさと学習の支援 など



基本計画5-1-2 生涯学習関連施設の充実

取組方針

- 公共施設再編計画等に基づき、計画的な施設・設備の修繕、維持管理を行います。
- 生涯活躍のまち基本構想に基づき、新たな拠点施設を整備し、活用します。

取組内容

- 公民館、交流センター等の環境整備
- 生涯学習センター・高齢者生きがい創造学園の機能維持
- 生涯活躍のまち拠点施設を活用した多世代交流の促進と産業振興 など



基本計画5-1-3 図書館機能の充実

取組方針

- 時代の変化、市民ニーズに対応した資料を収集し、講座・セミナー等を開催します。
- 図書館未利用者に対し、図書館の魅力をPRし、利用促進を図ります。
- 図書館の長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕等を実施します。

取組内容

- 時代の変化、市民ニーズに対応した資料収集、情報発信
- 他機関と連携した講座・セミナー等の開催
- 企画事業（子ども向け行事など）の実施
- 施設の計画的な維持管理 など



生涯活躍のまち拠点施設完成イメージ（旧若宮小学校）



生涯学習大学講座（松山大学公開講座）

関係計画

- 新居浜市生涯活躍のまち基本構想（平成28年度）
- 新居浜市生涯活躍のまち事業推進計画（平成29年度）
- 若宮小学校施設活用基本計画（平成30年度）
- 新居浜市公共施設再編計画（平成30年度）



施策5-2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

現況と課題

- ① 本市では、多くの市民が文化を身近に感じ、創作、鑑賞など、様々な文化活動ができるまちを目指し、文化芸術に触れるための環境の整備、機会の充実を図ってきました。

また、本市には令和元年度に創立70周年を迎えた新居浜文化協会があり、本市の文化芸術活動推進の牽引役となっていますが、担い手となっている文化芸術団体には、高齢化・会員減少・活動場所の不足等の課題が顕著となっており、今後も継続的に団体等が活動できるよう、活動支援を行う必要があります。

今後においても、多くの市民、特に、次代を担う子どもたちが豊かな感性を育み、意欲と才能を伸ばすためには、より一層、文化芸術に触れる機会の拡充に努める必要があります。

また、平成27年度にあかがねミュージアムが建設され、本市における文化芸術活動の拠点となっている一方、市民文化センターの目標耐用年数（65年）は残り10年を切っており、老朽化が進んでいるため、建替えの時期や場所、新施設の規模等について早期に検討、決定し、新たな施設建設に着手する必要があります。

- ② 本市には、多様な歴史遺産や文化財が残っており、郷土芸能など地域に伝わる伝統文化もあります。

貴重な文化財や伝統文化を次の世代に残し、継承していくためには、文化財や地域の伝統文化の価値や面白さを多くの方に知ってもらう必要があります。そのため、文化財をわかりやすく紹介することや、文化財を市民の財産として有効に活用することが求められています。

また、地域とともに文化財を保存・活用し、まちづくりに活かすことを定めた改正文化財保護法が平成31年4月に施行されました。今後、愛媛県が策定する「文化財保存活用大綱」を勘案し、「新居浜市文化財保存活用地域計画」の策定について検討する必要があります。

そのため、担い手が減少する伝統文化をいかにして継承していくかということに加え、文化財を専門的に調査解説することができる人材の育成も喫緊の課題となっています。

また、過去2度にわたり、新居浜市史が刊行されていますが、新たな学問成果や史料に基づいた新しい市史の編さんを求める声があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
文化芸術施設利用者数	345,945人 (令和元年度)	415,000人 (令和12年度)
文化財指定登録件数	100件 (令和元年度)	110件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

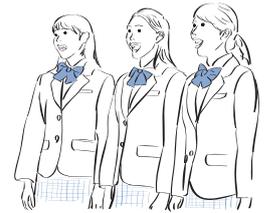
基本計画 5-2-1 文化芸術活動の推進

取組方針

- 市民が様々な文化活動を行えるよう、環境の整備、機会の拡充に努めます。
- 文化芸術活動に取り組む団体と連携し、活動を支援します。
- 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に着手します。

取組内容

- あかがねミュージアム等での文化芸術事業の充実
- 市民文化祭、市展や様々な分野のアウトリーチ活動*の実施
- SDGs をテーマに子どもたちを対象とした国際公募型美術展の開催
- ミュージアムボランティアの充実及びあかがねジュニア学芸員の育成
- 新施設の基本構想、基本計画等の策定、整備推進 など



基本計画 5-2-2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承

取組方針

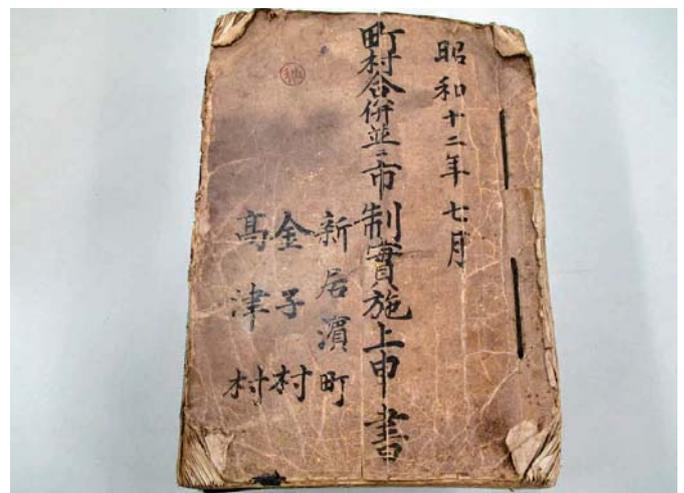
- 文化財の適切な保存、継承、整備に努めます。
- 地域に伝わる伝統文化の保存、伝承活動を支援します。
- 新居浜市史編さん基本方針に基づき、市史編さん事業を進めます。

取組内容

- 「銅山峰のツガザクラ群落」の保存活用計画の策定
- 歴史資料等の適切な保存管理と公開
- 文化財の管理者への支援 ● 「新居浜の文化財（冊子）」の更新
- 郷土芸能発表会の開催 ● 新居浜市文化財保存活用地域計画の策定
- 市史編さん事業の推進 など



SDGs アート・フェスティバル



新居浜市が市制を施行した際の上申書

関係計画

- 新居浜市文化芸術振興計画（平成30年度）
- 新居浜市市史編さん基本方針（令和元年度）



施策5-3 スポーツの振興と競技力の向上

現況と課題

- ① 日常からスポーツに親しんでいる人は年々減少傾向にあり、また、子どもの体力も低下傾向にあります。こうした状況の背景には、ライフスタイルの多様化や、地域コミュニティの希薄化による地域スポーツ活動が低迷している状況があり、その状況を改善するための取組が必要となっています。
- ② 競技スポーツにおいては、近年、全国規模の大会へ出場する選手等が増加しており、より一層の競技力向上を図るため、指導者の育成や、選手等の経済的負担の軽減が求められています。
- ③ 体育施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修等を行う必要があります。
また、現在の施設の規模・仕様では、プロスポーツや全国大会等の開催ができないため、現施設の使用可能年数等を踏まえ、新居浜市総合運動公園構想に基づく、施設整備を検討する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
成人の週1回以上の運動実施率	47.1% (令和元年度)	65% (令和12年度)
全国大会出場大会数	144件 (令和元年度)	160件 (令和12年度)
全国規模の大会やプロスポーツの開催回数	4回 (令和元年度)	5回 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

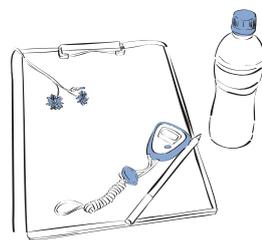
基本計画5-3-1 生涯スポーツの振興

取組方針

- 多くの市民が体を動かす機会、場所を提供します。
- 地域における指導者の育成に取り組みます。

取組内容

- 各校区の体育振興会等に関する活動支援
- 各種スポーツ大会、教室の開催 など



基本計画5-3-2 競技スポーツの振興

取組方針

- 競技スポーツにおける指導者の育成や、全国大会に出場する選手等への支援を行います。
- ジュニアスポーツからトップアスリートまで一貫した育成に取り組みます。

取組内容

- トップアスリート育成事業の実施
- 全国大会出場者等に関する奨励金の支出
- 種目協会に関する活動支援 など



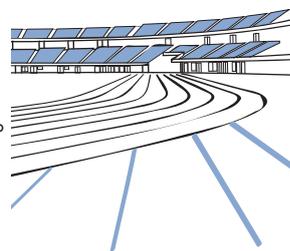
基本計画5-3-3 施設環境の整備

取組方針

- 市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の維持管理に努めます。
- 市民にレベルの高い競技スポーツを観戦する機会を提供します。
- 大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる総合運動公園の整備に向けた取組を推進します。

取組内容

- 各施設の改修、維持管理の実施
- 総合運動公園基本計画の策定
- 総合運動公園基本計画に基づく事業化に向けた取組の推進 など



少年スポーツ大会



重量挙練習場整備

関係計画

- 新居浜市スポーツ推進計画（平成25年度）
- 新居浜市総合運動公園構想（平成28年度）



施策5-4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

現況と課題

- ① 本市発展の礎となった別子銅山の歴史や、近代化産業遺産の価値を後世に伝え、市民の誇りとして伝承していく必要があります。

このため、旧端出場水力発電所や住友山田社宅6棟などの産業遺産について、各保存活用計画に基づき整備を進めていますが、所有企業の理解のもと、マイントピア別子等と連携した産業遺産群全体の保存活用方策についても検討する必要があります。

また、旧広瀬邸（国指定重要文化財・名勝）などの産業遺産についても、重要文化財指定後、老朽化が進んでおり、早期に保存活用計画を策定し、耐震工事等に取り組む必要があります。

- ② 別子銅山の近代化に携わった人々の功績や住友の企業精神を多くの方に知ってもらい、後世に伝承していく必要があります。このため、広瀬歴史記念館等において、様々な企画展等を継続的に開催し、市民意識の醸成を図っていく必要があります。

また、全国近代化遺産活用連絡協議会*における会員間のネットワークを活用するとともに、市民団体及び高校生による、他の産業遺産都市との交流、連携を図る必要があります。

また、市民参加型まちづくりファンドとして創設された「あかがね基金*」等を活用し、近代化産業遺産の保存工事等を実施しており、今後も、ふるさと納税制度等を通じ、基金の周知・育成に努める必要があります。

- ③ 多喜浜校区では、地域住民主導で塩田文化の保存・継承に取り組んでいますが、指導者が高齢化しており、今後、多喜浜塩田の歴史を伝える後継者の育成が課題となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
広瀬歴史記念館（展示館・旧広瀬邸）観覧者数	10,282人 （令和元年度）	12,000人 （令和12年度）
別子銅山関係情報発信回数	14,214件 （令和元年度）	20,000件 （令和12年度）
塩田文化に関する学習の参加者の理解度	— （令和元年度）	90% （令和12年度）

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-4-1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進

取組方針

- 旧端出場水力発電所及び住友山田社宅の保存活用計画に基づき、保存整備を図り、産業遺産全体の活用を推進します。
- 旧広瀬邸（重要文化財・名勝）の保存活用計画を策定し、計画に基づく整備を実施します。
- 産業遺産の調査研究を行い、国の登録有形文化財制度の活用を図ります。
- 産業遺産の適切な維持管理・設備改修等を実施します。

取組内容

- 旧端出場水力発電所及び住友山田社宅6棟の保存活用・整備
- 旧広瀬邸の整備の実施 ● 広瀬歴史記念館の設備改修等の実施
- そのほか産業遺産の一体的な活用促進 など



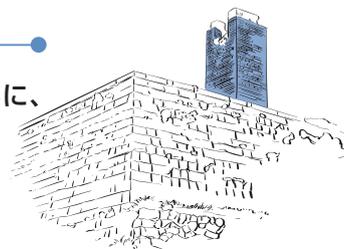
基本計画 5-4-2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信

取組方針

- 企画展の開催等により、別子銅山の歴史を広く発信するとともに、各種メディア等の積極的な活用により後世に伝承します。
- 全国近代化遺産活用連絡協議会等のネットワークを活用し、広域での近代化産業遺産に関する情報発信の充実を図ります。
- ふるさと納税制度等を通じ、「あかがね基金」の一層の周知を図ります。

取組内容

- 各種メディア等への取材協力、パンフレット等による情報発信と次世代への伝承
- 企画展等の開催 ● 全国近代化遺産活用連絡協議会会員間の交流促進
- 産業遺産都市との交流促進 ● ふるさと納税制度等を通じた基金の周知 など



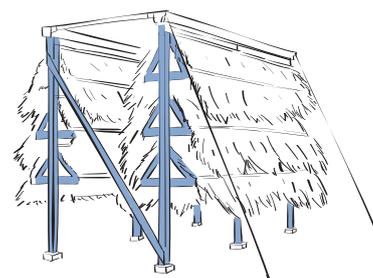
基本計画 5-4-3 多喜浜塩田文化の保存・継承

取組方針

- 多喜浜塩田の歴史を多喜浜校区以外でも周知し、新たな担い手を育成します。

取組内容

- 塩田文化バンク講座*の運営
- 多喜浜のまち全体が塩の博物館事業*の実施 など



広瀬歴史記念館（旧広瀬邸）全景



多喜浜塩田遺産についてのふるさと学習（塩田資料展示室）

関係計画

- 近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画（平成23年度）
- 旧端出場水力発電所保存活用計画（平成28年度）
- 住友山田社宅保存活用計画（令和元年度）
- 旧広瀬氏庭園保存活用計画（仮称）（令和3年度策定予定）
- 旧広瀬家住宅保存活用計画（仮称）（令和3年度策定予定）



施策5-5 人権の尊重

現況と課題

- ① 市民一人ひとりが、人権についての正しい認識を持ち、人権尊重意識を高めるため、校区単位等で様々な啓発事業を実施しているほか、様々な機会に市民が集い、語り合うための場づくりに努めています。
また、市政だよりへの人権啓発に関する特集記事の掲載や、人権に関するリーフレットの作成、配布、CATV^{*}の行政広報番組などによる啓発活動にも努めています。
しかしながら、近年、事業への参加者が固定化するとともに、減少傾向にあるため、来場者アンケートの意見等を参考にしながら、参加者を増やすための方策を検討、実施していく必要があります。また、作成配布するリーフレット等についても、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努める必要があります。
- ② 小中学校においては、部落差別をはじめとする様々な人権問題解決のため、正しい認識を深め、全教育活動を通じて、差別を「しない、させない、許さない」児童・生徒を育成するための教育を実践していますが、人権・同和教育に関する学習活動への参加率は低下傾向にあります。
今後においては、より一層、学校、家庭、地域が連携を強化し、それぞれの場所において人権が尊重されるための学びを実施し、児童・生徒だけでなく、保護者への啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。
- ③ 複雑・多様化する様々な人権侵害による被害者の救済を図るためには、気軽に相談できる窓口を設置し、その存在を広くPRするとともに、人権に関わる関係機関との連携体制をより一層強化していく必要があります。
また、人権啓発活動の拠点となる瀬戸会館や大島教育集会所は経年劣化による老朽化が進んでいるため、施設及び設備の計画的な修繕を行うとともに、長期的な視野に立った施設の将来像や複合施設の建設等に関する検討を行う必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
人権に関する3法の認知度（平均）	46.3% （令和元年度）	70% （令和12年度）
校区別人権・同和教育懇談会参加者数	11,568人 （令和元年度）	12,000人 （令和12年度）
人権相談援助件数 （関係機関への紹介、法律上の助言等）	13件 （令和元年度）	30件 （令和12年度）



課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-5-1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進

取組方針

- 学習内容や実施方法について、創意工夫を図ります。
- 市民が参加しやすく、親しみが持てる事業の実施に努めます。
- 市政だより特集記事やリーフレット、CATV広報番組は、イラスト等を使用し、人権に関心を持ってもらえる誌面・映像作りに努めます。



取組内容

- お茶の間人権教育懇談会の開催
- ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～の開催
- 校区別人権教育市民講座の開催
- 講演会等の開催（人権のつどい日）
- 人権啓発物の発行、広報番組の作成
- 身元調査お断り運動の推進 など

基本計画 5-5-2 学校における人権・同和教育の推進

取組方針

- 人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進するため、学びの場を提供します。
- 子どもの学びを通じた啓発活動を行います。
- 教職員の人権感覚を磨き、指導力の向上を図るための研修の充実に努めます。
- 学校運営協議会、県人教新居浜支部、人権擁護委員や関係団体等と連携した事業を推進します。



取組内容

- 校区別人権・同和教育懇談会（基礎研修、学級学年別研修）の実施
- 小中学校人権・同和教育研究大会の実施
- 人権・同和教育教職員研修の充実 など

基本計画 5-5-3 人権擁護体制の充実

取組方針

- 人権侵害による被害者を早期に救済する体制の整備が必要であるため、人権に関わる関係機関との連携・充実に努めます。
- 人権啓発活動の拠点となる施設を適正に維持管理します。
- 瀬戸会館の将来像や複合施設の建設等に関する検討を進めます。



取組内容

- 人権相談体制の充実
- 人権擁護関係機関との連携、協力体制の推進
- 瀬戸会館と大島教育集会所の維持修繕の実施
- 瀬戸会館及び周辺施設の複合化に向けた取組の推進 など



ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～



人権の花運動

関係計画

新居浜市人権施策基本方針（令和2年度改訂）



施策5-6 男女共同参画社会の形成

現況と課題

- ① 男女共同参画に関する意識は毎年のフォーラム・講演会の開催等によりある程度浸透してきているものの、習慣や慣行、世代間での相違等によりまだ十分とはいえない状況です。市民が広く関心と理解を深め、男女共同参画社会の意識の高揚を図っていく必要があります。

誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス*の推進に努めるとともに、働き方改革の推進に向けても積極的に取り組んでいます。しかし、人材不足などを理由に取組の進んでいない事業所も多く、取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。

委員会・審議会等への女性の登用については、政策・方針決定過程への女性参画が重要であることから、さらなる参画率の向上を図る必要があります。

女性総合センターについて、男女共同参画社会づくりの活動と交流の拠点として様々なニーズに対応した取組や安全安心に利用できる施設の計画的な整備が必要です。

- ② 配偶者暴力相談支援センターについては、相談から自立支援まで関係機関と連携した被害者支援を行っており、身近な相談窓口として認知されてきていますが、さらなる周知とDV*防止啓発により暴力を許さない社会づくりに努める必要があります。また、被害者の自立まで総合的に支援を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、相談員の資質向上・養成のための計画的な取組が必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
新居浜市女性活躍等推進事業所認証数	合計12事業所 (平成27年度～令和元年度)	合計50事業所 (平成27年度～令和12年度)
新居浜市配偶者暴力相談支援センター認知度	20.6% (令和元年度)	40% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画5-6-1 男女共同参画社会の推進

取組方針

- 男女共同参画に関する意識の高揚に向けた講演会やイベント参加への働きかけに努めます。
- 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- 審議会・委員会への女性の参画率の向上に努めます。
- 女性総合センターの利用促進、計画的な施設整備を図ります。

取組内容

- 女性フォーラム・講演会の開催等
- 女性活躍等推進事業所認証
- 審議会等への女性の登用促進
- 女性総合センターの利用促進・整備 など



基本計画5-6-2 DV対策の推進

取組方針

- 身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターのPRに努めます。
- DVに関する総合的な支援を行うため、関係機関との連携の強化を図ります。
- DV相談員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

取組内容

- DV相談体制の充実
- DVに関する意識啓発
- DV支援関係機関との連携強化
- DV相談員に関する研修、講座開催 など



ういめんずまつり



DV防止啓発パンフレット

関係計画

第3次新居浜市男女共同参画計画（令和2年度）

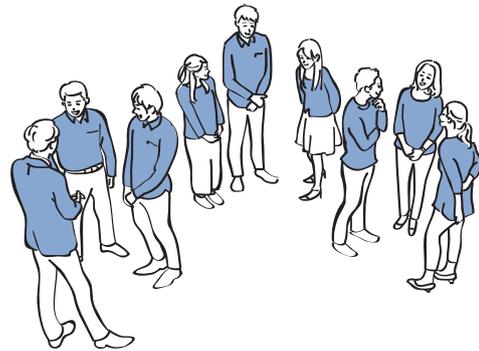


施策5-7 地域コミュニティの充実

現況と課題

- ① 自治会加入率については減少傾向にあり、役員のなり手がいないなど自治会活動に支障が出ていることから、持続可能なコミュニティ組織の運営や人づくりに取り組む必要があります。

また、自治会館、放送設備などのコミュニティ施設の老朽化が進んでおり、自治会員の減少等により財政基盤等が弱まっている中、修繕等に関する財政支援が必要になっています。特に、自治会館については、地域の防災、コミュニティの拠点としての機能充実が求められています。
- ② 地域のまちづくりを推進するため、自治会をはじめ様々な団体が活動していますが、個々の目的に限定され、団体間のネットワークが不足していることから、地域で総合的にまちづくりを推進する組織づくりが求められています。地域の特性を生かしつつ、コミュニティの活性化に向け組織や拠点の在り方を考える必要があります。また、職員が地域の活動を支援する地域支援員制度が発足しましたが、今後は地域と行政の協働による地域コミュニティづくりの推進体制を構築する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
コミュニティ活性化事業実施数	38事業 (令和元年度)	54事業 (令和12年度)
地域運営組織設立数	0団体 (令和元年度)	18団体 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-7-1 地域コミュニティ活動への支援

取組方針

- 自治会の活性化を図るため、必要な財政支援及びソフト面での活動への支援などの充実強化に努めます。
- 地域のコミュニティ活動の拠点及び防災拠点として、自治会施設・設備の整備等に関する支援を行います。
- 地域の各種団体等と連携し、魅力ある地域づくりに向けコミュニティの活性化を図ります。

取組内容

- 自治会加入を促進する取組の推進
- コミュニティ施設等の整備
- 地域コミュニティ活動への支援 など



基本計画 5-7-2 地域再生への体制づくり

取組方針

- 地域住民が中心となって地域課題の解決に向けて取り組む地域運営組織の形成に向けた取組を進めます。
- 地域と行政との協働を推進するため、人的、財政支援体制の構築を図ります。

取組内容

- 地域コミュニティを支える組織、拠点づくりの推進
- 地域と行政の協働による地域コミュニティづくりの推進
- 職員のサポート体制の推進 など



まちづくりの目標
人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ



地域コミュニティ活動への支援（夏祭り）



地域コミュニティ活動への支援（防災訓練）



施策5-8 多様な主体による協働の推進

現況と課題

① 地域の多様な主体が連携、協働し社会全体の公共サービスの質の充実が求められている中、協働のまちづくりを具体的に推進するための体制及び制度の構築に取り組む必要があります。

ボランティア活動への関心が高まる中、様々な世代がまちづくりへの関心を高め、活動に参加したいと思う人が気軽に参加でき、活動を長く続けるための体制づくりを構築する必要があります。

協働のまちづくりに向け、まちづくりを担う人材の育成が求められており、マネジメント力の向上に繋がる人材育成が必要であるとともに、市職員にも協働への意識改革や能力開発が求められています。

② 市民のまちづくり活動を継続するために、活動に関する情報の提供や広報の強化などにより、市民の認知度を高める必要があります。また、活動に関する相談機能の充実とともに会議や作業スペース、機器の提供などの支援の充実が求められています。さらに、市民団体等とのネットワーク確立やコーディネートの充実による新たなサービスの創出が期待されています。

社会の多様なニーズに応えるために、協働オフィスやボランティア・市民活動センターなど市民のまちづくりを支援する中間支援組織の機能強化を図り、市民活動団体やNPO間の連携やコーディネートを進める必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
中間支援組織登録数	973団体 (令和元年度)	1,073団体 (令和12年度)
NPO 法人設立数	40団体 (令和元年度)	60団体 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

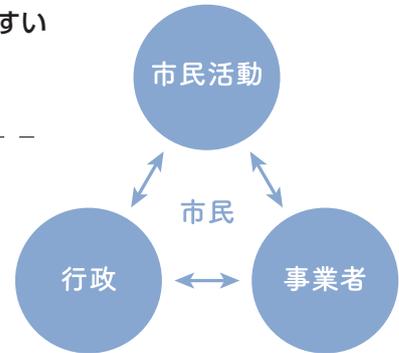
基本計画5-8-1 協働のまちづくりを推進する体制づくり

取組方針

- 協働のまちづくりを進めるための推進体制や制度の整備を進めます。
- ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりに取り組みます。
- 協働のまちづくりを担う人材の育成を図ります。

取組内容

- 市民、企業、行政の協働による地域づくりの推進
- ボランティアに参加しやすい環境づくりの推進
- ボランティアポイント制度の創設
- ボランティアマッチングの推進
- 人材育成のための研修の充実 など



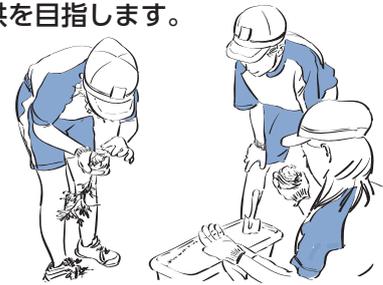
基本計画5-8-2 市民のまちづくり活動への支援

取組方針

- まちづくり協働オフィス*など中間支援組織のコーディネートやマネジメントの強化を図り、市民活動の活性化を進めます。
- 市民活動団体の交流や連携を進め、新たな活動やサービスの創出を図ります。
- 新たな NPO の設立を支援し、多様な公益サービスの提供を目指します。

取組内容

- まちづくり協働オフィス運営の支援、連携
- 中間支援組織の機能強化
- 中間支援組織間のネットワークづくりの推進
- 公共施設愛護事業*の推進
- 花いっぱいのもちづくりの推進 など



市民活動PRイベント



公共施設愛護事業



施策5-9 国際化の推進

現況と課題

- ① 友好都市である中国徳州市との交流をはじめ、**外国との都市間交流を積極的に進める**必要があります。また、若い世代の国際感覚と国際理解を深めるため、**学生や市民と外国との交流を進める**必要があります。
- ② 本市に在住する外国人は増加を続けており、多様な言葉と文化を尊重したまちづくりが求められています。そのため、生活に必要な様々なサービスを充実させ、**外国人が安心して暮らせる多文化共生^{*}のまちづくりを進める**必要があります。

また、外国人を地域で受け入れるために、**国際感覚豊かな人材の育成**とともに、**受入体制の整備や多文化共生社会構築の気運醸成のための各種の事業を展開する**必要があります。

製造業や建設業、サービス業などで外国人労働者が年々増加していることから、外国人労働者の雇用動向の把握に努めるとともに、受入企業等と連携して職業相談機能の充実など働きやすい就業環境の整備を進めることが重要になっています。
- ③ 本市に在住する外国人に関する生活支援と地域の国際化を推進する拠点として新居浜市国際交流協会が設立されましたが、今後は**協会の活動の充実強化に努めるとともに、国際交流に関する情報の共有、関係機関等との連携を図る**必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
国際ボランティア登録者数	0人 (令和元年度)	200人 (令和12年度)
外国人交流事業数	10事業 (令和元年度)	24事業 (令和12年度)
国際交流協会会員数	117人 (令和元年度)	305人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-9-1 国際交流の推進

取組方針

- 友好都市との交流を継続して進めるほか、市民と外国との交流を推進します。
- 国際社会に主体的に対応できる能力や態度などを備えた人材育成を進めます。

取組内容

- 友好都市等との交流
- 民間交流の支援 など



基本計画 5-9-2 多文化共生社会の推進

取組方針

- 日本語学習支援の充実に努めます。
- 外国人生活支援の充実に努めます。
- 国際理解講座などを開催します。
- 外国人の地域社会やボランティアの参画を促進し、住みやすい共生のまちづくりを進めます。

取組内容

- 外国人相談窓口・生活情報提供の充実
- 日本語教師養成、学習支援の充実
- 多文化共生講演会等の開催
- 国際交流ボランティアの育成
- 外国人の地域社会への参画の促進
- 外国人の就労支援 など



基本計画 5-9-3 国際化を進める体制づくり

取組方針

- 新居浜市国際交流協会を中心に地域の国際化の取組を推進する体制づくりを進めます。
- 国際化を推進する企業、団体等と連携し、情報共有、相互協力を図ります。

取組内容

- 国際交流協会の運営支援
- 国際交流員の活用
- 関係機関、関係企業等とのネットワーク構築 など



グローバルパーティー



国際交流協会設立総会

関係計画

新居浜市国際化基本指針（令和2年度）

まちづくりの目標

目標 6

人と自然が調和した快適に
生活できるまちづくり

地球環境・生活環境・上下水道

施策・基本計画



1 地球環境の保全と継承

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 協働による環境活動の推進



2 生活環境の保全と調和

- 1 快適な生活環境の維持・向上
- 2 時代に調和した葬祭施設等の推進



3 循環型社会の実現

- 1 ごみの発生抑制と資源循環の推進
- 2 適正かつ安定的なごみ処理体制の確立
- 3 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進



4 上下水道事業の推進

- 1 水道水の安定供給
- 2 工業用水の安定供給
- 3 下水の安定処理
- 4 上下水道事業の経営基盤の強化





施策 6-1 地球環境の保全と継承

現況と課題

- ① 地球環境問題は、市民・事業者・行政が互いに協働して取り組まなければならない深刻な問題です。中でも地球温暖化問題は、市を挙げて緊急に取り組まなければならない重要課題です。

本市では、市内全域から排出される温室効果ガス削減に向けた省エネルギー対策の推進として、家庭用蓄電池の導入や省エネ性能の高い住宅の導入に関する支援を行っていますが、引き続き省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進を図るとともに、公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の率先導入等に取り組んでいく必要があります。

また、低炭素社会^{*}への転換を推進するため、日常生活における自転車の利用促進を図るための啓発を強化し、自転車利用におけるメリットの周知などに、力を入れて取り組む必要があります。

現状における温室効果ガスの排出量については、市の事務事業における排出量は削減できていますが、市内全域における排出量は削減できておらず、原因の分析と改善に向けた取組が必要となります。

- ② 地球環境問題に取り組むには、行政だけの力では限りがあり、市民・事業者・行政の各主体が連携を図りながら、対策への取組を着実に実践していくことが重要です。本市では、新居浜市地球高温化対策地域協議会やいはま環境市民会議等の活動により、市民・事業者・行政が協働し、一体となった環境への取組を推進しており、これらの活動の継続と強化が今後においても必要となります。近年問題となっている海洋プラスチックごみ^{*}などに関する取組を推進することも重要です。

また、環境出前講座等の実施により、子どもから大人まで各世代にわたり環境問題について関心を持ってもらう機会を提供する必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
市域の温室効果ガス排出量	637,000 t-CO ₂ (平成29年度)	481,000 t-CO ₂ (令和12年度)
環境活動参加人数	1,949人 (令和元年度)	2,500人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 6-1-1 地球温暖化対策の推進

取組方針

- 温室効果ガスの削減に努めます。
- 省資源、省エネルギーの推進を図ります。
- 再生可能エネルギーの普及啓発と導入促進に努めます。

取組内容

- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入に関する支援
- 公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進
- 自転車の利用促進の普及啓発
- 環境マネジメントシステム*の定着と強化 など



基本計画 6-1-2 協働による環境活動の推進

取組方針

- 関係団体と協働し、環境活動の活性化を図ります。
- 環境学習、環境教育を通じて市民意識の向上を図ります。

取組内容

- 関係団体との連携強化
- 各種イベントの開催や出展等による環境活動の普及啓発と参加者の充実
- 環境活動に関するインセンティブ*付与の検討
- 環境出前講座や講習会の実施などによる学習機会の創出 など



太陽光発電パネル



環境出前講座（環境かるた）

関係計画

- 新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画（にいほま環境プラン）（平成25年度）
- 新居浜市地球温暖化対策地域計画（令和2年度）
- 新居浜市地球温暖化対策率先行動計画（エコアクションプランにいほま）（令和2年度）



施策6-2 生活環境の保全と調和

現況と課題

① 事業活動に伴う産業型公害は、公害防止技術の進歩や法令の整備、事業者の努力によって改善されてきましたが、日常生活に起因する野焼き、近隣騒音、身近な悪臭、生活排水による水質汚濁などの生活型公害の比重が増えています。本市では、問題解決のために、事業活動の環境監視や公害苦情の調査・指導、合併処理浄化槽への転換促進に努めており、継続する必要があります。

また、ペットの不適切な飼い方や野良犬・野良猫によるふん害などの問題も多く相談が寄せられており、飼い主のマナー向上や野良犬・野良猫の繁殖対策を推進する必要があります。

加えて、近年、生物の多様性が急速に失われていることが問題になっており、将来に渡って生物の多様性を守っていくために、一人ひとりが生物多様性に関する理解を深め、生物多様性を守る行動をする必要があります。

② 少子化、単身世帯の増加、価値観の変化などにより、お墓の承継者が途絶えたことに伴う墓じまいや無縁墓が増加しているため、適正な改葬手続を推進する必要があります。

また、市営墓地及び墓園を適正に維持管理するため、使用者が亡くなられた場合の適正な承継手続や返還手続、返還墓所の再使用などを推進する必要があります。

家族葬の増加や葬儀参列者の減少など、葬儀のあり方が変化しているため、利用者のニーズに応じた斎場施設を管理運営する必要があります。



成果指標と目標値

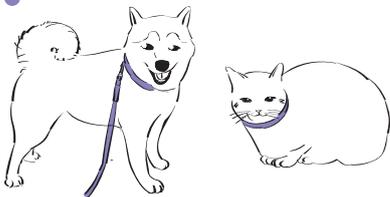
成果指標名	現況値	目標値
下水道を除く合併処理浄化槽設置率	40% (令和元年度)	75% (令和12年度)
合葬式納骨施設使用許可数	合計1,244体 (平成22年度～令和元年度)	合計2,700体 (平成22年度～令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 6-2-1 快適な生活環境の維持・向上

取組方針

- 環境調査の継続と市民への迅速な周知に努めます。
- 身近な公害問題に関する意識啓発の推進に努めます。
- 合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 愛護動物の適正な飼育を推進します。
- 生物多様性の確保に努めます。



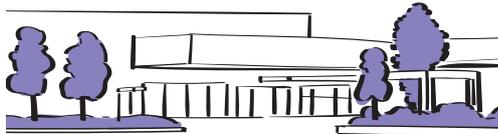
取組内容

- 大気汚染の監視と悪化時の連絡手段の拡充
- 大規模事業場の排水・騒音調査
- 生活型公害対策の指導・啓発
- 合併処理浄化槽への転換の補助及びメニュー拡充の検討
- ペットの適正飼育の啓発及び地域猫等の対策の検討
- 自然環境や希少種の保護推進及び外来生物*の侵入防止対策 など

基本計画 6-2-2 時代に調和した葬祭施設等の推進

取組方針

- 適正な改葬手続を推進します。
- 市営墓地及び墓園の適正管理を推進します。
- 利用者のニーズに応じた斎場施設を目指します。



取組内容

- 改葬の適正手続に関する指導・広報・啓発
- 市営墓地及び墓園の維持管理
- 市営墓地及び墓園の適正手続に関する指導・広報・啓発
- 市営墓地及び墓園の再使用推進
- 斎場施設の改修及び適正管理の推進 など

SDGの目標の
地球環境・生活環境・上下水道



アカモノ



ツガザクラ

関係計画

- 新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画（にいほま環境プラン）（平成25年度）
- 新居浜市生活排水処理基本計画（令和2年度）



施策6-3 循環型社会の実現

現況と課題

- ① 本市のごみ量は、過去に大幅減少した時期もあったものの、近年横ばいで全国平均より多く、リサイクル率も微減傾向で、全国平均より低い状況が続いています。しかし、人口減少社会においても、安定的なごみ処理を持続するためには、食品ロス*の削減など更なる減量により、コンパクトなごみ処理体制を構築し、循環型社会の実現を推進することが重要です。このため、市民・事業者の3R* (リデュース・リユース・リサイクル) に関する意識の向上に加え、民間資源化処理をさらに活用したごみ処理体制の検討などが必要です。
- ② 衛生的な住みよいまちづくりのためには、適正で安定した廃棄物処理体制が重要です。しかし、いまだに山や川などへの不法投棄、ごみステーションへの不適正排出や住民負担、事業者の不適正処理などが問題となっており、加えて処理施設の老朽化が進むなど、課題が多く残されています。

このようなことから、市民と連携した不法投棄防止・環境美化活動の取組、ごみステーション管理のルール整備や支援、適正処理啓発、廃棄物処理施設の安定稼働など、適正かつ安定的なごみ処理体制の構築を排出から処理段階まで総合的に進めることが重要です。

また、南海トラフ巨大地震等大規模災害時には甚大な量の廃棄物の発生が予想されているため、処理・協力体制の構築を進めるとともに、市民への啓発など平時の準備を進める必要があります。
- ③ 清掃センターは令和14年度までの長寿命化を目指していますが、更なる長寿命化は困難であり、新施設の検討が必要です。一方、供用を終了した廃棄物処理施設が廃止されておらず、将来負担になることが予想されています。このようなことから、人口減少社会においても持続的に廃棄物の安定処理ができるよう、旧施設を適切に廃止するとともに、公共下水道事業との連携も含め、共同化・広域化・集約化・効率的な資源化・エネルギー化を視野に入れた廃棄物処理施設の再編を検討する必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	640g (令和元年度)	540g (令和12年度)
不適正排出対応件数	1,203件 (令和元年度)	1,000件 (令和12年度)
一般廃棄物処理施設の共同化・広域化・集約化 実施件数	0件 (令和元年度)	2件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

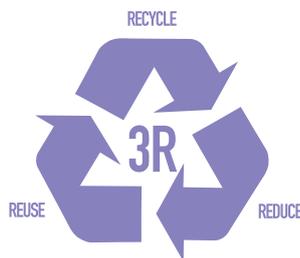
基本計画 6-3-1 ごみの発生抑制と資源循環の推進

取組方針

- 食品ロスの削減やインセンティブを活用したごみ減量、資源化推進施策を強化します。
- ごみの減量・3Rに関する市民の意識向上を目指します。
- 分別や排出マナーの徹底強化を推進します。
- 民間資源化ルートを有効に利用したごみ処理方法を検討します。

取組内容

- 3Rの広報・啓発の取組強化
- 適正な分別種別の検討
- 資源ごみ集団回収などの推進
- ごみ処理の有料化の検討 など



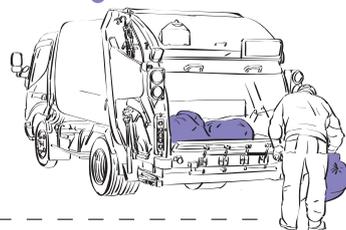
基本計画 6-3-2 適正かつ安定的なごみ処理体制の確立

取組方針

- 安定的なごみ収集体制の維持を目指します。
- 災害時に円滑な廃棄物処理ができるよう体制を整備します。
- 不法投棄のないまちづくりを目指します。
- 事業系廃棄物に関する適正処理啓発を強化します。
- 廃棄物処理施設の計画的な長寿命化を実施します。

取組内容

- 適正処理に関する指導・広報・啓発
- ごみステーションの管理・利用ルールの確立
- 不法投棄監視体制の強化
- 環境美化活動や空き地等適正管理の推進
- 災害時の廃棄物処理体制の検討・整備及び啓発
- 廃棄物処理施設の延命化の推進及び予防保全の実施 など



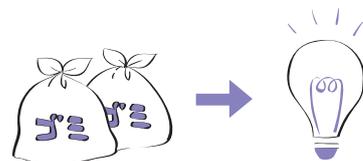
基本計画 6-3-3 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進

取組方針

- 旧施設の廃止・跡地利用を検討します。
- 共同化・広域化・集約化の視点も加えた施設の再編を目指します。
- 廃棄物等を利用した効率的で安定的な資源化・エネルギー化を目指します。

取組内容

- 施設の共同化・広域化・集約化及び民間活用の調査検討
- 施設の廃止・撤去・跡地利用の検討及び推進
- 廃棄物等の高効率資源回収・熱回収等の調査検討 など



3010運動



環境美化推進運動作品展

関係計画

- 新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画（いにはま環境プラン）（平成25年度）
- 新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年度）
- 新居浜市一般廃棄物処理実施計画（毎年度）
- 新居浜市災害廃棄物処理計画（平成30年度）
- 新居浜市清掃センター長寿命化計画（令和2年度）



施策 6-4 上下水道事業の推進

現況と課題

- ① 安心して水道水を利用できるよう、常に良好な水源（安全な水質・安定した水量）を維持するとともに、上水道施設を適切に維持管理する必要があります。また、地震や豪雨等の自然災害に備えた上水道施設の整備が求められています。
本市産業の活性化と発展を図るため、台風や渇水時にも安定した利用ができ、かつ安価な工業用水道が求められています。
- ② 公共水域の保全及び都市環境の向上のため、人口減少等も考慮しながら、持続可能な公共下水道の整備を推進する必要があります。
また、安定的に下水を処理し、将来にわたって生活環境を保全できるよう、下水処理施設を適切に維持管理するとともに、地震や豪雨等の自然災害に備えた下水道施設の整備が求められています。
- ③ 人口減少や節水意識の高まりにより水需要は減少傾向で、給水収益及び下水道使用料などの増加が見込めないなか、一方、上水道及び下水道施設の更新、及び耐震化費用は増加傾向にあり、将来にわたって持続的に事業を運営するため、収支バランスを考慮した上下水道事業の推進が必要となります。
公共下水道の整備効果の早期発現を促進するためには、流入接続を推進する必要があります。
上水道事業は日本の総電力量の約0.8%を消費するエネルギー消費型産業となっており、地球環境に負荷の少ない事業実施を検討する必要があります。
- ④ 別子山地区では、安全な水を安定して供給するため、浄水施設や計器等を適切に維持管理する必要があります。導・配水管の老朽化が進んでおり、需要に応じた更新を検討する必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
上水道施設耐震化率（①配水池*・②基幹管路）	①54.0% ②34.6% （令和元年度）	①80%以上 ②53.4% （令和12年度）
工業用水道基幹管路耐震化率	48.8% （令和元年度）	61.3% （令和12年度）
下水道管路施設の健全率	97.58% （令和2年度）	100% （令和12年度）
上水道経常収支比率*	117.6% （令和元年度）	100%以上 （令和12年度）

課題解決に向けた取組方針

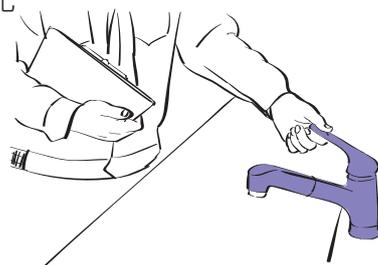
基本計画 6-4-1 水道水の安定供給

取組方針

- 精度管理された方法で水質を管理し、良好な水源を維持します。
- 上水道施設整備を実施し、老朽化や自然災害等への対策を促進します。
- 災害時に、応急給水・応急復旧マニュアルを有効に機能させます。
- 他事業者との広域連携や官民連携を推進します。
- 応急給水用の水道水の配水に係るシステム構築の検討を進めます。
- 別子山簡易給水施設の維持管理を継続します。

取組内容

- 精度の高い水質検査の実施と水源井戸の浚渫及び監視の強化
- アセットマネジメント計画と災害等に関する適正な上水道施設の効果効率的な整備
- 応急給水・応急復旧マニュアルに基づく防災訓練の実施
- 水道広域化プラン及び水道基盤強化計画検討会への参加
- 耐震化配水池整備の促進及び緊急遮断弁設置
- 別子山地区の導・配水管の需要に応じた更新 など



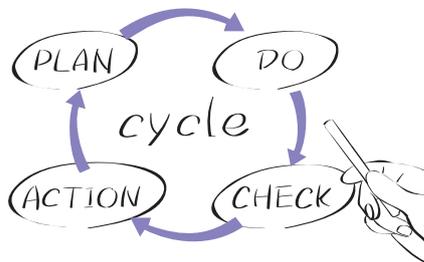
基本計画 6-4-2 工業用水の安定供給

取組方針

- 工業用水道事業の効率化を図り、安価で利便性の高い工業用水の供給を推進します。
- 計画的に適切な施設の維持管理を行います。

取組内容

- PDCA*サイクルに基づく事業効率化のためのフォローアップ*の実施
- 更新・耐震化計画の進捗管理と修正
- コスト縮減となる最新の更新工法の調査研究 など



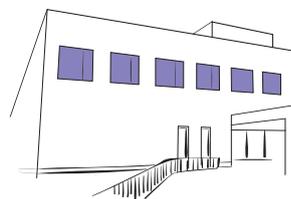
基本計画 6-4-3 下水の安定処理

取組方針

- 効果効率的な污水处理施設の整備を推進します。
- 新技術や民間活力、交付金などを活用しながら、下水道関係施設の整備や更新費用を適正化し、計画的に維持管理を行います。
- 地震や豪雨等の自然災害に対応できる下水道施設整備を推進します。

取組内容

- 公共下水道全体計画及び事業計画区域の検討
- 下水道事業経営戦略の進捗管理及び下水道施設のストックマネジメント計画に基づく改築更新の推進
- 下水処理場、雨水ポンプ場等下水道施設の耐震及び更新工事の実施 など



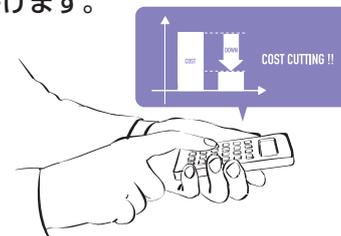
基本計画 6-4-4 上下水道事業の経営基盤の強化

取組方針

- コスト削減、事業の効率化、未収金縮減に取り組みます。
- 公共下水道整備後の汚水柵への接続工事を促進するよう働きかけます。
- 省電力型機器類の導入により電力使用量削減を促進します。
- 地域新電力による有利性等について検証を行います。

取組内容

- 上水道施設のダウンサイジング[※]及び広域連携の検討
- 必要な上下水道施設整備と適正な料金体系の検討と導入
- 経営戦略の随時見直し及び未収金縮減対策の強化
- 公共下水道接続工事に係る情報提供や水洗便所への改造資金の融資斡旋制度の実施
- 上水道高効率ポンプへの更新、深夜電力の利用割合向上の検討
- 電気事業参入（シュタットベルゲ）などの可能性等についての調査研究 など



関係計画

- 新居浜市水道事業経営変更認可（平成22年度）
- 新居浜市水安全計画（平成24年度）
- 新居浜市工業用水道事業更新・耐震化計画（経営戦略）（令和元年度）
- 新居浜市公共下水道事業全体計画（平成28年度）
- 新居浜市公共下水道事業計画（平成29年度）
- 新居浜市公共下水道ストックマネジメント計画（令和3年度策定予定）
- 新居浜市新水道ビジョン（令和2年度）
- 新居浜市水道事業経営戦略（平成30年度）
- 新居浜市公共下水道事業経営戦略（令和2年度）
- 新居浜市下水道総合地震対策計画（第2期）（令和2年度）



水道週間・応急給水訓練



天神の木水源池（川西給水区）

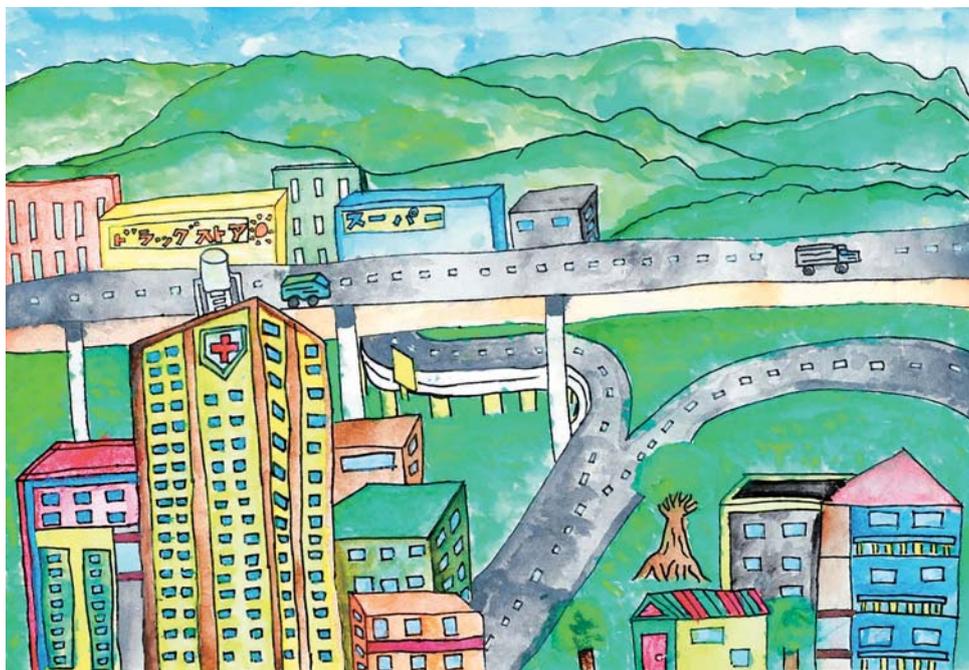


滝の宮送水場（送水ポンプ）



清住送水場浄水処理施設（除鉄・除マンガン施設）

未来の新居浜市 入選作品



増える建物と残る緑
多喜浜小学校6年 今井 秀人

未来の新居浜市 入選作品



新居浜市の明日
中萩小学校6年 宇都宮 唯奈

まちづくりの目標

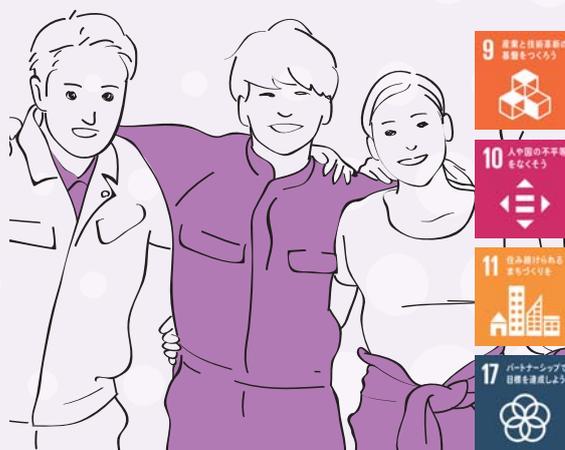


行財政運営
持続可能な
まちづくりの推進

施策・基本計画

1 人口減少対策とシティブランド戦略の推進

- 1 移住・定住の促進
- 2 出会い・結婚支援の推進
- 3 シティブランドの形成



2 開かれた市政の推進

- 1 コミュニケーション型
広報の推進
- 2 情報提供メディアの
複合的な利活用
- 3 対話型広聴の推進
- 4 透明性の高い行政運営の推進





3 効果・効率的な自治体経営の推進

- 1 質の高い行政運営
- 2 組織の効率化と職員の育成
- 3 健全財政の維持
- 4 アセットマネジメントの推進
- 5 広域行政の推進



4 ICT(情報通信技術)の 利活用と市民サービスの 向上

- 1 行政機能の向上
- 2 情報セキュリティ対策の推進



5 過疎地域及び 離島地域の振興

- 1 新居浜市過疎地域持続的
発展計画(仮称)の推進
- 2 新居大島地域振興計画の推進





施策7-1 人口減少対策とシティブランド戦略の推進

現況と課題

① 人口の社会減少を抑制し地域の活性化を図るため、新居浜市総合戦略に基づき、お試し移住、移住フェアへの参加等、移住支援に継続して取り組んでいますが、移住・定住に対応する窓口のさらなる充実が必要です。

移住を検討している人に対して住居に関する情報を広く提供する必要があることから、現在運用中の空き家バンク※システムの充実と積極的な利活用を図る必要があります。

新卒者や市外居住者のUターン就職を支援するため、奨学金助成制度の活用を推進していく必要があります。

② 本市では、昭和55年をピークに人口減少が続いていることから、少子化の一因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚することを希望する人が結婚しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

③ 新居浜市の魅力・認知度を向上させていくために、シティプロモーションの推進が求められていることから、平成29年度から開始したシティブランド戦略を推進し、「新しい」をチカラにするまちとして、「Hello! NEW」を合言葉にブランド力を高めていく必要があります。

また、新居浜市とのつながりを持つ「関係人口」の創出に努めるとともに、「交流人口」、「定住人口」を拡大する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
移住者数	33人 (令和元年度)	250人 (令和12年度)
イベント等をきっかけとした婚姻数	14組 (令和元年度)	20組 (令和12年度)
地域ブランド調査における本市の魅力度ランキング	483位/1000位 (令和元年度)	100位/1000位 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 7-1-1 移住・定住の促進

取組方針

- 移住相談・支援体制の充実を図ります。
- 移住希望者の住居の確保等を通して、本市への移住促進を図ります。
- U I J ターン[※]を促進し若者の定住を促進します。

取組内容

- 移住相談・支援体制の充実
- お試し移住（滞在）の推進
- 空き家バンク制度の運用
- 奨学金返済支援事業の実施
- 働く場所（テレワーク環境）の整備
- 移住支援住宅の充実
- 移住・定住ポータルサイト「新居浜 L i f e」等を通じた本市の魅力発信 など



基本計画 7-1-2 出会い・結婚支援の推進

取組方針

- 結婚を望む未婚の男女へ出会いの機会を提供することにより結婚を支援します。

取組内容

- 独身男女の出会いの場の創出
- 縁結びサポートセンターの充実
- 結婚サポーターによる支援 など



基本計画 7-1-3 シティブランドの形成

取組方針

- 各種メディアの利点を活かしたシティプロモーションを行います。
- 本市への移住・定住を促進するため関係人口の創出に努めます。
- 質の高いアウトブランディング[※]の推進を図ります。
- 若年層を中心に新居浜市への愛着と誇りを感じる取組を進めます。

取組内容

- 新居浜みらい会議の開催
- フリーペーパー・タブロイド紙の発行
- 定期便による市の情報の発信
- 各種アドバイザーの活用 など



移住フェアの様子



ニイハマ写真部まち歩き撮影会風景

関係計画

- 第3次新居浜市男女共同参画計画（令和2年度）
- 新居浜市シティブランド戦略（平成28年度）
- 新居浜市人口ビジョン（平成27年度）
- 新居浜市総合戦略（平成27年度・令和元年度）



施策7-2 開かれた市政の推進

現況と課題

- ① 市政だよりについては、市民満足度アンケートにおいて7割近くの市民が読みやすいと回答していますが、更なる満足度を高める取組が求められます。より多くの人に関心をもって読んでもらえる紙面づくりに努めるほか、市民が親しみやすく、分かりやすい情報提供を継続していく必要があります。本市ゆかりの方により組織されている「にいほま倶楽部」については、会員数の拡大、ネットワーク強化等活動を充実させていく必要があります。
- ② SNS等情報提供メディアの普及に伴い、各種メディアの複合的な利活用が求められているため、それぞれのメディアの特性に合わせたより効果的な情報発信を行う必要があります。
- ③ 幅広い市民の声を市政に反映させるために対話型広聴の推進・拡充が求められています。住民参加型の集会として定着している「市政懇談会」については、参加者の固定化がみられることから、より参加しやすく、対話が図れるような手法について検討していく必要があります。
- ④ 幅広い市民の積極的な市政参加を促すことにより、市民参加による公正で開かれた市政を推進する必要があります。政策形成過程における透明性を向上させ、市政全般に関する市民の理解と信頼を深めるため、市が保有する情報についての積極的な公開が求められています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
ホームページへのアクセス件数	5,231,000件 (令和元年度)	5,500,000件 (令和12年度)
移住定住ポータルサイト「新居浜 Life」訪問数(月平均)	4,817件/月 (令和元年度)	10,000件/月 (令和12年度)
メールマガジンやLINE、YouTubeなどのSNSの登録者数	11,698人 (令和元年度)	20,000人 (令和12年度)
広聴活動に関する満足度	— (令和元年度)	70% (令和12年度)
パブリックコメント*などへの市民意見(件数/回)	4.5件 (令和元年度)	10件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

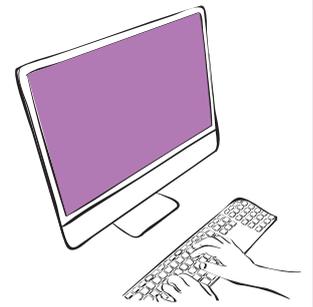
基本計画7-2-1 コミュニケーション型広報の推進

取組方針

- 親しみやすい市政だよりの紙面づくりに努めます。
- 見やすいホームページづくりに取り組みます。
- にはま倶楽部活動の充実を図ります。

取組内容

- 市政だよりの紙面の刷新
- 電子媒体向け市政だよりの作成
- 翻訳版の作成
- 社会情勢に応じたホームページの刷新
- にはま倶楽部交流会の開催
- 定期便による市の情報の発信 など



基本計画7-2-2 情報提供メディアの複合的な利活用

取組方針

- 情報発信の充実を図ります。
- 多様なメディアを活用した情報提供の充実を図ります。
- 各種メディアの特性に合わせたより効果的な情報発信を行います。

取組内容

- SNS 利活用ガイドラインの作成
- SNS 担当者の設置
- SNS による情報発信のための情報収集 など



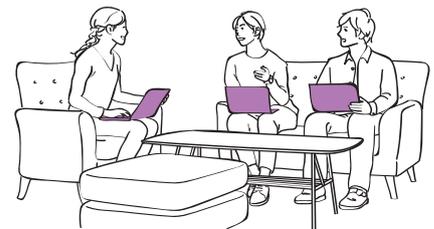
基本計画7-2-3 対話型広聴の推進

取組方針

- 市政懇談会の手法を見直し、幅広い市民に参加を促す広聴制度の検討を行います。
- 対話型広聴機能の充実を図ります。

取組内容

- 市政懇談会の手法の変更
- 市長への手紙・メールの啓発
- 市政モニター活動の充実 など



親しみやすい市政だよりの登録市民モデル



LINE を活用した情報発信

基本計画7-2-4 透明性の高い行政運営の推進



取組方針

- パブリックコメントの充実を図ります。
- 審議会等の傍聴について周知と啓発を推進します。
- 市民に対し情報公開制度について認識していただくとともに、職員に対して同制度の理解及び適正な運用を促し、制度の推進を図ります。

取組内容

- わかりやすい会議資料作り・公表
- H P 等を活用した会議の開催告知
- 公文書公開請求件数等の市政だよりへの掲載
- 情報公開手続の円滑化・広報
- 市政だより、ホームページ等へのパブリックコメントの掲載 など

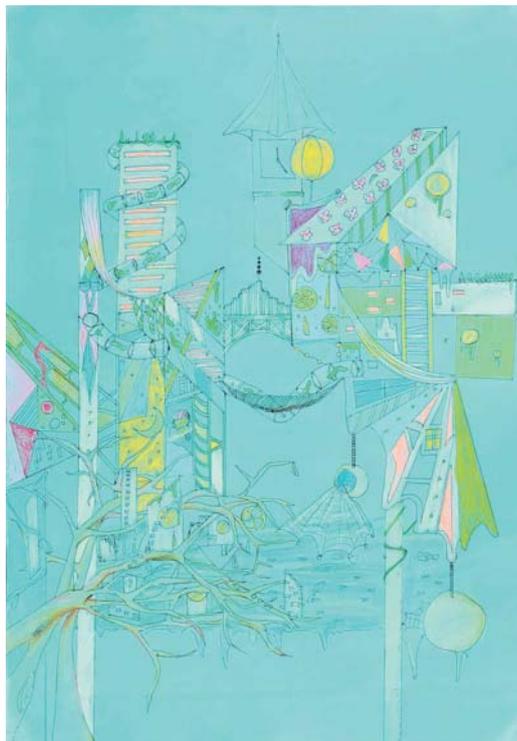
関係計画

新居浜市シティブランド戦略（平成28年度）



市政懇談会の様子

未来の新居浜市 入選作品



未来の新居浜市
角野中学校3年 伊藤 珠那

未来の新居浜市 入選作品



未来の新居浜市
西中学校2年 石船 佐奈美



施策7-3 効果・効率的な自治体経営の推進

現況と課題

- 人口減少に伴い財政状況が厳しくなることが予想される中、**行政改革や行政評価による効率的な事業の実施**が一層重要となってきます。今後、職員の意識やスキルの向上に努めるとともに、先進事例等の調査研究を進め、**行政改革を推進していく**必要があります。

IoTやAI、ビッグデータを利活用し、本市域の抱える諸課題に対応しながら、人々の暮らしを豊かにするために、**スマートシティの実現に向けた取組を行う**必要があります。

行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められています。
- 複雑多様化する行政ニーズに対応するため、また組織の効率化と職員の資質・能力の向上を図るため、**人事評価、人材育成、職員研修等の充実を図る**必要があります。

また、適正な定員管理及び人材の確保のため、**意欲のある多様な新規採用職員の確保が求められる一方で、健全な財政運営のために人件費を抑制していく**必要があります。
- 今後人口減少に伴う市税の減少が避けられないことから、引き続き市税等の収入率の向上と行政運営の効率化に取り組み、地方公会計等を活用して、**市財政の課題の分析と解決を図る**必要があります。また、**資産と債務の状況を分析し、健全な財政運営に努める**必要があります。

ふるさと納税については市における財源確保及び自治体の認知度向上に資する制度であることから、財源確保の一助となるよう**より多くの人に寄付をしてもらうための取組**が必要となります。
- 今後一層厳しくなる人口減少や財政状況により公共施設等の将来的な負担の増加が見込まれる中で、PPP/PFIの取組を進めています。

公共施設の統廃合については、平成30年に「新居浜市公共施設再編計画」を策定しましたが、今後、**個別の計画策定と計画に基づいた再編、維持管理**が必要となります。
- 人口減少が進行するに伴い、自治体間連携の重要性はますます高まることから、今後継続して**都市間交流や広域行政圏による事業連携を行う**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
効果効率的な行政運営の推進に関する市民満足度	8.6% (平成30年度)	45.2% (令和12年度)
職員提案の採用件数	合計70件 (平成14年度～令和元年度)	合計120件 (平成14年度～令和12年度)
実質公債費比率*	1.5% (令和元年度)	1.5% (令和12年度)
将来負担比率*	14% (令和元年度)	14% (令和12年度)
公共施設再編計画に基づく統廃合による床面積削減率	0% (令和元年度)	3.89% (令和12年度)
広域行政の推進に関する市民満足度	9.1% (平成30年度)	45.7% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 7-3-1 質の高い行政運営

取組方針

- PDCA サイクルの確立に適した行政評価制度の設計を行います。
- 先進事例の調査研究を進め、行財政改革を推進します。
- スマートシティの実現に向けた取組の検討を行います。
- 内部統制制度の導入に向けた検討を行います。

取組内容

- 行政評価制度の適宜見直し
- 行政評価職員研修の実施
- 新居浜市行政改革大綱に基づく取組の推進
- 先進自治体からの情報収集
- データ収集プラットフォーム*の運用
- 新居浜地域スマートシティ推進協議会の運営 など



基本計画 7-3-2 組織の効率化と職員の育成

取組方針

- 人事評価制度を効果的に活用するとともに人材育成を図ります。
- 研修の充実を図ります。
- 職員提案制度の充実を図ります。
- 適正な定員管理に努めます。
- 就職先としての新居浜市の魅力を知ってもらうための取組を推進します。
- 職員が仕事と子育て等の両立を図るための取組を推進します。

取組内容

- 組織機構の見直し
- 各種研修の見直し・推進
- 職員提案制度の見直し
- 職員の確保に向けた採用活動の充実
- 定員管理ヒアリングの実施
- 人事評価システムのリニューアル
- テレワーク等の推進
- 新居浜市特定事業主行動計画に基づく取組の推進 など



基本計画 7-3-3 健全財政の維持

取組方針

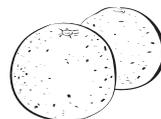
- 新規施策の採択と既存事業の廃止を効果的に行い、行政運営の効率化と歳出削減に取り組めます。
- 財政運営における課題を見出し、解決していく体制を構築します。
- 特色あるふるさと納税返礼品の開拓や企業版ふるさと納税の推進に努めます。

取組内容

- 行政評価等の査定への応用
- 施策の優先順位等の格付け
- 迅速な数値把握のためのシステム活用
- 市税等の収入率の向上
- 財務諸表の分析
- 返礼品の開拓・拡充 など



ふるさと納税



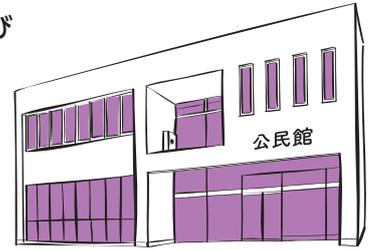
基本計画7-3-4 アセットマネジメントの推進

取組方針

- 新居浜市アセットマネジメント推進基本方針及び新居浜市公共施設再編計画に基づき、各施設の長寿命化及び総量縮減に努めます。
- 施設ごとに改修方針などについての個別計画を策定し、計画的な維持管理・再編に努めます。

取組内容

- 長寿命化のための個別施設計画の策定
- 施設類型別の個別再編計画の策定 など



基本計画7-3-5 広域行政の推進

取組方針

- 広域で連携することによるスケールメリットを活かした効果的な事業展開に向けた検討を行います。
- 都市間交流を推進します。

取組内容

- 近隣市と連携した事業の実施
- 都市間交流協定等に基づく事業の実施 など



関係計画

- 新居浜市行政改革大綱2021（令和2年度）
- 新居浜市人材育成基本方針（第2次改訂版）（令和2年度）
- 新居浜市債権管理計画（令和2年度）
- 新居浜市公共施設再編計画（平成30年度）
- 新居浜市アセットマネジメント推進基本方針（平成23年度）
- 新居浜市特定事業主行動計画（令和2年度）



ふるさと納税



新居浜市・大府市 都市間交流協定締結式



新居浜地域スマートシティ推進協議会の様子



三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定締結式

未来の新居浜市 入選作品



空にも海にも行ける未来
角野中学校3年 黒川 桜

未来の新居浜市 入選作品



発展途上
角野中学校3年 酒井 千桜



施策7-4 | ICT(情報通信技術)の利活用と市民サービスの向上

現況と課題

- ① スマートフォンやインターネットの普及により、インターネットによる各種申請手続きや住民票等の証明書交付の導入が求められているほか、WEBで必要な手続きを調べる人が増加しており、住民が知りたい情報に到達するために必要な情報を入力しておく必要があります。

令和元年度には大半の公金収納についてコンビニ収納が可能となりましたが、収納方法のさらなる多様化が求められています。今後、さらに市民サービスの向上を図るため、時代の変化に対応した窓口環境の整備などについて検討していく必要があります。

マイナンバー制度について、個人番号カードの普及と市民サービスの向上を図るため、多目的利用について検討する必要があります。

ICT(情報通信技術)は今後急激な進展が見込まれることから、常に最新の情報を収集するとともに、実現可能な技術を推進していく必要があります。

今後想定されている大規模災害及び感染症等に対応するため、市役所業務の継続が可能である分散業務システムの整備や、オンライン行政サービス等の導入を検討する必要があります。

選挙において、選挙人が快適に投票できるよう、投票環境向上への取組が必要です。

- ② 情報セキュリティ対策については、庁内LANから外部インターネット環境を分離し、機密性のもとより、可用性や完全性の確保にも十分配慮された攻撃に強い内部ネットワーク等の構築を図ってきましたが、今後、継続して情報漏えいの防止に努めるとともに、セキュリティ研修により職員の情報保護の意識を高め、セキュリティの確保を維持していく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
行政サービスに関する市民満足度	20.4% (平成30年度)	50.6% (令和12年度)
情報漏えい事故件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 7-4-1 行政機能の向上

取組方針

- AIチャットボット※技術を活用した住民向けの窓口応答システムの本格導入を図ります。
- 収納方法の多様化及び収納事務の効率化を図ります。
- 新居浜市独自のポイント制度と個人番号カードの構築・連携について検討を行います。
- ICT（情報通信技術）に係る最新の情報収集に努め、行政業務システム等について適宜見直しを行います。
- 投票環境向上に向け様々な取組を検討します。

取組内容

- 先進地の事例調査・研究
- ICTを活用した住民向けサービスの検討
- 在宅投票制度のPRの推進 ● クレジット収納導入の検討
- キャッシュレス対応窓口の増設
- 愛媛県デジタル総合戦略に基づく協働事業の推進 など



基本計画 7-4-2 情報セキュリティ対策の推進

取組方針

- コンピュータウイルス等の情報収集に努め、有効な対応策を検討してシステムの導入及び安定運用を図ります。
- 情報漏洩を防ぐために情報セキュリティ研修を実施し、職員の情報保護の意識を高めます。

取組内容

- 最新の防御システムの維持
- セキュリティ研修の継続実施 など



Society 5.0のしくみ

出典：内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)



施策7-5 過疎地域及び離島地域の振興

現況と課題

- ① 平成15年に合併した別子山地区は、四季折々の景観に恵まれた豊かな自然環境と別子銅山産業遺産群などの地域資源を活かし、地域内外との交流を促進するとともに、**安全安心な生活の確保に重点を置き、活力にあふれ、いきいきと輝く地域づくりに取り組んでいく**必要があります。

しかしながら、別子山地区の人口は令和2年3月末時点で145人まで減少し、高齢化（65歳以上）率は55%となっており、過疎化や高齢化に歯止めはかかっていません。大幅な人口増加は望めませんが、道路の整備が進んだことにより、別子山地区への移動時間が短縮されたこと、都市住民の自然への指向性、価値観が高まる中で別子山の豊かな自然と美しい景観、素朴な人とのふれあいを求める観光客が増加しており、市域全体で連携を持ちながら、別子山地区の特色を活かし、**「新居浜市過疎地域持続的発展計画（仮称）」及び「山村振興計画」に基づく施策により活性化を図る**必要があります。

- ② 大島を含め、日本でも数か所でしか栽培できない七福芋（白いも）は、新居浜市の特産品、地域資源として認知度が向上しており、市内の製菓店等においても七福芋を使用した加工品が多く販売されています。

また、「とうどおくり（市指定無形民俗文化財）」など、**大島固有の伝統文化や、離島ならではの自然環境、歴史文化遺構は本市の貴重な地域資源であるため、今後、策定予定の「新居浜市文化財保存活用地域計画」等において、保全方策を検討する**必要があります。

一方、大島の人口は令和2年3月末時点で177人まで減少し、高齢化率は63%となっており、農業や漁業など地域の経済活動を担う人材の減少・高齢化が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、大島の振興を目的に策定した**「新居大島地域振興計画」（平成25年度～令和4年度）及び、「離島の振興を促進するための新居浜市における産業の振興に関する計画」（平成30年）等に基づき、大島島民のみならず、民間企業や市民団体と連携した実効性のある取組を進める**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
地域おこし協力隊制度等を通じたのべ移住者数	3人 (令和元年度)	13人 (令和12年度)
民間企業や市民団体と連携した大島関連イベントへの参加者数	315人 (令和元年度)	630人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画7-5-1 新居浜市過疎地域持続的発展計画(仮称)の推進

取組方針

- 新居浜市過疎地域持続的発展計画(仮称)を着実に推進します。
- 「山村振興計画」に基づく取組を推進します。
- 地域おこし協力隊制度等を活用し、地域振興を支援します。

取組内容

- 「新居浜市過疎地域持続的発展計画(仮称)」に登載した各種事業の推進
- 地域おこし協力隊制度の活用
- 別子山ブランドの育成・拡充 ● 住民参加型組織との連携
- 別子観光センター跡地の利活用 など



基本計画7-5-2 新居大島地域振興計画の推進

取組方針

- 「新居大島地域振興計画」、「離島の振興を促進するための新居浜市における産業の振興に関する計画」等に基づく取組を推進します。
- 地域おこし協力隊制度等を活用し、農業振興を支援します。

取組内容

- 地域交流センターの有効活用・地域おこし協力隊制度の活用
- 愛媛県離島フェアへの出展
- 大島白いも(七福芋)ブランドの育成・拡充(再掲)
- 周遊道路の整備促進 など



計画の推進

行財政運営



森公園ゆらぎの森



大島のとうどおくり(無形民俗文化財・市指定)

関係計画

- 新居浜市過疎地域持続的発展計画(仮称)(令和3年度策定予定)
- 新居浜市山村振興計画(平成28年度)
- 新居大島地域振興計画(平成25年度)
- 離島の振興を促進するための新居浜市における産業の振興に関する計画(平成29年度)

巻末資料

- » 成果指標一覧
- » 用語の解説
- » 新居浜市長期総合計画審議会条例
- » 新居浜市長期総合計画審議会委員名簿
- » 第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問・答申）
- » 新居浜市政策懇談会設置要綱
- » 新居浜市政策懇談会委員名簿
- » 新居浜市政策懇談会ワーキンググループ名簿
- » 新居浜市長期総合計画に関する規程
- » 第六次新居浜市長期総合計画策定経過

新居浜市長期総合計画審議会



施策	成果指標名	現況値	目標値
まちづくりの目標1【子育て・教育】 未来を創り出す子どもが育つまちづくり			
施策1-1 子ども・子育て支援の充実	3歳児健康診査におけるむし歯がない幼児の割合	86.3% (令和元年度)	90.0% (令和12年度)
	待機児童数（3月1日現在）	4人 (令和元年度)	0人 (令和12年度)
	地域子育て拠点施設利用者の満足度	— (令和元年度)	95.0% (令和12年度)
	児童虐待重大事案発生件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和12年度)
施策1-2 家庭、地域の教育力の向上	講座参加者の満足度	— (令和元年度)	90% (令和12年度)
	地域学校協働活動ボランティア参加者数	38,500人 (令和元年度)	46,200人 (令和12年度)
	コミュニティ・スクール（CS）発信のイベント数	79回 (令和元年度)	100回 (令和12年度)
施策1-3 学校教育の充実	全国学力・学習状況調査の全国平均点以上の学校の割合	51% (令和元年度)	80% (令和12年度)
	不登校児童・生徒数割合	2.0% (令和元年度)	1.1% (令和12年度)
	学校情報化優良校の認定	1校 (令和元年度)	28校 (令和12年度)
施策1-4 特別支援教育の充実	相談率 (総合相談人数／2～14歳の男女人口（市内）)	5% (令和元年度)	7% (令和12年度)
	特別支援教育研修の評価度（満足度）	— (令和元年度)	90% (令和12年度)
	特別支援学級における個別の教育支援計画「サポートファイルにっこ♡にこ」の活用率	92% (令和元年度)	100% (令和12年度)

施 策	成果指標名	現況値	目標値
まちづくりの目標2【健康・福祉】 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり			
施策2-1 健康づくりと医療体制の充実	健康寿命	男性78.6歳 女性83.2歳 (平成30年度)	男性79.6歳 女性84.2歳 (令和12年度)
	がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）の 精密検査受診率	84.5% (平成30年度)	90.0% (令和12年度)
	新居浜市医師確保奨学金貸付制度奨学生の数	1人 (令和元年度)	合計10人 (令和3年度～ 令和12年度)
施策2-2 地域福祉の充実	民生児童委員活動件数	6,704件 (令和元年度)	7,300件 (令和12年度)
	ボランティア団体登録数	223団体 (令和元年度)	233団体 (令和12年度)
	生活困窮者支援成果率	92% (令和元年度)	100% (令和12年度)
施策2-3 障がい者福祉の充実	障がい理解促進研修・啓発事業の参加者数	1,647人 (令和元年度)	1,800人 (令和12年度)
	障がい福祉サービス利用者数	1,110人 (令和元年度)	1,300人 (令和12年度)
	相談支援事業利用件数	7,701件 (令和元年度)	8,500件 (令和12年度)
施策2-4 高齢者福祉の充実	要支援・要介護認定者数のうち、 在宅生活者数	6,599人 (令和元年度)	7,200人 (令和12年度)
	健康長寿地域拠点参加者数	1,924人 (令和元年度)	2,250人 (令和12年度)
	認知症サポーター養成講座受講者数	15,774人 (平成18年度～ 令和元年度)	30,000人 (平成18年度～ 令和12年度)
施策2-5 社会保障の充実	相談案件解決率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
	高齢者全体に占める自立者割合	79% (令和元年度)	82% (令和12年度)
	特定健康診査受診率	31.3% (平成30年度)	45% (令和12年度)

施策	成果指標名	現況値	目標値
まちづくりの目標3【経済・雇用】 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり			
施策3-1 工業の振興	新居浜ものづくりマイスター認定者数	16人 (令和元年度)	36人 (令和12年度)
	展示会・商談会出展支援件数	17件 (令和元年度)	20件 (令和12年度)
	生産性向上機器導入事業交付件数	17件 (令和元年度)	27件 (令和12年度)
	企業立地奨励金の対象となる企業の立地件数	8件 (平成23年度～ 令和元年度平均)	10件 (令和12年度)
施策3-2 商業の振興	空き店舗活用事業交付件数	2件 (令和元年度)	合計30件 (令和3年度～ 令和12年度)
	創業支援補助金交付件数	15件 (令和元年度)	合計100件 (令和3年度～ 令和12年度)
施策3-3 雇用環境の充実	雇用保険被保険者数	38,440人 (令和元年度)	42,200人 (令和12年度)
	働き方改革認定制度における認定件数	0件 (令和元年度)	合計150件 (令和3年度～ 令和12年度)
施策3-4 観光・物産の振興	入込観光客数	2,635,659人 (令和元年)	3,110,000人 (令和12年)
	観光消費額	44億469万円 (令和元年)	62億2,000万円 (令和12年)
施策3-5 農業の振興	地産地消協力店数	12店舗 (令和元年度)	17店舗 (令和12年度)
	耕作放棄地等の面積	71.9ha (令和元年度)	70.9ha (令和12年度)
	認定農業者数	30経営体 (令和元年度)	35経営体 (令和12年度)
	要改修ため池の整備率	0% (令和元年度)	59% (令和12年度)
	大島地区における七福芋（白いも）作付面積	1.0ha (平成30年度)	3.0ha (令和12年度)

施 策	成果指標名	現況値	目標値
施策3-6 林業の振興	間伐面積	87ha (平成30年度)	122ha (令和12年度)
	林道延長 (累計)	76,922m (平成30年度)	78,222m (令和12年度)
	森林組合直販流通量	2,525m ³ (平成30年度)	2,818m ³ (令和12年度)
	新規林業従事者	合計13人 (平成23年度～ 令和元年度)	合計15人 (令和3年度～ 令和12年度)
施策3-7 水産業の振興	漁獲量	323t (平成30年度)	388t (令和12年度)
	新たな漁業担い手の人数	合計6人 (平成23年度～ 令和元年度)	合計7人 (令和3年度～ 令和12年度)
	漁獲高	2億6,500万円 (平成30年度)	2億9,200万円 (令和12年度)

施策	成果指標名	現況値	目標値
まちづくりの目標4【都市基盤・防災・防犯・消防】安全・安心・快適を実感できるまちづくり			
施策4-1 快適で魅力・活力あふれる 都市空間の創出	人口に関する居住誘導区域内人口の割合	40.4% (令和元年度)	44.3% (令和12年度)
	駅周辺のにぎわいに関する市民満足度	16.9% (平成30年度)	36.2% (令和12年度)
	公園利用者数（滝の宮公園）	18.6万人 (令和元年度)	22.6万人 (令和12年度)
	都市景観に配慮したまちづくりに関する市民満足度	12.7% (平成30年度)	38.7% (令和12年度)
施策4-2 道路の整備	都市計画道路整備率	57.7% (令和元年度)	64.6% (令和12年度)
	橋梁補修数	13橋 (令和元年度)	87橋 (令和12年度)
	交通事故発生件数	271件 (令和元年度)	220件 (令和12年度)
施策4-3 安心な住宅の整備	公営住宅管理戸数	1,800戸 (令和元年度)	1,279戸 (令和12年度)
	民間木造住宅耐震改修戸数	14戸 (令和元年度)	合計250戸 (令和3年度～ 令和12年度)
施策4-4 港湾の整備	公共岸壁の整備率	91.7% (令和元年度)	100% (令和12年度)
	港湾施設の橋梁の耐震化率	0% (令和元年度)	100% (令和12年度)
	みなとオアシスマリンパーク新居浜年間利用者数	11.8万人 (令和元年度)	13万人 (令和12年度)
施策4-5 防災・減災対策の推進	災害時応援協定締結数	95件 (令和元年度)	115件 (令和12年度)
	防災士資格取得者（うち、女性の数）	579人（121人） (令和元年度)	1,579人（395人） (令和12年度)
	雨水ポンプ場施設劣化抑制率	0% (令和元年度)	17.8% (令和12年度)

施 策	成果指標名	現況値	目標値
施策4-6 生活安全対策の推進	交通事故発生件数	271件 (令和元年度)	220件 (令和12年度)
	犯罪発生件数	573件 (令和元年度)	450件 (令和12年度)
	消費生活相談における助言・あっせんによる 解決率	78.3% (令和元年度)	80.0% (令和12年度)
	商品量目立入検査・不適正（不足）率	4.5% (令和元年度)	2.2% (令和12年度)
施策4-7 消防体制の充実	消防職員充足率 (消防職員定数に関する職員の充足率)	81.7% (令和元年度)	100% (令和12年度)
	出火率 (人口1万人当たりの年間火災発生件数)	2.44件 (令和元年度)	2.00件 (令和12年度)
	実働救命士充足率（救急車6台の安定運用に 必要な実働救命士の充足率）	63.9% (令和元年度)	100% (令和12年度)
	消防団員の充足率（消防団員定数に関する 団員の充足率）	90.8% (令和元年度)	100% (令和12年度)
施策4-8 運輸交通体系の整備	公共交通（バス・デマンドタクシー）の 利用者数	39万人 (平成30年度)	42万人 (令和12年度)
	渡海船事業収支率	8.7% (平成30年度)	6.0% (令和12年度)
	新居浜駅乗降人員数	142万人 (令和元年度)	150万人 (令和12年度)

施策	成果指標名	現況値	目標値
まちづくりの目標5【人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ】 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり			
施策5-1 学習活動の充実	公民館等における講座参加者の満足度	－ (令和元年度)	90% (令和12年度)
	公民館等の施設利用者の満足度	－ (令和元年度)	80% (令和12年度)
	図書館来館者数	223,616人 (令和元年度)	235,000人 (令和12年度)
施策5-2 文化芸術の振興と 歴史文化の継承	文化芸術施設利用者数	345,945人 (令和元年度)	415,000人 (令和12年度)
	文化財指定登録件数	100件 (令和元年度)	110件 (令和12年度)
施策5-3 スポーツの振興と 競技力の向上	成人の週1回以上の運動実施率	47.1% (令和元年度)	65% (令和12年度)
	全国大会出場大会数	144件 (令和元年度)	160件 (令和12年度)
	全国規模の大会やプロスポーツの開催回数	4回 (令和元年度)	5回 (令和12年度)
施策5-4 近代化産業遺産の 保存活用・整備の充実	広瀬歴史記念館（展示館・旧広瀬邸）観覧者数	10,282人 (令和元年度)	12,000人 (令和12年度)
	別子銅山関係情報発信回数	14,214件 (令和元年度)	20,000件 (令和12年度)
	塩田文化に関する学習の参加者の理解度	－ (令和元年度)	90% (令和12年度)
施策5-5 人権の尊重	人権に関する3法の認知度（平均）	46.3% (令和元年度)	70% (令和12年度)
	校区別人権・同和教育懇談会参加者数	11,568人 (令和元年度)	12,000人 (令和12年度)
	人権相談援助件数 (関係機関への紹介、法律上の助言等)	13件 (令和元年度)	30件 (令和12年度)
施策5-6 男女共同参画社会の形成	新居浜市女性活躍等推進事業所認証数	合計12事業所 (平成27年度～ 令和元年度)	合計50事業所 (平成27年度～ 令和12年度)
	新居浜市配偶者暴力相談支援センター認知度	20.6% (令和元年度)	40% (令和12年度)

施 策	成果指標名	現況値	目標値
施策5-7 地域コミュニティの充実	コミュニティ活性化事業実施数	38事業 (令和元年度)	54事業 (令和12年度)
	地域運営組織設立数	0団体 (令和元年度)	18団体 (令和12年度)
施策5-8 多様な主体による 協働の推進	中間支援組織登録数	973団体 (令和元年度)	1,073団体 (令和12年度)
	NPO 法人設立数	40団体 (令和元年度)	60団体 (令和12年度)
施策5-9 国際化の推進	国際ボランティア登録者数	0人 (令和元年度)	200人 (令和12年度)
	外国人交流事業数	10事業 (令和元年度)	24事業 (令和12年度)
	国際交流協会会員数	117人 (令和元年度)	305人 (令和12年度)

施 策	成果指標名	現況値	目標値
まちづくりの目標6【地球環境・生活環境・上下水道】 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり			
施策6-1 地球環境の保全と継承	市域の温室効果ガス排出量	637,000 t - CO ₂ (平成29年度)	481,000 t - CO ₂ (令和12年度)
	環境活動参加人数	1,949人 (令和元年度)	2,500人 (令和12年度)
施策6-2 生活環境の保全と調和	下水道を除く合併処理浄化槽設置率	40% (令和元年度)	75% (令和12年度)
	合葬式納骨施設使用許可数	合計1,244体 (平成22年度～ 令和元年度)	合計2,700体 (平成22年度～ 令和12年度)
施策6-3 循環型社会の実現	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	640g (令和元年度)	540g (令和12年度)
	不適正排出対応件数	1,203件 (令和元年度)	1,000件 (令和12年度)
	一般廃棄物処理施設の共同化・広域化・ 集約化実施件数	0件 (令和元年度)	2件 (令和12年度)
施策6-4 上下水道事業の推進	上水道施設耐震化率 (①配水池・②基幹管路)	①54.0% ②34.6% (令和元年度)	①80%以上 ②53.4% (令和12年度)
	工業用水道基幹管路耐震化率	48.8% (令和元年度)	61.3% (令和12年度)
	下水道管路施設の健全率	97.58% (令和2年度)	100% (令和12年度)
	上水道経常収支比率	117.6% (令和元年度)	100%以上 (令和12年度)

施策	成果指標名	現況値	目標値
計画の推進【行財政運営】 持続可能なまちづくりの推進			
施策7-1 人口減少対策とシティ ブランド戦略の推進	移住者数	33人 (令和元年度)	250人 (令和12年度)
	イベント等をきっかけとした婚姻数	14組 (令和元年度)	20組 (令和12年度)
	地域ブランド調査における本市の魅力度 ランキング	483位/1000位 (令和元年度)	100位/1000位 (令和12年度)
施策7-2 開かれた市政の推進	ホームページへのアクセス件数	5,231,000件 (令和元年度)	5,500,000件 (令和12年度)
	移住定住ポータルサイト「新居浜 Life」 訪問数(月平均)	4,817件/月 (令和元年度)	10,000件/月 (令和12年度)
	メールマガジンやLINE、YouTubeなどの SNSの登録者数	11,698人 (令和元年度)	20,000人 (令和12年度)
	広聴活動に関する満足度	— (令和元年度)	70% (令和12年度)
	パブリックコメントなどへの市民意見 (件数/回)	4.5件 (令和元年度)	10件 (令和12年度)
施策7-3 効果・効率的な 自治体経営の推進	効果効率的な行政運営の推進に関する 市民満足度	8.6% (平成30年度)	45.2% (令和12年度)
	職員提案の採用件数	合計70件 (平成14年度～ 令和元年度)	合計120件 (平成14年度～ 令和12年度)
	実質公債費比率	1.5% (令和元年度)	1.5% (令和12年度)
	将来負担比率	14% (令和元年度)	14% (令和12年度)
	公共施設再編計画に基づく統廃合による床面 積削減率	0% (令和元年度)	3.89% (令和12年度)
	広域行政の推進に関する市民満足度	9.1% (平成30年度)	45.7% (令和12年度)
施策7-4 ICT(情報通信技術)の 利活用と市民サービスの 向上	行政サービスに関する市民満足度	20.4% (平成30年度)	50.6% (令和12年度)
	情報漏えい事故件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和12年度)
施策7-5 過疎地域及び 離島地域の振興	地域おこし協力隊制度等を通じたのべ移住者数	3人 (令和元年度)	13人 (令和12年度)
	民間企業や市民団体と連携した大島関連イ ベントへの参加者数	315人 (令和元年度)	630人 (令和12年度)

用 語	解 説
あ行	<p>アウトリーチ活動</p> <p>アウトリーチとは英語で「手を伸ばす」という意味。施設等に来ることができない地域住民、来る機会が少ない地域住民に、行政や支援機関等が積極的に働きかけて、情報や支援を届ける活動のこと。</p>
	<p>アウトター ブランディング</p> <p>ブランドとは、その名前から人々が思い浮かべる全体的な評価のこと。ブランディングとは、ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること、またはブランド構成要素を強化し、活性化・維持管理することで、その価値を高めること。アウトターブランディングとは組織の「外側」の人々に対して行うブランディングのこと。</p>
	<p>あかがね</p> <p>銅のこと。なお、「あかがねのまち」は本市の将来都市像の一部であり、本市の発展の礎となった別子銅山にちなんで名づけている。</p>
	<p>あかがね基金</p> <p>別子銅山の産業遺産を守るために平成20年度に開設した参加型ファンド</p>
	<p>空き家バンク</p> <p>空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利・活用したい方に紹介する制度</p>
	<p>アクセス</p> <p>交通手段、交通の便のこと。</p>
	<p>アセット マネジメント</p> <p>建物などに係る費用を、建設から維持管理、廃棄までトータルで考えること(ライフサイクルコスト)を考慮し、効率的に公共施設等の資産を維持・管理すること。</p>
	<p>新たな生活様式 (新しい生活様式)</p> <p>新型コロナウイルス感染者の数が限定的となった地域で、再び感染が拡大しないようにするため、国の専門家会議から提言のあった望ましいとされる生活様式及びその具体的な実践例のこと。</p>
	<p>インクルーシブ教育</p> <p>子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいのある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶことを推進する仕組みのこと。</p>
	<p>インセンティブ</p> <p>人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激のこと。</p>
	<p>インターンシップ</p> <p>学生が興味のある企業や組織で実際に一定期間働き、職業体験を行うこと。</p>
	<p>一般世帯</p> <p>国勢調査では、世帯を「一般世帯（一人世帯、会社等の独身寮の入所者を含む。）」と「施設等の世帯」に区分しており、一般世帯とは、次のものをいう。</p> <p>①一般の家庭のように、住居と生計を共にしている人の集まり。なお、夫婦で住み込んでいる場合や独身寮・社会施設の管理員夫婦などの場合も「一般世帯」となる。</p> <p>②一人で住んでいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人で一戸建やアパートに住んでいる人 ・会社や官公庁などの独身寮に住んでいる単身者 ・一般の家庭や下宿屋などに間借り又は下宿している単身者
	<p>入込観光客</p> <p>市内に訪れた観光客のこと。</p>
<p>インフラ</p> <p>インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物(ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、及び学校・病院・公園などの公共の福祉にかかわる施設)</p>	
<p>インバウンド</p> <p>一般的には、「外国人が日本を訪れる旅行」のこと。</p>	

用 語	解 説	
	延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、時間を延長して行う保育
	塩田文化バンク講座	多喜浜塩田の歴史や文化を伝承するために、多喜浜公民館が実施している塩田讃歌踊りやソルティちゃん音頭の指導等の講座
	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガス
か行	介護サービス相談員	市から委嘱を受け、介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役となって、サービス改善などを図る者
	介護保険制度	介護を要する状態になっても、自立した日常生活を営めるよう、必要な介護サービスを総合的に提供できる仕組みとして、平成12年（2000年）4月に40歳以上を被保険者としてスタートした社会保障制度
	介護予防	高齢者が介護を要する状態にならないようにすること。また、すでに介護を受けている場合には、介護の状態を悪化させずに、できる限り元気でいきいきとした生活が送れるようにすること。
	海洋プラスチックごみ	ポイ捨てされたり、適正に処分されずに風や雨などによって海に流れ込んだプラスチックごみ
	外来生物	もともとその地域に生息していなかったが、人為的に、他の地域から持ち込まれ、野外に放されたり、逃げ出したりして野生化した動植物のこと。
	核家族	社会における家族の形態の一つ。「夫婦のみ」、「夫婦と未婚の子ども」、「父親または母親とその未婚の子ども」の世帯を示す。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。
	川上から川下まで	広く経済活動における「原料・製品・販売」の過程を川の流に例えたもので、ここでは林業における山林所有者（資源）から製材工場（製品）までの一連の工程を示す。
	環境マネジメントシステム	環境保全に関する目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための手法
	観光消費額	観光行動に伴って発生する宿泊費、交通費、飲食費、土産品購入費などの消費額の総額
	間伐	木や土壌を健全に保つため木を間引く作業
	感染症	病原体（＝病気を起こす小さな生物）が体に侵入して、症状が出る病気のこと。病原体は大きさや構造によって細菌、ウイルス、真菌、寄生虫などに分類されるが、病原体が体に侵入しても、症状が現れる場合と現れない場合があり、感染症となるかどうかは、病原体の感染力と体の抵抗力とのバランスで決まる。
関係人口	その地域に住んでいる人々のことを示す「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。	
休日保育	勤務等の都合により、子どもを保育することができない世帯を対象にした日曜・祝日における保育制度	

用 語	解 説
教育支援計画	障がいのある児童等一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から対応していくという考えのもとに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために、障がいのある児童等一人ひとりについて作成した支援計画のこと。
共助	社会保険のような制度化された相互扶助のこと。
協働	行政と民間団体、ボランティア団体、企業、地域などの複数の主体が、同じ目標を共有し、お互いの特性を生かして活動すること。
近代化産業遺産	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、近代化（工業化）に大きく貢献した産業設備・技術や建物、これらを支えた産業、交通、土木に係る構造物、運河、鉄道、港湾といったインフラの遺構などを総称したもの
行政評価	わかりやすく透明性の高い行政運営を実現し、行政経営の諸課題を解決していくための手法のひとつで、まちづくりの課題や実際の仕事の結果を振り返り、次の企画と実施に反映させ、より高次の結果を追求していく総合的なマネジメントのこと。
救急ワークステーション	病院に救急隊と救急車を配置し、救急救命士を含む救急隊員が病院実習を受けるとともに、医師による救急自動車同乗研修を受ける体制のこと。救急車と救急隊を病院に派遣させ実施する「派遣型」と病院敷地内に施設を設ける「常設型」がある。
クリーンエネルギー	エネルギーを生成する際、二酸化炭素や硫黄酸化物、窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。
グローバル化	政治、経済、文化などの様々な分野で、国や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
景観計画	良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為制限に関する事項などを定める計画
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支給される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合
警防体制	災害が起きたとき現場にかけつけ消火、救助などの活動をするための備えのこと。
健康寿命	健康上のトラブルによって、日常生活が制限されずに暮らせる期間のこと。日常的に介護などを必要とすることなく、自立した生活を送っている年数のことを表している。
減災	災害が発生したときに、その被害を最小限に食い止めるための取組のこと。また、あらかじめ災害は発生するものであると想定して、被害を拡大させないための具体的な行動や取組のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

用 語	解 説
権利擁護	権利侵害からの保護・救済、権利行使の保障などを行うこと。
公助	自分や地域で解決できない課題に対しては、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題を解決すること。例えば、災害時における市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供などの公的支援のこと。
公共施設愛護事業	登録した市民が自発的に身近な道路、河川、公園その他の公共施設の一定範囲を持続的に清掃・除草する事業
交通弱者	自動車中心社会において、移動を制約される人のこと。
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流によりその地を訪れた人口
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を表す。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地
交通結節点	徒歩、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所
コーディネート	いろいろな要素を統合したり調整したりして、1つにまとめ上げること。
コミュニケーション型 広報	市民モデルや公募委員などを活用した、わかりやすさや、住民のニーズを意識した広報
コミュニティ・ スクール	学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。
コミュニティ施設	地域の中で公共的な目的で用いられる施設で、住人（または市民）の交流を目的とした公民館など。
さ行 再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源により得られる化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在する資源により得られるエネルギーのこと。
三世代世帯	世帯構造の分類の一つで、世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯のこと。これは、世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）、及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯を指し、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。
ジェンダー	社会的な男の役割、女の役割を意味する言葉として用いられる。具体的には「女性はおしとやかでピンクが好き、料理や掃除がうまくて当たり前」「男なんだから力が強く、泣くなんてみっともない」などといった社会的、文化的な思い込みで作られた意識のこと。今ではジェンダーは男女の思い込みによる差別を意味する言葉として、理解されるようになっている。

用語	解説
自主防災組織	主に自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。例えば、自治会防犯部といった組織や、地域の女性防火クラブ、その他防災関連のNPOなどのこと。
自助	自分で自分の身を助けること。他人の力を借りることなく、自分の力で切り抜けること。
自然増減	出生と死亡による人口の増減のこと。出生が死亡を上まわれれば、自然増となる。死亡が出生を上まわれれば、自然減となる。
自治体クラウド	地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のこと。
実質公債費比率	地方自治体の財政健全度を示す指標のひとつ。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの ※参考 自助努力による財政健全化を目指すため、「財政健全化計画」の策定・公表などが義務付けられる「早期健全化基準」は25%以上
シティブランド戦略	市内・外における新居浜市の認知度や好感度を向上させるために取り組む各種ブランディング活動全般の総合的な指針をまとめた戦略のこと。平成28年度に「新居浜市シティブランド戦略」を策定した。
シティプロモーション	地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。 地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取組のこと。
児童発達支援	児童福祉法に基づく障がい児通所支援の1つであり、主に未就学の障がいのある子どもを対象に発達支援を提供する。障がいのある子どもへの支援を目的とし、日常生活の自立支援や機能訓練、保育園や幼稚園のような遊びや学びの場の提供等を行う。
将来負担比率	地方自治体の財政健全度を示す指標のひとつ。地方自治体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの ※参考 自助努力による財政健全化を目指すため、「財政健全化計画」の策定・公表などが義務付けられる「将来負担比率」は350%以上
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行う人のこと。
スプロール化	市街地が無秩序に郊外に拡大し、虫食い状に無秩序な市街地を形成すること。
スポンジ化	都市の内部で空き家や空き地がランダムに発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように、都市の密度が低下すること。

用語	解説
スマートシティ	IoT (Internet of Things :モノのインターネット)の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のこと。
社会増減	転入と転出による人口の増減のこと。転入が転出を上回れば、社会増となる。転出が転入を上回れば、社会減となる。
社会保障制度の逼迫	医療・介護・福祉コストなどの社会保障関係費の増加などにより歳出が増加し、制度を維持することが難しくなっていること。
種苗放流	持続的な水産資源の利用のため、魚介類の稚魚等を放流すること。
浚渫 (しゅんせつ)	航路、水路、泊地などの水底、又は河川の川底 (水中掘削分) の土砂を掘り、撤去すること。
循環型社会	廃棄物の発生抑制と循環的な利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会
少子高齢化	若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める割合がともに上昇していく、すなわち少子化と高齢化が同時に進行していくこと。
少子・超高齢社会	少子・超高齢社会の明確な定義は示されていないが、少子高齢社会がさらに一段と進んだ社会の状態の意味で使われている。
商品量目立入検査	商品を計量販売する事業所等に立ち入り、商品の内容量について適正な計量取引が実施されているか検査を行うこと。
食育	子どものところと身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に関する考え方を育て、その選択を手助けすることを目的に行うもの
情報セキュリティ	電子的な手段を利用した情報のやり取りに関する安全性や信頼性の確保のこと。
情報端末 (モバイル)	小型軽量で持ち運ぶことができる装置で、小型ノートパソコン・スマートホン・タブレット型端末などのこと。
情報通信技術 (ICT)	パソコンだけでなくスマートフォンなど、様々なコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称のこと。
情報及び情報ツールの・モバイル化・個人化	情報や情報機器を個人が自由に持ち歩くことができること。
情報リテラシー	情報 (information) と識字 (literacy) を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。
消防広域化推進計画	消防組織法に基づき、県内の市町における自主的な消防の広域化を推進するための計画で、愛媛県は平成20年に「愛媛県消防広域化推進計画」を策定している。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」による感染症のこと。2019年末頃より中国の武漢市を中心に出現し、世界中で患者数が増加している。

用語	解説
人工知能	コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもの
3R	Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった、ごみを減らすキーワード
食品ロス	食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられている食品のこと。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。（厚生労働省の定義）
生産年齢人口	労働意欲の有無に関わらず日本国内で労働に従事できる人口。日本では主に15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口のことをいう。
製造品出荷額等	製造品出荷額（出荷額及びその他収入＝冷蔵保管料、広告料など）に加工賃収入及び修理料収入額を加えたもの
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支え合って生きており、生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
セーフティネット	病気・事故や失業などで困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは体制を意味する。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域においてさまざまな困難や課題を抱える「要配慮者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。
全国近代化遺産活用連絡協議会	近代化遺産が所在する地方公共団体を中心として、近代化遺産の保存・活用とそれらを生かした地域の活性化に向けて平成9年に設立された全国組織
ソーシャル・コミュニティ（ソーシャル・ネットワークなど）	SNS上での趣味や関心事を共有するユーザーの集団を、共同体・地域社会を意味する「コミュニティ」等になぞらえた表現
ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）	自分だけでなく相手への新型コロナウイルスの感染を防ぐため、ひいては日本全体の感染拡大を防ぐため、社会的距離の確保、人的接触距離の確保として、ソーシャルディスタンスという考え方が提唱された。 しかし、ソーシャルディスタンスは、社会的な分断をイメージされてしまうため、最近ではフィジカルディスタンス（身体的距離）という言葉を用いるように推奨されている。

用 語	解 説
た行	ダウンスizing
多喜浜のまち全体が塩の博物館事業	機器等を小型化すること、規模を縮小すること。 多喜浜塩田の歴史や文化を伝承するために、多喜浜校区の住民主導で実施している塩づくり体験指導や多喜浜塩田遺跡巡り案内等の事業
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
団塊世代	戦後の第一次ベビーブーム期(1947～1949)に生まれた世代のこと。 この3年間に生まれた人口は800万人に上り、他の世代に比べ突出して人口が多くなっている。
男女共同参画社会	男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会のこと。
地域医療体制	市民一人ひとりが地域で安心してくらすため、身近な地域においてそれぞれの病状に応じた迅速で適切な医療を受けられるようにすること。
地域学校協働活動推進員(コーディネーター)	地域と学校の連携・協働を推進するため、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡・調整を行う人のこと。
地域共生社会	子どもや高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。そのため、地域住民や地域の多様な主体が「支え手」・「受け手」の関係を超えて、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる社会を目指すこと。
地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場
地域発達支援協議会	障がいや発達課題により特別な教育的支援を要する幼児、児童及び生徒に対し、発達支援が適切に行えるよう、関係機関との連携及び生涯にわたる一貫した支援のあり方を検討する協議会
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災会議が作成する総合的かつ計画的な対策を定めたもの
地球温暖化	地球を取り巻く大気中の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが増加し、地球規模で気温が上昇している現象
地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標	我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画における温室効果ガスの削減目標。計画では、2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指している。
地籍調査	土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。近年、消費者の農産物に関する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっている。

用 語	解 説
知識集約型の経済活動	頭脳労働や知識労働が事業の中心となる経済活動のこと。ハイテク分野や情報通信分野などが挙げられるが、医薬品製造業、ファッション関連サービス業、コンサルティング業や弁護士なども、専門知識を必要とする知識集約型の経済活動といえる。
地方創生	東京圏への人口の過度の集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な住みよい環境を創生することを目指し、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること。
長寿命化計画	施設の延命化、維持管理コストの低減及び施設更新時期の平準化を図るために施設の重要性や健康度などを考慮し「予防保全」と「事後保全」などメリハリのある維持管理を行うための計画
低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会
適応指導教室	不登校児童生徒等に関する指導を行うために教育委員会が、学校以外の場所などにおいて、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、学習指導などを行う組織として設置した教室（新居浜市においては「あすなる教室」として開設している。）
デジタルトランスフォーメーション(DX)	「ITの浸透が人々の生活をより良くする」という概念のこと。AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット化）の普及により、人々の消費行動や企業活動などがより快適になるという考え方
デマンドタクシー	一般のタクシーと異なり、決められた時間の中で、予約のあった便のみ運行する乗り合いタクシー
銅婚	7回目の結婚記念日のこと。
特定計量器	取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な軽量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるもの
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した健康診査。生活習慣を改善し、高血圧症や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備軍を減少させることを目的とする。40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員が対象
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要な方に対して、保健師、管理栄養士などの指導のもと生活習慣を見直すための支援を行うこと。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。
都市基盤	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

用語	解説
	<p>都市計画道路</p> <p>良好な市街地環境を整備する都市計画と一体となって整備される道路のことで、都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画決定されている道路のこと。</p>
	<p>都市計画道路整備率</p> <p>都市計画道路の総延長に関する改良済道路の総延長の割合</p>
	<p>土地改良区</p> <p>土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業などを実施するほか、それら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理などを行っている。</p>
	<p>トレンド</p> <p>傾向、潮流、風潮、流行で、社会経済変動の長期的動向などのこと。</p>
<p>な行</p>	<p>南海トラフ巨大地震</p> <p>駿河湾から日向灘にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返して発生してきた大規模地震のこと。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。</p>
<p>新居浜ものづくりマイスター制度</p>	<p>新居浜市のものづくり産業を支える素晴らしい技能や技術を持った方を「新居浜ものづくりマイスター」として認定する制度で、その社会的認知度を高めるとともに、活動等を通じて、ものづくり産業における技能・技術の継承と人材の育成を図り、地域産業の発展に寄与することを目指す。</p>
<p>ニーズ</p>	<p>人や集団が持つ欠乏感のこと。個人の場合、生理的ニーズ（空腹・渇き）、社会的ニーズ（帰属、尊敬）、個人的ニーズ（自己実現）などがあり、人間生活上必要な、ある充足状況が奪われている状態をいう。まちづくりにおいては、主に公共サービスへの市民の需要などを指す。</p>
<p>ニート</p>	<p>15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない者</p>
<p>農業産出額</p>	<p>いわば農業のGDPとも言われる。農業諸施策や地域振興計画などを策定する際に基礎となる資料。個別農産物（品目別）の生産数量にそれぞれの農家庭先販売価格（卸売価格から集出荷経費及び卸売手数料を控除した金額。）を乗じて算出したものを合計したもの</p>
<p>認知症サポーター</p>	<p>認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やそのご家族を支援する人のこと。</p>
<p>認定こども園</p>	<p>幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する施設のこと。また、地域の子育て支援も行う。「幼保連携型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」「地方裁量型認定こども園」の4タイプがある。</p>
<p>認定農業者</p>	<p>意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村等に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）をいう。</p>
<p>ノーマライゼーション</p>	<p>障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方</p>

用 語	解 説
は行	パートナーシップ 対等な立場で共通の目的のために働くための協力関係
	配水池 浄水場から一定して送り出される水を貯え、時間変動する給水量に応じて適切な配水を行うために設けられる池
	パブリックコメント 行政などが政策立案に当たり、広く住民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度
	バリアフリー バリアフリーとは、対象者である障がい者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す。
	販売農家 経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家のこと。
	非正規雇用 正規雇用でないこと。いわゆる派遣社員、アルバイト、パートタイマーなどを総称する言葉として、正社員との対比で用いられる。
	働き方改革 長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現などの政策のこと。一人一人の意思、能力、個々の事情により、多様で柔軟な働き方を選べる社会づくりを進めること。
	標準偏差 データの散らばりの度合いを示す値のこと。データが平均値の周りに集中していれば標準偏差は小さくなり、逆に平均値から広がっていれば標準偏差は大きくなる。
	ビッグデータ 従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。
	福祉サービス第三者評価事業 社会福祉法人などの提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価事業
	フォローアップ すでに始めたことや習ったことを強化したり確認するために、ある程度時間が経ってから、もう一度行うこと。
	ブランド・ブランド化 その銘柄が独自の価値を持つこと。農林水産物のブランド戦略も、この基本を踏まえたものである。
	プラットフォーム ある機器やソフトウェアを動作させるのに必要な、基盤となる装置やソフトウェア、あるいはそれらの組み合わせのこと。
	振り込め詐欺 電話、メール、ハガキなどを使って相手をだまし、お金の振り込みや手渡しを要求する犯罪行為のこと。
	放課後子ども教室 放課後や週末に小学校の教室や公民館などを利用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む事業
	放課後児童クラブ 一般的に「学童保育」と呼ばれている事業で、主に保護者が労働、疾病、介護などにより、昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る事業
	放課後まなび塾 放課後等に小学校の教室や公民館などを利用して、子どもたちの自主的な学習を教員OB等の地域の方々がサポートすることで学力向上や学習習慣の定着を図る事業

用語	解説
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもののこと。
ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。
文化財	文化活動によって作り出された事物、事象で文化的価値を有するもの
防災士	自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人
ホスピタリティ	「思いやり」「心のこもった手厚いおもてなし」「歓待」といった意味がある。観光業やサービス業、医療・福祉現場においてよく使われる言葉であり、ただサービスしたり仕事をするのではなく、相手に心を入れて尽くすことを指す。
ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。ボランティア活動は、幅広い分野で多様な参加形態が考えられる。
ま行	
まちづくり協働オフィス	公益的な市民活動を総合的に支援し、市民活動団体間の相互交流を促進するとともに、市民と企業、行政などの対等なパートナーシップに基づく協働のまちづくりを推進する拠点
観光マーケティング	観光の目的地に訪問者を惹きつけるために行う戦略のこと。地域の観光素材を「観光商品」に組み込み、市場に対して積極的・戦略的に販売促進活動を行っていくこと。
マッチング	一般的には需要側と供給側の調整や仲介を行うこと。本計画では、企業と求職者を結びつけること等を指す。
マネジメント	「管理」や「経営」という意味を持つ。組織の管理や運営を示す言葉として広く使用されている。
ミスマッチ	既に組み合わせとなっている両者にズレが生じていたり、不釣り合いである状態を指す言葉。これを人材採用などの場面で使用する場合には、企業側と求職者のニーズにギャップがあることを言う。
メタボリックシンドローム	「肥満、高脂血症、高血糖、高血圧」といった動脈硬化の危険因子を幾つも併せもった状態のこと。危険因子が増すごとに、心筋梗塞や脳梗塞になりやすい。
メディア	主に「情報伝達を媒介する手段」あるいは「情報伝達の媒介者」という意味合いで用いられる言葉
メディカルコントロール	傷病者を救急現場から医療機関へ搬送する間に救急救命士が実施する医行為に対して、医師の指示または指導・助言及び検証することにより、それらの医行為の質を保証すること。
木質バイオマス	林地残材や製材工場などの廃材などを活用したチップなどの木質産物

	用語	解説
	藻場	魚の産卵場所などとなる海藻が繁殖している海底。光合成により酸素を供給する役割もある。
や行	友好都市	親善と文化交流を目的として特別に提携した都市
	ユニバーサルデザイン	道具や空間をデザインするにあたり、障がい者のための特別なデザインを考案するのではなく、すべての人が利用可能で使いやすいように、改良していこうという考え方
	用途白地地域	都市計画区域内で用途地域を指定していない地域
	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童とその家族への適切な支援を図るために関係する機関が情報を共有し、地域において円滑な連携協力を確保することを目的とした協議会
ら行	ライフスタイルの多様化	高度経済成長期の社会・経済システムの崩壊や技術革新、グローバル化、人口減少、少子高齢化の進展などにより、人々の価値観の変化とともに、生活様式の多様化が進むこと。
	ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階
	ランドマーク	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物
	リサイクル	再資源化。廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
	リデュース	発生抑制。製品をつくるときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。
	リユース	再利用。使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。
	類似都市	新居浜市の類似都市は、人口が10万人以上15万人未満で、第2、3次産業の就業者比率が90%以上かつ第3次産業の就業者比率が65%以上の一般市
	労働力人口	15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
	労働力率	15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値
	6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態のこと。第一次産業、第二次産業、第三次産業をすべてかけ合わせて1×2×3=6が6次産業になることをもじった造語
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。
	ワークショップ	工房、作業場など共同で何かを作る場所を意味する言葉であるが、転じて住民参加のまちづくりなどでは、参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案などをまとめる作業の手法のことを指す。

	用語	解説
アルファベット	AIチャットボット	「チャットボット (chatbot)」とは、「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。
	CATV	ケーブルを通じて放送信号の伝送を行うテレビ放送のこと。
	CLT	Cross Laminated Timber の略称。ひき板 (ラミナ) を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。
	DV	Domestic Violence の略称。同居関係にある配偶者、内縁関係、両親、子、兄弟や親せきなどの家族から受ける家庭内暴力
	DMO	Destination Management Organization の略称。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。
	DID面積	人口集中地区 (Densely Inhabited District) の面積のこと。町村合併による市域の拡大などにより、市部・郡部の地域が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったことから、昭和35年国勢調査で設定された。現在の定義は、平成7年国勢調査で設定されたものであり、人口密度約4,000人/km ² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域の面積のこと。
	ESD	Education of Sustainable Development の略称。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
	ICT	Information and Communication Technology の略称。情報通信技術
	IoT	Internet of Things の略称。すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すこと。
	NPO	非営利団体。Non-Profit Organization の略称。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、様々な分野で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待される。
	MaaS	Mobility as a Service の略称。スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス
	MICE	会議 (Meeting)、報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称
	PDCA	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) という4段階の活動を繰り返し行なうこと。
PPP/ PFI	PPP は Public Private Partnership の略称。PFI は Private Finance Initiative の略称。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携) と呼ぶ。PFI は PPP の代表的な手法の一つ	

用 語	解 説
RPA	Robotic Process Automation の略称。ソフトウェアロボット等による事業プロセス自動化技術の一種
Society5.0	「狩猟社会 = Society1.0」、「農耕社会 = Society2.0」、「工業社会 = Society3.0」、「現代の情報社会 = Society4.0」に続く、これから先目指す社会であり、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、情報が経済発展の道具から人の暮らしを支える道具となる社会のこと。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標
UIJターン	都会から地方移住することを指す。「Uターン」は、地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。「Iターン」は、生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。「Jターン」は、地方からどこか別の地域へ移り住み、その後出身地に近い、異なる地域に移り住むこと。

新居浜市長期総合計画審議会条例 昭和46年8月20日 条例第15号

(設置)

第1条 新居浜市の長期総合計画について意見を求めるため、市長の諮問機関として、新居浜市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、長期総合計画につき必要な調査審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、市政に特に学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

新居浜市長期総合計画審議会 委員名簿

(五十音順)

	団体名等	役 職	氏 名	備 考
1	公募委員		秋月 恭子	
2			有村 智代	
3	新居浜市福祉のまちづくり審議会	会長	小野 正師	
4	新居浜市教育委員会	教育委員会委員	近藤 智佳	
5	新居浜商工会議所	会頭	曾我部 謙一	
6	松山大学	経営学部教授	東淵 則之	会長
7	新居浜工業高等専門学校	副校長	早瀬 伸樹	
8	新居浜市連合自治会	会長	日野 幸彦	
9	愛媛大学	法文学部教授	福井 秀樹	副会長
10	四国経済産業局	地方創生支援室長	山田 和昌	

※役職は委員委嘱時点

第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

新企総第114号
令和元年10月30日

新居浜市長期総合計画審議会
会長 東淵 則之 様

新居浜市長 石川 勝行

第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（諮問）

新居浜市長期総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、第六次新居浜市長期総合計画基本構想案及び基本計画案について諮問します。

第六次新居浜市長期総合計画基本構想及び基本計画について（答申）

令和2年10月29日

新居浜市長 石川勝行 様

新居浜市長期総合計画審議会
会長 東 淵 則 之

第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案） について（答申）

令和元年10月30日付け新企総第114号で諮問のありました第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）につきまして、当審議会において慎重かつ活発に審議した結果、次のとおり答申いたします。

記

人口減少や少子高齢化の加速、情報通信技術の急速な進歩、頻発する大規模自然災害など、近年、行政に求められる課題は多様化、複雑化しており、地方自治体においては、限られた地域資源を有効に活用し、持続可能な行政運営を行うことが求められています。

また、計画策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、日本のみならず、世界中でまん延しており、未だ終息時期が見通せない状況にあります。ウィズコロナ、アフターコロナの時代における「新たな日常」を構築し、市民活動や経済活動の活性化を図ることも行政における重要な役割であると認識いたしております。

こうした中、今回策定された第六次新居浜市長期総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）については、時代の潮流を踏まえ、また、市民ニーズを取り入れたものとなっており、計画内容については概ね適切であると認めるものでありますが、この計画がより一層実効性のあるものになりますよう、当審議会として以下の意見を付すことといたします。

今後におきましては、計画初年度となる令和3年度に向け、本計画をすみやかに策定するとともに、実施に際しては、当審議会の意見を十分に尊重し、計画の着実な推進を図られるよう要望いたします。

■ 計画全体に関する意見

- 1 人口減少社会にあって、新居浜市が輝き続けるには、市の強み（地政学的な優位性、歴史、自然、伝統工芸、習俗、企業、人物など）をPRすることと併せ、それらの強みが武器になるレベルにまで磨き上げることを、市がリードして進めていただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市民生活や企業活動に大きな影響がでており、事態の長期化も懸念されております。しかしながら、こうした状況においても、行政が市民や団体、企業等と連携し、コロナ禍における「新たな日常」を構築するとともに、創意工夫のもと、計画に掲げた成果指標等の達成に向け、着実に事業を推進していただきたい。
- 3 感染症拡大により、テレワークの活用を通じて、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつあります。こうした動きは、多様な人材の活躍の場を広げ、地方移住の可能性を広げるものであり、首都圏において、地方移住の関心が高まっているこの機を捉え、本市への移住者を増やすため、サテライトオフィスの設置やテレワーク環境の整備などにより一層注力していただきたい。
- 4 「類似都市と比較した本市の特徴的な指標一覧」では、人口・世帯、就業状況、産業構造、市民生活など様々な分野において、類似都市と比較した本市の特徴（強み、弱み）が整理されており、これらの客観的なデータについては、シティプロモーション活動の中で、しっかりとPRするとともに、今後10年間に於ける施策検討においても十分に活用していただきたい。
- 5 本市の財政状況については、現状においては比較的健全であるものの、社会保障費の増大、公共施設の老朽化などの諸問題を踏まえると、引き続き、行政自らが不断の行政改革を行い、無駄の排除や効率化等により、スリムな行政となるように努力されたい。また、事業の実施に当たっても、その必要性や効果効率性を見極め、今以上に事業の選択と集中を行うことで無駄を省き、今後も財政の健全性を確保されたい。
- 6 将来都市像として掲げている「－豊かな心で幸せつむぐ－人が輝くあかがねのまち にはま」については、豊かな自然や別子銅山の産業遺産に包まれて暮らす幸せを実感しながら、誰もがいきいきと輝き、暮らすことができるまちを次の世代に引き継ごうというメッセージが表れていますが、市民はもちろんのこと、市外の人にも、「あかがねのまち 新居浜」が定着するようPRしていただきたい。
- 7 第六次新居浜市長期総合計画においては、施策ごとに関連するSDGsの目標が記載されているほか、「施策の体系とSDGsの関係」として、各施策とSDGsの目標の対応一覧表が掲載されています。こうした情報を広く市内企業や市民団体等と共有することで、SDGsの達成を意識した官民連携による取組を推進していただきたい。

■ まちづくりの目標に関する意見

（まちづくりの目標1）

- 1 子育て支援の中でも、より負担の大きい、多子（多胎児）家庭支援について重点的に取り組んでいただきたい。

(まちづくりの目標5)

2 施策5-6 男女共同参画社会の形成の中での、「男女」という表現・概念について、別の記載方法がないか、中間見直しの際に検討していただきたい。

(計画の推進)

3 市の魅力を高め、移住者を増やすための取組として、公民館や公園以外に気軽に人が集える場所(サードプレイス)を市内に増やしてほしい。

(計画の推進)

4 第六次新居浜市長期総合計画における最重要課題は人口減少問題への対応であるため、施策7-1「人口減少対策とシティブランド戦略の推進」については、より積極的に取り組んでいただきたい。また将来都市像に含まれる「あかがねのまち」についても、もっと前面に打ち出していきたい。

(計画の推進)

5 本市への移住を促進するため、観光資源をPRするだけでなく、日常の中にある自然の豊かさや憩いの場所など、地域の細やかな魅力を発信していただきたい。

(計画の推進)

6 本市への大学誘致は、若者の定住促進、地域活性化につながるため、様々な機会を捉え、誘致に向けた働きかけを行っていただきたい。

(計画の推進)

7 市職員の働き方改革の一環として、男性職員の育児休暇取得が進むよう取組を進めていただきたい。

■ その他の意見

1 第六次新居浜市長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの方向性を定める非常に重要な計画であることから、より多くの市民に読んでもらえるよう、写真やイラストを取り入れた、読みやすい冊子を心がけ、広報も工夫をしていただきたい。

2 成果指標は、計画の達成度を具体的に判断する重要な指標であることから、適正な項目、目標水準の設定をお願いしたい。

3 様々な行政分野における課題について、ICTを活用することで、実現・解決できないかを考え、実践していただきたい。これらの活動を通じ、情報化のスキルやマインドが培われ、次代の新居浜市の強みになると思料される。

新居浜市政策懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市の市政運営に当たり、広く市民の意見を政策に反映させ、市民との協働によるまちづくりを推進するため、新居浜市政策懇談会（以下「政策懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 政策懇談会は、次に掲げる事項について、審議し、市長へ提言を行う。

- (1) 市政課題に関する事項
- (2) 地域振興に関する事項
- (3) 長期総合計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 政策懇談会は、委員50人以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

- 2 政策懇談会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員の任期は、2年間とする。

(会議)

第4条 政策懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 市政課題解決の具体的な施策を立案するため、政策懇談会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、市関係者及び関係団体の実務担当者をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、政策懇談会の委員をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

(オブザーバー)

第6条 政策懇談会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、政策懇談会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるすることができる。

(庶務)

第7条 政策懇談会の庶務は、企画部総合政策課において、ワーキンググループの庶務は、その課題を所管する課所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、政策懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

新居浜市政策懇談会 委員名簿

(五十音順)

No	団体名等	役職	氏名	備考
1	新居浜市ボランティア連絡協議会	副会長	池田 宏美	
2	新居浜市小学校校長会	会長	今村 信	
3	にいほま環境市民会議	会長	太田 初	
4	新居浜市農業協同組合	代表理事組合長	岡部 益夫	
5	新居浜商店街連盟	会長	越智 俊博	
6	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	会長	小野 正師	
7	一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会	代表理事	小野 雄史	
8	新居浜金融協会	会長	久米 良樹	
9	新居浜市保育協議会	会長	合田 史宣	
10	いしづち森林組合	代表理事副組合長	河野 憲照	
11	新居浜市歯科医師会	会長	小溪 徹彦	
12	新居浜市中学校校長会	会員	近藤 栄一	
13	一般社団法人新居浜市観光協会	会長	近藤 嘉郎	
14	新居浜市民生児童委員協議会	会長	白石 敦之	
15	新居浜建設業協同組合	理事長	白石 誠一	
16	新居浜市物産協会	会長	白石 尚寛	
17	新居浜市老人クラブ連合会	会長	鈴木 英次	
18	新居浜商工会議所	会頭	曾我部 謙一	会長
19	新居浜市土地改良協議会	会長	高橋 征三	
20	新居浜市PTA連合会	副会長	田坂 亮司	
21	新居浜文化協会	総務部長	戸田 俊之	
22	新居浜機械産業協同組合	理事長	萩尾 孝一	
23	新居浜市食生活改善推進協議会	会長	秦 榮子	副会長
24	新居浜市連合自治会	会長	日野 幸彦	
25	新居浜地区防犯協会	船木支部長	星加 勝一	
26	新居浜市消防団	団長	堀田 公	
27	新居浜地区労働者福祉協議会	会長	真鍋 英次	
28	新居浜市スポーツ協会	会長	真鍋 和人	
29	公益社団法人新居浜青年会議所	理事長	三木 悠司	
30	愛媛県建築士会新居浜支部	副支部長	宮崎 秀俊	
31	新居浜市公民館連絡協議会	会員	村上 和夫	
32	新居浜市内県立学校校長会	会長	森 昭彦	
33	新居浜工業高等専門学校	校長	八木 雅夫	副会長
34	新居浜市福祉施設協議会	副会長	矢野 健吾	
35	一般社団法人新居浜市医師会	会長	山内 保生	
36	新居浜交通安全協会	事務局長	吉岡 敏高	
37	新居浜市女性連合協議会	総務	頼木 熙子	
38	住友金属鉱山(株)別子事業所	総務センター長	綿 寿	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第1部会 都市基盤）委員名簿

(五十音順)

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	新居浜市管工事業協同組合	石水 浩臣	
2	委 員	公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会新居浜地区連絡協議会	菅 公逸	
3	委 員	新居浜市連合自治会	坂上 公三	
4	委 員	新居浜建設業協同組合	白石 誠一	座長
5	委 員	新居浜市PTA連合会	白石 哲也	
6	委 員	新居浜商工会議所	白石 尚寛	
7	委 員	新居浜港振興協議会	杉原 弘紀	
8	委 員	新居浜市土地改良協議会	福本 頼幸	
9	委 員	住友金属鉱山(株)別子事業所	松長 隆志	
10	委 員	公益社団法人新居浜青年会議所	三木 悠司	
11	委 員	公益社団法人愛媛県建築士会新居浜支部	宮崎 秀俊	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第2部会 産業振興）委員名簿

(五十音順)

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	新居浜地区労働者福祉協議会	天野 裕	
2	委 員	新居浜市農業協同組合	岡部 益夫	
3	委 員	一般社団法人新居浜市観光協会	織田 安文	
4	委 員	一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会	小野 雄史	
5	委 員	新居浜金融協会	久米 良樹	
6	委 員	いしづち森林組合	河野 憲照	
7	委 員	新居浜機械産業協同組合	近藤 彰一	
8	委 員	新居浜市物産協会	白石 尚寛	
9	委 員	新居浜市土地改良協議会	高橋 征三	
10	委 員	新居浜市漁業振興対策協議会	中原 英行	
11	委 員	新居浜機械産業協同組合	萩尾 孝一	座長
12	委 員	新居浜商工会議所	秦 誠一	
13	委 員	新居浜商店街連盟	真木 正広	
14	委 員	新居浜公共職業安定所	森本 孝生	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第3部会 保健福祉）委員名簿

(五十音順)

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	伊藤 里香	
2	委 員	新居浜市歯科医師会	宇野 義治	
3	委 員	一般社団法人新居浜市医師会	江盛 康之	
4	委 員	新居浜市相談支援事業所連絡会	大橋 靖彦	
5	委 員	新居浜市保育協議会	合田 史宣	座長
6	委 員	地域子育て支援拠点	近藤 直緒美	
7	委 員	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	佐々木 洋	
8	委 員	新居浜市心身障害者（児）団体連合会	白石 文男	
9	委 員	新居浜市老人クラブ連合会	高橋 功	
10	委 員	新制度に移行した幼稚園	立花 久美子	
11	委 員	新居浜市民生児童委員協議会	谷村 ツユ子	
12	委 員	新居浜市食生活改善推進協議会	千葉 晶子	
13	委 員	新居浜市福祉施設協議会	矢野 健吾	
14	委 員	愛媛県社会福祉士会	山本 豪	
15	委 員	愛媛県リハビリテーション専門職協会	渡部 浩二	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第4部会 市民安全）委員名簿

(五十音順)

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	新居浜市 PTA 連合会	伊藤 義男	
2	委 員	新居浜防災士ネットワーク	馬越 健	
3	委 員	新居浜市ボランティア連絡協議会	岡 熙美	
4	委 員	新居浜市公民館連絡協議会	高田 実	
5	委 員	新居浜市国際交流協会	土井 美智子	
6	委 員	新居浜地区防犯協会	久石 保	
7	委 員	新居浜市連合自治会	日野 幸彦	座長
8	委 員	公益社団法人新居浜青年会議所	三木 悠司	
9	委 員	にいほま女性ネットワーク	三股 智美	
10	委 員	新居浜市消防団	山内 敏男	
11	委 員	新居浜交通安全協会	吉岡 敏高	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第5部会 環境衛生）委員名簿

(五十音順)

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	新居浜建設業協同組合	飯尾 和之	
2	委 員	にいほま環境市民会議	太田 初	座長
3	委 員	新居浜市農業協同組合	黒瀬 文生	
4	委 員	いしづち森林組合	河野 憲照	
5	委 員	えひめ産業資源循環協会西条地区	高橋 辰夫	
6	委 員	新居浜市食生活改善推進協議会	千葉 晶子	
7	委 員	新居浜商工会議所	藤田 武	
8	委 員	新居浜市連合自治会	三並 保	
9	委 員	新居浜市女性連合協議会	宮前 港	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第6部会 教育文化）委員名簿

(五十音順)

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	新居浜市中学校校長会	大久保 浩	
2	委 員	新居浜市スポーツ協会	加藤 學	
3	委 員	新居浜工業高等専門学校	佐伯 徳哉	
4	委 員	新居浜市連合自治会	白石 宗久	
5	委 員	新居浜市 PTA 連合会	神野 恭多	
6	委 員	新居浜市小学校校長会	高須賀 洋	座長
7	委 員	新居浜市内県立学校校長会	高橋 一美	
8	委 員	新居浜文化協会	戸田 俊之	
9	委 員	西条人権擁護委員協議会	藤田 幾代	
10	委 員	新居浜市公民館連絡協議会	村上 和夫	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市政策懇談会WG（第7部会 行財政運営）委員名簿

（五十音順）

No.	職	団 体 名	氏 名	
1	委 員	高校生	秋山 響	
2	委 員	新居浜市情報通信研究会	伊藤 直人	
3	委 員	一般社団法人新居浜市観光協会	嶋田 純也	
4	委 員	高校生	鈴木 天菜	
5	委 員	新居浜市連合自治会	須山 盾夫	
6	委 員	新居浜工業高等専門学校	田中 大介	
7	委 員	元新居浜市職員	田中 洋次	
8	委 員	高校生	手島 葵	
9	委 員	新居浜市国際交流協会	土井 美智子	
10	委 員	公益社団法人新居浜青年会議所	三木 悠司	座長
11	委 員	新居浜市PTA連合会	宮川 まゆみ	

※役職は委員委嘱時点

新居浜市長期総合計画に関する規程

昭和46年7月3日

訓令第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市長期総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市民の将来の幸福と福祉の増進を図り、もって本市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、望ましい都市像を実現するための施策手段の大綱について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(令元訓令1・全改)

(計画策定の原則)

第3条 基本計画及び実施計画は、計画的かつ効率的な行政を確立するため、現実に即し、かつ、科学性と総合性をもつよう策定しなければならない。

(平21訓令13・令元訓令1・一部改正)

(策定委員会の設置)

第4条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員長及び委員)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長（統括）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長（特命）
- (2) 各部局長（これらに相当する職にある者を含む。）
- (3) 市の職員のうちから市長が任命する者

(平19訓令2・平21訓令13・令元訓令1・令2訓令9・一部改正)

(事務局の設置)

第6条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長は企画部長を、事務局次長は企画調整担当課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、市長が任命する。

(昭63訓令6・平15訓令1・一部改正)

(職務)

第7条 委員会は、市長の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画に含まれる事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 前号の事務事業の実施について、必要な指導及び調整並びに事務事業の実施状況の報告に関すること。
- (3) 総合計画に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (4) 総合計画原案の策定及び立案に関すること。
- (5) その他総合計画に関し特に必要なこと。

(平21訓令13・一部改正)

(部会の設置)

第8条 総合計画の策定について、専門的な事項の調査及び研究をするため、委員会に、都市基盤、産業振興、保健福祉、市民安全、環境衛生、教育文化及び行財政運営の各分野を所管する専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 各部会は、部会長、副部会長及び推進員をもって組織する。
- 3 部会長は、課長及び市長が必要と認める職員のうちから市長が任命し、副部会長及び推進員は、部会長の指名により、市長が任命する。
- 4 推進員は、その部会の基本計画の策定に必要な資料の収集及び整理を行い、基本計画の原案を作成する。

(昭55訓令34・平元訓令10・平7訓令11・平12訓令1・平17訓令7・平21訓令13・令元訓令1・一部改正)

(会議)

第9条 委員会は、委員長が必要があると認めたとときに招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の出席者)

第10条 委員会及び各部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は出席を求めて、所管事務について説明又は報告をさせることができる。

(基本計画の策定)

第11条 基本計画の期間は、10年間とする。

- 2 基本計画は、各部の実施計画その他の事務事業の基本とするものとし、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由がない限り、変更することができない。

(令元訓令1・一部改正)

第12条 基本計画は、委員会から提出された計画案を庁議（市長が別に指定する者を含む。）が調整し、市長が決定する。

(昭55訓令34・平元訓令10・平12訓令1・平21訓令13・令元訓令1・一部改正)

(実施計画の策定)

第13条 実施計画は、第11条第1項に規定する基本計画の期間を単位として策定することを基本とする。ただし、この期間中の具体的な事務事業に係る市長が適当と認める分野については、当該期間を前期及び後期の2期に区分し、それぞれの期間について策定するものとする。

- 2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 基本計画が変更されたとき。

- (2) 国又は県の計画の変更により、著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

3 実施計画は、基本計画に従い、策定しなければならない。

4 実施計画は、市長の命を受けて委員会が策定した原案を庁議（市長が別に指定する者を含む。）が調整し、市長が決定する。

(昭55訓令34・平16訓令13・平21訓令13・平23訓令1・令元訓令1・一部改正)

(計画の実施)

第14条 部長は、総合計画の実施に当たり、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行い、事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

(総合計画関係事務事業の報告等)

第15条 課所長等は、実施計画に基づく事務事業についての進捗状況を別に定める要綱により、企画部長を経て、市長に報告しなければならない。

(昭63訓令6・平15訓令1・一部改正)

(資料の提出)

第16条 課所長等は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したとき及び総合計画に関する事務事業の執行については、企画部長及び企画調整担当課長に合議しなければならない。

2 企画部長及び企画調整担当課長は、各部課の事務の参考となると考えられる資料等を作成したときは、課所長等に送付するものとする。

(昭63訓令6・平15訓令1・一部改正)

附 則

この規程は、昭和46年7月3日から施行する。

附 則（昭和55年5月19日訓令第34号）

この規程は、昭和55年5月19日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日訓令第6号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月15日訓令第10号）

この規程は、平成元年5月15日から施行する。

附 則（平成7年4月1日訓令第11号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日訓令第13号）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日訓令第7号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月9日訓令第13号）

この訓令は、平成21年7月9日から施行する。

附 則（平成23年2月18日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年2月18日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条第1項の規定は、同項に規定する基準年度以後の年度に係る実施計画について適用し、当該基準年度前の年度に係る実施計画については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年6月28日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第5項並びに第8条第1項及び第3項の規定は、この訓令の施行の日以後に策定される総合計画について適用し、同日前に策定された総合計画については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

第六次新居浜市長期総合計画策定経過

◆平成30年度

年 月 日	実施内容等
平成31年 1月	新居浜市民意向調査 ※住民基本台帳による無作為抽出 (1,500人)

◆平成31年度 (令和元年度)

年 月 日	実施内容等
令和元年 6月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ※就学前児童の子どもがいる家庭 (1,500世帯) 小学生の子どもがいる家庭 (500世帯)
令和元年 8月 1日	長期総合計画策定委員会 (第1回) ※議題 (1) 長期総合計画策定方針等について (2) その他について
令和元年 8月	本市出身者意向調査 ※本市出身者及び本市に関係のある人 (590人)
令和元年 8月	団体アンケート調査 ※市内で活動する NPO 法人、市民活動団体、ボランティア団体 (354団体)
令和元年 8月	企業アンケート調査 ※市内に所在する事業所 (183社)
令和元年 10月 3日	新居浜市政策懇談会 (第1回) ※議題 (1) 政策懇談会の進め方について (2) その他
令和元年 10月 23日	高校生まちづくりワークショップ ※テーマ：10年後の新居浜市の姿について
令和元年 10月 30日	長期総合計画審議会 (第1回・諮問) ※議題 (1) 長期総合計画の策定について (2) その他
令和元年 10月 31日	市内で働く若者との懇談会 ※テーマ：これまでの新居浜市、これからの新居浜市
令和元年 11月 20日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第2部会・産業振興 (第1回)
令和元年 12月 3日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第4部会・市民安全 (第1回)

年 月 日	実施内容等
令和元年12月4日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第6部会・教育文化（第1回）
令和元年12月10日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第6部会・教育文化（第2回）
令和元年12月11日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第3部会・保健福祉（第1回）
令和元年12月17日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第6部会・教育文化（第3回）
令和元年12月25日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第1部会・都市基盤（第1回）
令和2年1月9日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第5部会・環境衛生（第1回）
令和2年1月10日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第7部会・行財政運営（第1回）
令和2年1月15日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第4部会・市民安全（第2回）
令和2年1月16日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第1部会・都市基盤（第2回）
令和2年1月17日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第5部会・環境衛生（第2回）
令和2年1月20日	長期総合計画策定委員会（第2回） ※議題 （1）第六次長期総合計画の体系について （2）将来都市像について （3）基本構想の骨子について
令和2年1月21日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第6部会・教育文化（第4回）
令和2年1月22日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第3部会・保健福祉（第2回）
令和2年1月22日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第4部会・市民安全（第3回）
令和2年1月27日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第5部会・環境衛生（第3回）
令和2年1月29日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第4部会・市民安全（第4回）
令和2年1月30日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第2部会・産業振興（第2回）

年 月 日	実施内容等
令和2年1月30日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第7部会・行財政運営（第2回）
令和2年2月26日	新居浜市政策懇談会ワーキンググループ 第7部会・行財政運営（第3回）
令和2年3月16日	長期総合計画策定委員会（第3回） ※議題 （1）将来都市像及び施策の体系について （2）基本構想（素案）について
令和2年3月25日	長期総合計画審議会（第2回）書面開催 ※議題 基本構想素案について
令和2年3月30日	新居浜市政策懇談会（第2回）書面開催 ※議題 （1）基本構想素案について （2）基本計画案について

◆令和2年度

年 月 日	実施内容等
令和2年6月26日	長期総合計画審議会（第3回） ※議題 （1）書面提出意見に関する回答について （2）長期総合計画（案）について （3）今後のスケジュールについて
令和2年7月3日	長期総合計画策定委員会（第4回） ※議題 （1）長期総合計画審議会の意見について （2）長期総合計画（案）について （3）今後のスケジュールについて
令和2年8月7日	長期総合計画審議会（第4回） ※議題 （1）前回会議での意見を踏まえた対応について （2）長期総合計画（案）について （3）今後のスケジュールについて
令和2年8月20日	新居浜市政策懇談会（第3回） ※議題 （1）政策懇談会ワーキンググループの活動について （2）第2回会議（書面開催）での意見について （3）長期総合計画（案）について （4）今後のスケジュールについて

年 月 日	実施内容等
令和2年9月15日	パブリックコメント実施（10月15日まで） ※提出意見17件
令和2年10月28日	長期総合計画審議会（第5回） ※議題 （1）前回会議での意見・パブリックコメントの結果を踏まえた対応について （2）審議会答申（案）について
令和2年10月29日	長期総合計画審議会（答申） 基本構想（案）及び基本計画（案）について
令和2年11月19日	長期総合計画策定委員会（第5回） ※議題 長期総合計画（最終案）について
令和2年11月19日	庁議（令和2年度第7回庁議） ※議題 長期総合計画（最終案）について
令和2年11月30日	市議会本会議に基本構想提案 ※企画教育委員会付託、各常任委員会に意見提出依頼
令和2年12月11日	企画教育委員会 ※採決（全会一致可決）
令和2年12月17日	市議会本会議で基本構想議決 ※採決（全会一致可決）
令和2年12月18日	新居浜市政策懇談会（書面報告） ※第六次新居浜市長期総合計画（最終案）について



第六次新居浜市長期総合計画 2021-2030

—豊かな心で幸せをつむぐ—
人が輝く あかがねのまち にいはま

発行/ 新居浜市 発行日/ 令和3年(2021年)3月
〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市役所 企画部 総合政策課
TEL(0897)65-1210 FAX(0897)65-1216
E-mail seisaku@city.niihama.lg.jp